

令和2年第4回せたな町議会定例会 第1号

令和2年12月10日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問

○出席議員（12名）

|     |    |     |     |    |     |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番  | 吉田 | 実君  | 2番  | 梶田 | 道廣君 |
| 3番  | 本多 | 浩君  | 4番  | 橋本 | 一夫君 |
| 5番  | 熊野 | 主税君 | 6番  | 道高 | 勉君  |
| 7番  | 大湯 | 圓郷君 | 8番  | 横山 | 一康君 |
| 9番  | 石原 | 広務君 | 10番 | 平澤 | 等君  |
| 11番 | 菅原 | 義幸君 | 12番 | 真柄 | 克紀君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

|            |     |     |
|------------|-----|-----|
| 町長         | 高橋  | 貞光君 |
| 教育委員会教育長   | 小板橋 | 司君  |
| 農業委員会会長    | 原田  | 喜博君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大坪  | 観誠君 |
| 代表監査委員     | 残間  | 正君  |

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

|           |     |     |
|-----------|-----|-----|
| 副町長       | 佐々木 | 正則君 |
| 総務課長      | 原   | 進君  |
| まちづくり推進課長 | 佐藤  | 英美君 |
| 財政課長      | 佐野  | 英也君 |
| 税務課長      | 濱登  | 幸恵君 |
| 町民児童課長    | 濱口  | 喜秋君 |
| 認定子ども園長   | 伊藤  | 悦子君 |
| 保健福祉課長    | 樋口  | 靖君  |

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| 農 務 課 長                 | 河 原 泰 平 君   |
| 水 産 林 務 課 長             | 八 木 忠 義 君   |
| 建 設 水 道 課 長             | 平 田 大 輔 君   |
| 会 計 管 理 者               | 高 橋 純 君     |
| 国 保 病 院 事 務 局 長         | 西 村 晋 悟 君   |
| 総 務 課 長 補 佐             | 小 林 和 仁 君   |
| まちづくり推進課長補佐             | 阪 井 世 紀 君   |
| 財 政 課 長 補 佐             | 井 村 裕 行 君   |
| 税 務 課 長 補 佐             | 奥 村 大 樹 君   |
| 町 民 児 童 課 長 補 佐         | 坂 谷 洋 二 君   |
| 保 健 福 祉 課 長 補 佐         | 浜 高 正 明 君   |
| 保 健 福 祉 課 長 補 佐         | 藤 谷 知 昭 君   |
| 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 | 長 内 京 君     |
| 農 務 課 長 補 佐             | 吉 田 有 哉 君   |
| 建 設 水 道 課 長 補 佐         | 金 澤 喜 嗣 君   |
| 国 保 病 院 事 務 局 次 長       | 中 川 讓 君     |
| 経 営 戦 略 室 次 長           | 手 塚 清 人 君   |
| 総 務 課 主 幹               | 中 山 康 春 君   |
| まちづくり推進課主幹              | 松 原 孝 樹 君   |
| まちづくり推進課主幹              | 伊 藤 哲 史 君   |
| まちづくり推進課主幹              | 竹 内 亜 希 子 君 |
| 町 民 児 童 課 主 幹           | 黒 澤 美 知 子 君 |
| 保 健 福 祉 課 主 幹           | 古 守 亜 珠 君   |
| 保 健 福 祉 課 主 幹           | 垣 本 利 子 君   |
| 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 主 幹 | 今 川 勇 吾 君   |
| 農 務 課 主 幹               | 斉 藤 真 君     |
| 水 産 林 務 課 主 幹           | 山 本 亨 君     |
| 建 設 水 道 課 主 幹           | 川 上 佳 隆 君   |
| 建 設 水 道 課 主 幹           | 桑 田 一 良 君   |
| 建 設 水 道 課 主 幹           | 鈴 木 涼 平 君   |
| 職 員 厚 生 係 長             | 尾 野 裕 也 君   |
| 地 域 生 活 係 長             | 岡 島 讓 二 君   |
| 防 災 係 長                 | 斉 藤 哲 章 君   |
| 商 工 労 働 観 光 係 長         | 撫 養 和 伯 君   |
| 財 政 係 長                 | 稲 船 洋 志 君   |
| 障 が い 福 祉 係 長           | 平 田 慎 太 郎 君 |
| 包 括 支 援 係 長             | 大 久 保 麻 未 君 |

|        |       |
|--------|-------|
| 地域支援係長 | 金澤早苗君 |
| 農政係長   | 大庭啓君  |
| 業務係長   | 北山典孝君 |

《大成総合支所》

|          |        |
|----------|--------|
| 支所長      | 杉村彰君   |
| 次長       | 佐々木正人君 |
| 大成診療所事務長 | 古守幸治君  |

《瀬棚総合支所》

|              |        |
|--------------|--------|
| 支所長          | 神田昌君   |
| 養護老人ホーム三杉荘所長 | 横川忍君   |
| 次長           | 増田和彦君  |
| 福祉係長         | 稲船奈穂子君 |

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

|          |       |
|----------|-------|
| 事務局長     | 丹羽優君  |
| 次長       | 古畑英規君 |
| 大成教育事務所長 | 杉村輝明君 |
| 主幹       | 長内解人君 |
| 主幹       | 尾野真也君 |
| 学校給食係長   | 山崎秀人君 |

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 西田良子君 |
| 農地係長 | 小池秀樹君 |

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

|      |       |
|------|-------|
| 書記長  | 原進君   |
| 書記次長 | 小林和仁君 |

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

|      |        |
|------|--------|
| 事務局長 | 丹羽小百合君 |
| 次長   | 上野朋広君  |

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

|      |        |
|------|--------|
| 事務局長 | 丹羽小百合君 |
| 次長   | 上野朋広君  |
| 主事   | 原田翔太君  |

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達していますので、令和2年第4回せたな町議会定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において2番、柘田道廣議員、3番、本多浩議員を本日の会議録署名議員に指名をいたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から12月11日までの2日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から12月11日までの2日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告をさせていただきます。

まず令和2年度中間期における農業及び漁業情勢についてでございます。

はじめに農業情勢についてですが、今年は全道的に好天に恵まれ農作業も順調に進み、檜山地方においても平均気温は平年並みに推移しましたが、5月下旬と7月下旬の低温、日照不足により一部の

農作物で品質に影響を及ぼしたところであります。

基幹作物の水稲については、北海道農政事務所が発表した10月15日現在の北海道の10アールあたり予想収穫量は581キロで、作況指数は106の良となっております。本町を含めた檜山管内では10アールあたりの収量が、昨年同時期に比べ22キログラム多い526キロ、作況指数は昨年と比べ4ポイント増の102のやや良の作柄になりました。品質としましては、7月下旬の日照不足等により登熟が進まず平年に比べてくず米が多く、タンパク値も高い傾向にあると伺っております。また畑作物や施設野菜類、飼料作物などの生育についても平年並みの収量でありましたが、販売価格におきましては、米を含めた農作物の一部でコロナの影響により価格が下落している状況であります。

生乳生産につきましては、乳量が減少したことにより昨年を若干下回り、肉牛の販売においてもコロナの影響により価格が落ち込み、販売高が昨年より下回っている状況であります。

次に漁業情勢についてですが、本年4月から11月末における地元漁業生産は、水揚げ量862トン、金額5億9,300万円あまりとなり、前年同期と比べ漁獲量では128トン増加しておりますが、水揚金額では800万円ほどの減少となっております。主な要因としましては、コロナ禍による魚種全般に渡る安値並びに近年のイカ釣り漁業の不漁が要因であります。魚種別に見ますと、主要魚種であるスルメイカは、ここ数年に及ぶ不漁のなか、日本海に生息するスルメイカの資源量が急減している模様で、平年の2割程度の漁獲量だったことや外来船の減少による水揚への影響など、なお厳しい状況が続いております。一方、秋サケについては、漁期前半の海水温の高止まりから、漁への影響が懸念されましたが、漁期後半には漁獲量が大幅に伸びたことから、水揚額は、今年の倍に近い豊漁で浜が活気づくなど明るい話題となりました。

また前浜の重要資源であるウニやナマコ、アワビについては、昨今、魚価や水揚が安定していた状況ではありましたが、本年は魚価安の影響をまともに受け、水揚額は大幅に落ち込む状況となりました。しかしながらこれらは漁業収入の基盤となる重要な資源となっており、今後に於いても、より安定的な資源となるよう令和3年度へ向け、引き続き各種事業や種苗センターを活用した事業を検討しているところであります。冬場の操業に向けては、時化も多くなるなど、きつい操業条件下ではありますが安全操業での豊漁に期待をしているところであります。なお数値等に関する資料をお手元に配付させていただきましたのでご参照願います。

次の工事発注状況について、3の町長、副町長の動向についてにつきましては、別紙のとおりでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（真柄克紀君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問、答弁は簡明簡潔にするようお願い申し上げます。

それでは通告順に順次発言を許してまいります。

2番、榊田道廣議員。

○2番（榊田道廣君） 先に提出しています件について質問をさせていただきます。

災害に備えた避難所の整備についてということで、近年、数十年、数百年に一度と言われる大雨や台風が毎年のごとく発生しています。また平成30年9月の胆振東部地震では全道で最大3日にも及ぶ停電、ブラックアウトの被害を受けるなど、毎年日本のいたるところで自然災害が発生し尊い人命が失われています。こうした災害の被害を最小限に抑えるために自助、共助、公助が提唱され、各市町村で自主防災組織の立ち上げや避難所の整備や備品の備蓄が進んでいます。当町でも備品に関しては以前よりも充実してきたものと感じていますが、高齢者の多いせたな町民にとって避難所の機能としては、まだまだ十分とは言えないと思いますので、次の点について伺います。

1、緊急避難所を含むすべての避難所に手すりや洋式トイレ、バリアフリー化のためのスロープなどを取り付けるべきと考えます。

2、指定避難所及び福祉避難所には障がい者用トイレが必要と考えます。

3、冬期間や長期の避難を余儀なくされた場合、ブラックアウトなどの事態に備え福祉避難所には自家発電設備が必要と考えます。

以上の点について、町長の所見をお伺いします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 榊田議員のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問につきましては、町が指定している指定避難所18箇所の内、17箇所に洋式トイレを整備しておりますが、大成農漁村センターには洋式トイレはありませんことから、棟続きとなっている大成中学校を利用することとしております。

次に、手すりが未設置の避難所につきましては、杖や歩行器、車椅子など町が準備している物資もありますことから、必要に応じてこれらを利用していただきたいと考えております。

またスロープにつきましては、せたな町青少年センター、貝取潤公営温泉浴場、久遠小学校には整備されておられませんので、新たにスロープの整備を検討したいと考えております。

2点目のご質問につきましては、障がい者用トイレ、いわゆる車イスでも利用できる多目的トイレは、福祉避難所には必要な設備だと考えております。現在、各区に福祉避難所を1箇所指定しており、北檜山区は町民ふれあいプラザ、瀬棚区は瀬棚総合福祉センターやすらぎ館、大成区は大成町民センターであります。大成町民センターには多目的トイレが整備されていないため、今後における長寿命化工事に合わせ新たに設置する計画であります。

3点目のご質問につきましては、北海道胆振東部地震により長期間の停電被害を受けたことから、現在、全ての福祉避難所、指定避難所に対し発電機を配備が出来るよう備蓄しており、今年度完了いたします。また長期的な停電に対しては、地元のレンタル会社と発電機等の提供について防災協定を締結しており災害に対応できる環境整備が図られております。このことから自家発電設備ではなく、これらの発電機で停電対応が可能であると考えているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 2番、榊田議員。

○2番（榊田道廣君） 再質問をさせていただきます。

ただいま町長から非常に前向きやというか、ありがたい答弁をいただいたものと思いますけれども、

ただ災害時には確かに避難所として使うわけですがけれども、普段集会また葬儀等で使っている施設も多い中で、例えばトイレは17箇所洋式があるという話でしたけれども、車椅子またシルバーカー、杖で歩く方など、どうしても段差の部分があるためにいけない、またどなたかに連れて行ってもらいたいと言ってもなかなかそれができないというような方もおられるようですので、この点につきましては、それぞれの避難場にはバリアフリーのためのスロープ等を全て揃えていただければというふうに思います。また大成町民センターに障害者用のトイレを付けてくださるということでしたけれども、ここ2階のほうで敬老会等が開かれるんですけれども、そこに至るまでの手すり等もまだまだと思いますのでそういう部分も含めて、これから高齢者が今以上に増える中で安心してそういう行事に参加できるようなものを付けていただきたいと思い、再度質問をさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 災害についてはなくて、ふだんの利用についてというお話であります。これについては、その状況を考えながら計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。よくお話として伺っておきます。

○議長（真柄克紀君） これで梶田議員の一般質問を終わります。

続いて9番、石原広務議員。

○9番（石原広務君） それでは選挙管理委員長また町長に次の一般質問の答弁を求めます。

後援会連絡所の立看板についてです。大成区長磯地区の空地、宮野地区の個人所有のものと思われる倉庫に掲示している町長の後援会連絡所の看板の設置は違反状態にあると思うが見解を伺います。

また選挙管理委員会委員長には、空地や倉庫の所有者への罰則規定の有無について伺います。

○議長（真柄克紀君） それでは最初に選挙管理委員会委員長の答弁を求めます。

選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（大坪観誠君） 石原議員のご質問にお答えします。

議員、ご指摘の後援会連絡所の立看板掲示箇所については、選挙管理委員会事務局が現地確認をした後、私の指示で4日午前中に後援会へ照会をしたところです。

長磯地区については、現在は空地となっていることから公職選挙法第143条の設置規定に反していることを説明させていただきました。

また宮野地区については、議員より個人所有のものと思われる倉庫に掲示しているのご指摘をいただいておりますが、後援会に確認したところ倉庫では無く作業所であり、後援会事務用の机等、事務用品も配置しており、人の出入りも有り事務所として使用している旨の説明を受けました。このことから長磯地区については公職選挙法第143条の設置規定に反しており、また宮野地区については、当該倉庫が、その実態からみて事務所として使用されている場合は認められるとの見解でございます。

また空地や倉庫の所有者への罰則規定の有無についてのご質問でございますが、これについては、所有者への罰則規定はございません。

以上、お答え申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えいたします。

私の後援会が掲示をした後援会連絡所に係る2箇所の立看板については、石原議員から一般質問の通告後、後援会幹部に確認したところ、せたな町選挙管理委員会より設置場所に係る照会を受けており、設置基準に適合しないことに気づきすでに撤去しておりました。

今後につきましては、私自身も目配りをしながら、この様な事がないよう後援会に法令等を遵守するよう要請をしたところでございます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 再質問をさせていただきます。

先ほど選挙管理委員長から所有者の罰則規定が無いということの報告を受けました。町長に対して再質問するんですが、宮野地区の確認をしたら机なども置いていると、作業所だということですけど、私が通告したのは一般質問通告締め切り日の4日です。その日の夕刻には既に外れたんです。作業所だということですけど、その倉庫を使用している方が時期になると作業してるということであって、普段この注意事項にあるような、後援会事務所のようなものを設けて、そこで後援会の政治活動のために各種の事務を行っていない時は、立て札、看板の類は掲示できませんということにもなっているんです。もしそういう形態の中で問題が無いというふうな認識をお持ちなら外すことはないんです。それを外したわけです。4期務めてこういうところも、こちらにしては熟知してるだろうなというふうに思ったんです。この違法な状態で、なぜ私が一般質問を通告するまでこあのような形で設置していたのでしょうか。改めてその見解を求めます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 詳しいことはよくわかりませんが、議員言われるようなことも考えて撤去したということかと思えます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 私がこの立看板の情報を知りえたのは、ある長磯地区の方からの一本の電話でした。すごく厳しい声だったんです。何であんなところに立てさせたんだと。なんであそこに町長の看板あるんだと。普通一般質問は町長の政策に関する案件とか、そういうことをこの場で議員の特権として質問するっていうことも認識してるんです。なぜそういう大成区のある区民が、そういうことを私に申し入れしたかっていうと、この高橋貞光後援会連絡所、町長、現地確認しましたか。これ見てください。今確かに空き地です。ここに解体する前は空家がありました。でも立ってたのは空地なんです。その長磯の方が何をもって私にそういう連絡したか。4期務め上げようとしている町長、あなたがこの4期目、選挙公約、国民宿舎あわび山荘改築に向けた課題整備の推進、街頭演説で区民の皆さんに山荘は残しますと、あなた約束したんです。選挙が終わって、そのあとですよ課題整備の推進はどこ吹く風か、それにかかわる住民説明会で山荘は残しますと言った理由はなんですか。しまいにはそんなこと言ってませんと言ってのけたんです町長。公約違反、約束していない、言っていない、欺いて嘘をついて、そういった思いが大成区民の方にあるんです。いや私も住民説明会で山荘残しますって言いましたよねと、しまいには言ってませんって言ったんですよ。町長大丈夫ですか。なぜかという、この長期にわたって我が町せたな町の町政を執行する町長の立場で、役場内部でさまざまな協議をしてる中で、この数年、情報として入ってくるのが、いやいや1週間前に協議したのが、1週間後にはそんなこと言ったか、時には午前中に協議したのが、午後になったらそんなこと言って

ないって。高橋貞光後援会事務所連絡所、現職町長がそういったことを踏まえて後援会の方が久遠市街地に立てられないから、宮野地区、長磯地区何とか1箇所ずつお願いしたいんだということのを頭を下げてこういった措置になったんです。欺いた公約、残しますと政策に盛り込まれるはずだったあわび山荘、嘘をつかれたという住民感情を逆なでするような、しかも違法状態の看板、テレビ番組でポツンと一軒家っていう番組があります。今までは笑い話ではなく、怒りを持ったポツンと立看板ここまで言われてるんです。それ知らなかったってということにはならないわけです。時には職員のせい、時には議会のせい、今度は後援会のせいになさるんですか。たかが立看板と思われてるのだったらそれは大きな間違いです。そこを含めて町長きちんとした見解を述べていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今回の看板の件につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。そのほかの質問については、通告外の質問ということで答弁を控えたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 続いて2問目の質問に入ります。

石原広務議員。

○9番（石原広務君） 2問目に移らさせていただきます。

国保病院敷地内での畜犬による咬傷事件についてです。①令和2年8月17日の咬傷事案は、被害届けが出されている事を考慮して行政報告がされましたが、ほかの咬傷事案について、その後の調査結果をお知らせ下さい。

②総務厚生常任委員会で、町として被害者に誠意を見せる意味でも早急な処分をするべきと提言しましたが、加害者に対しどのような処分を行ったのか、また検討しているのか伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 石原議員の質問にお答えをいたします。

私が知りえている他の咬傷事案についてであります。9月定例会での一般質問でも答弁させていただいたとおり、自宅敷地内で発生した1件ということであり、それ以外の事案についての情報提供は受けていないことから調査は行っておりません。

なおペットの正しい飼い方などについては町広報誌でも周知させていただきましたが、引き続き町民の皆さんに注意喚起を図ってまいります。ご理解をいただきたいと思います。

2点目のご質問については、加害者への処分についてはまだ行っておりません。11月4日開催の第7回総務厚生常任委員会でも答弁させていただきましたが、当該事件については被害者からせたな警察署に被害届けが提出されている案件でありますことから、咬傷事件に係る非違行為や処罰対象となる行為の範囲、程度等が関係機関から明確に示されないと加害者に対して適正な処分が出来ません。またこの案件に係り11月10日付で、職員の懲戒処分等に係る措置についてをせたな町職員懲戒処分審査委員会へ諮問したところ、11月16日付で検察等の処分結果が出てから審査委員会に諮るのが妥当であるとの答申をいただいたことも考慮して、非違行為や処罰対象となる行為の範囲、程度等が関係機関から明確に示されたのちに適正な処分をしたいと考えているところであります。ご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 町長、今回の咬傷事件、条例違反だって認めてますよね。警察の処分を待つ

てからというようなことは常任委員会でも確かに繰り返し説明してます。条例のどこにそういうことがあるんですか。被害届が出されたもの以外、情報が無いってことですけど、そのあと新聞報道にも出てるわけじゃないですか。加害者の森先生認めてるんですよ。常任委員会でも各委員からさまざまな意見が出てるんです。その上でなぜもっと踏み込んだ調査しないんですか。情報がないってことですけど、病院敷地内で平成28年、29年、これ私そのあといろいろ聞き取りもしましたけど、平成28年から29年の間に病院のスタッフも噛まれてますよね。いやだからそういう情報も入らないんですか。また常任委員会でも言いましたけど、飼い犬が病院の敷地内から離れて、病院スタッフと思われる方々が犬の名前を連呼して探し回ってるのも地域の町民の方は知ってます。そういう情報も入らないんですか。入らない、知らされない、町長あなた自身に問題があるっていうふうに考えませんか。常任委員会でもまだ確認できてないものがあります。というのは、町長がどの咬傷事件かわからないんですよ。過去に起こった咬傷事件にかかわって、加害者等が、さる方をお願いをして町長に申し入れをした。森先生に辞められたら困るからちょっとその案件は伏せてくれるって話もあるんです。そこも今これから確認しますから、ただ私が知り得た例えば28年、29年、病院スタッフが敷地内で噛まれたという案件、これについてなどの確認をするおつもりはありませんか。あとはそういった町民から、あるいはその役場内部と思われるんですが、そういった情報が直接入らない、あなた自身の何かしらの要因、原因、そういうふうな認識はお持ちになるかならないか、そこを明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

まずある方にこの件でお願いをしたということですが、私はそのようなことをしたことはございません。それから犬が離れたとかいろいろお話をされましたが、私のところに報告がなければ知り得ることは不可能ということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 議長、本来であれば答弁漏れがありますよと主張するところですが、お答えできない、する気がないということで解釈して再々質問に入らせていただきます。議会でも、このせきたな町畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づいて先ほど申し上げましたが、これに基づいて町は条例違反を認めてるんです。その時に関連して、これある町民の方に町民児童課長の名で狂犬病予防注射済票の交付の受付について、これは誤った文章が送られたんです。きちんとこういった受付も踏まえた方に誤って送ってしまったんです。森院長には同じような形で送ったという答えでした。一連の町長の姿勢、あるいは行政報告なども踏まえてこの方から町長に質問状届きましたよね。答えてもいただいています。ただ同じような、この下には、これらの手続きの済んでいない飼い主は狂犬病予防法の規定により20万円以下の罰金に処せられることがありますのでご注意ください。かなり厳しい文面になってるんです。私の考えですけど、これはこのまま保ってもいいと思うんです。下の厳しい文面は。ただ今回は誤って送ったというのは本当にこれ大問題です。町民児童課長と副町長が直接訪れて謝罪もしました。ただ森先生に同じような形で送ればいいのを、この町長に対しての質問状、それがあつたから下のほうを削除したっていうんです。付度として取られても仕方ないと思います。しかも踏み込んだ調査もしていいない。森先生が道新の取材にきちんと応じて過去のことも認めて記事になった。

常任委員会でもさまざまな情報があるにもかかわらず、なぜ踏み込んだ調査をしなかったんですか。あと総務厚生常任委員会では、警察の処分を待たず今回被害届を出された家族に対しても誠意を見せる意味で早急に処分をするべしと提言しているんです。議会のこういった提言をまた無視するんですか、ある時は議会の議決に従うって言うてみたり、こういったご自身の都合が悪くなるような案件には、今度、警察の処分が出るまでとか、審議会がそういう答申を出したとか、あなた自身がどういうふうにしなきゃないってことをきちんと考えるお気持ちはありますか。総務厚生常任委員会の提言、加害者、町民に対して誠意を見せる意味合いも込めて早急な処分、条例違反を認めてるんですから、早急な処分をするべしということに従って速やかに対処するべきと思いますが、見解を求めます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まずなぜ早く処分をしないのかということですが、これはこの案件だけではなくて、今までもその違反の程度、今これは捜査しておりますので、その程度によって当然処分の重さが変わってくるということですから、これは処分審査委員会からも答申されたとおりに関係機関からこうしたことを明確に示されたあと、それをもって適正に判断をするということになりますから、これはご理解いただきたいというふうに思っております。

それから誤った内容について訂正をしたと。これで謝罪をしたところではありますが、どうしてこの院長にはそれを省いてやったということではありますが、これは当然そういうことで問題があるということ判断して、その前の件につきましても訂正をさせていただいておりますので、当然、今回もその辺は削除したところということで、ご理解をいただけるというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 町長に伺いますけれども、今の3番目の質問の最終的に委員が求めていることはスピーディーな対応をきちんとして、町民にいろいろな形の中で不安なりを与えるということは理事者としていかななものかということで、今結論出ないにしてもどのように取り組んでいるかと、なおかつ今後の見通しについてということをきちんと説明する責任はあるんじゃないですか。それに関しての回答は私はまだ今の段階ではないので、きちんと今後どういう形で進んでいくということをきちんと明確にもらい、もうあつという間に年が明けてしまいますから、スピーディーな対応というのを求められていると思いますが、いかがですか。

町長。

○町長（高橋貞光君） まず私たち決してこの遅くしているということではございません。そういった先ほどから説明しているような状況が整っていないところでもあります。処分の内容につきましても、審査委員会に伺いましたところ、町において過去にこうした例がない案件でありますから、いろいろ他の自治体の例を参考にしなければなりません。そういったこともございますし、まだ捜査の結果も出ていないと。したがってどの程度の処分をしなければならないかということについては、今のところなかなか判断しかねるということがございます。いずれにしましてもそうしたことが出来た時には、速やかに処分をしてまいりたいと。またこのような咬傷事件が、このあと起こらないようにということも考えていろいろ愛犬の管理の徹底なども広報を通じてしっかりとやっているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 重ねてちょっと私から言うのもあれなんですけど、今のほかの自治体の例を参考に検討すると、自分の考え方の中でそういうのも含めていうけど、ほかの自治体を参考にするとい

う形の中でいったら、やはりこれは大変消極的な感じだというふうにとられますのでその辺を含めまして早急に緊張感を持って対処してほしいと議会の立場からもお願いしたいと思います。よろしいですか。

これで3回目終わってます。だからそういうことも含めた中で今議長としての答弁内容を含めて指摘させていただいたということでご理解ください。

それでは石原議員の3問目の質問に入ります。

○9番（石原広務君） それでは3問目に入ります。衛生センターの廃棄物の処理と一部事務組合の解散についてです。

1番目、埋立地覆土については処理法を遵守している状況にはなく埋立地が走りにくい、埋まりそうだ、ごみの散乱が酷い等々、搬入者からの訴えがあるが町長としての見解と改善策を示していただきたい。

2番目、ごみ処理料無料について、せたな町の一部町民の処理料無料を秘密でやっているといった証言もある中で、長年にわたり行われているが、その理由と今後の対応は。

3番目、受入禁止廃棄物タイヤについて①受入禁止である自動二輪以上のタイヤを受入れしているその理由は何か。

②個人に限り1人1回1台分（4本）まで受入れしているとしているが、個人と事業所の違いの確認方法はどのようにしてるか。

③複数台分のタイヤの持ち込み、敷地内でUターンをして4本ずつ数回に分けて搬入と処分を繰り返すという事をも許可している状況を最高責任者としての認識と見解を示してください。

④タイヤ処理ができる施設ではない衛生センターとしては、そのタイヤの処理を外部業者に委託していると思うが、委託契約金額と衛生センター会計のどの科目から捻出しているのか、その詳細をすべて明示してください。

⑤車の所有者は普通、1本300円前後（販売店、給油所等によって異なります）1台分1,200円前後の負担をして処理をしていますが、衛生センターに持ち込むと100キロまでの440円で済みます。その差は歴然です。せたな町民からも問題視、法律違反に当たるとの指摘もあります。北部桧山衛生センター組合長名でせたな町・今金町民に対し早急にタイヤ受入禁止の周知徹底をするべきと考えるが、明確な答弁を求めます。

⑥受入禁止で受け入れたタイヤが敷地内裏手に山積みされているが、その処分はどうするのか、その詳細と予算の捻出等、明確に答弁してください。

4番目、一部事務組合は構成町として解散を表明するべきと思うが町長の見解を求めます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは石原議員のご質問にお答えをいたします。

1点目から3点目の質問につきましては、石原議員から北部桧山衛生センター組合長宛てに同じ内容の質問をいただいて12月2日付けで回答させていただきました。なおこの件については今月開かれる衛生センター組合議会において協議することとなっておりますので、答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思います。

4点目の解散の関係の質問でございますが、昨年の6月に開かれた町議会定例会におきまして組合

解散についての一般質問をいただき、衛生センター議会で協議するとのでんをさせていただきます。その後、本年2月に開かれた衛生センター組合議会全員協議会において、町議会での一般質問の内容報告と、将来のごみ処理行政の方向性について、ごみ処理政策検討報告書として取りまとめた内容を説明させていただきます。組合議会としては、構成2町での運営が両町にとってプラスであり、衛生センター組合は継続させるべきとの結論に至ったものあります。私としては組合議会の意見を尊重したいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 再質問させていただきます。町長のおっしゃるとおりです。私は北部松山衛生センター組合長、せたな町長高橋貞光様ということで、せたな町議会議員として質問状を送らせていただいております。その回答も手元にいただいております。今月17日に北部松山衛生センター組合議会もなさるといふことも私は十分承知してあります。行事予定表に手書きで全員協議会の開催も、そういうことも承知してあります。それがあから答弁を控えますということですが、まず私が町長に質問状出して、そういった一部事務組合の定例会あるいは全員協議会を予定している。その前にこういった回覧、これ今金町は既に配付されてるんです。これごみ直接搬入する場合ってということで町長名で出されてるんです。ただこれ何も変わり映えないんです。あなたから町長名で回答いただく前に、回答書作成した副町長かなり苦勞されたとは理解するんですけど、その以前に私の質問状に対する回答文書、これ内部から入手してるんですよ私。先ほど質問したその覆土からごみ処理無料、今後の対応、いろいろここにきちんと書いてあるんです。それを文言の整理などして私に対して文書として返ってきてます。一部事務組合で確かにやってることです。私も十分認識してあります。でも構成町の我が町から負担金として多額の拠出をされてるんです。まず袋についてです。私から申し上げます。覆土とこのごみ処理無料については、平成30年11月22日、議員懇談会、事務局から顛末ということで手元にあるんですけど、そこで私当時、センター組合議長、現せたな町議会議員の真柄議長に対して、覆土とその無料化のことを調査というか、そういう内容になってるので、メモしててくださいと。真柄議長に当時きちんと扱っていただいたんです。その上で後日、私に対して事務局通じて、また議会懇談会の場で報告ありました。その時に覆土についてもありきたりの返答だったんです。あと無料化についても無料で搬入してるのに関しても、基本的に既に認識してた、例えば災害などにかかわって組合長が認可したものに限るといふことの報告でした。なぜ私が覆土、ごみ無料で一部地域から搬入されてる。その実態についていふことを質問したかということ、衛生センター埋め立て処分地、我が町にあるんです。ごみの無料化、事務局を通じて私に報告していただいたあと、私なりに調査しました。改めて調査しました。今金町と構成するこの一部事務組合、我が町の一部地域で、持ち込みに関しては無料にしてたんです。なぜその議会協議会の場で事務局通じて衛生センター側から報告がなかったかということ、私、質問状出しましたよね。センターの機密事項だったからです。秘密事項その1です。まずそういう機密事項、改めてあとで回答していただく前に、そういうことを認識していたか。認識した上であなたが許可をしていたのか。そこをまず確認させてください。覆土のことを、なぜその時に全員協議会でも質問したか、なぜ今回質問状を出したかということ、せたな町内、あそこにごみを持ち込んだ方、あるいはあの近辺の道路を通る町民、あと近辺に住んでいる方、カラス被害を訴える声もあるんです。この質問をしたあとにどういふふう調査したかわかりませんが、この

覆土を我が町に存在してる衛生センター組合の埋め立て所、この覆土一つ産業廃棄物法上、土の厚さまできちんと定められてるんです。そういったことがなぜ守られないのかなっていう、そういった疑問からあえてこの30年、この時にも調査をしていただきたい、そういうことを確認していただきたいということで私は申し入れをしたんです。センター組合には、そういったことを熟知されてる管理する上で、資格を有した方も職員として配置されてるんです。この回答文書には、今後改善する、覆土の量を増やし、転圧回数を増やすなどして対処したいと考えます。これどこでもこういった答弁になるんです。かなり厳しい規定があるんです、産業廃棄物処理法。覆土一つ、毎日やらないとならないんです。そういった規定もあるんです。せめて私が質問状を出した時点で、本来の法的なことも確認していただきたいかったです。

あとごみ処理無料の件ですけど、30年、当時センター組合長真柄議長を通じて質問出した時に、秘密事項だから本当のことを知らされなかった。すごく残念です。でも私がその申し入れをしたあと、それを受けてやったかどうかわかりません。31年3月に説明会が開催されてるんです。おそらく私の調査した結果の10件あまりになる方を集めて説明会をされてるんです。いろいろ経過ありながら最終的に令和元年6月14日に説明会を実施し、最終的には納得をいただいて要望に応え、猶予期間を与え今年4月1日から全て有料になってます。少し時間がかかったんでしょうけど改善されたといえば、改善された。でもここまで秘密事項として守られた何かが繰り返しになるけど町長それ認識してたかどうか、本当にこれはっきり答えていただきたい。有料化に向けて開設当時からそうなんですよ。埋立地はそこに設置することに対して産業従事者から風評被害、これを懸念される意見もあったようです。だからそういうふうにされてきたっていうことも事実としてあったんですよ。そういったことも町長が認識してたかどうか。

あと受け入れ禁止の廃棄物のタイヤについてです。これ皆さん町長も自宅の壁に張ってるかもしれませんが、これセンターで発行されているカレンダーです。ここにきちんとごみには出せませんっていう品目の中にタイヤがきちんと絵がついて、皆さん承知してるんです。なぜかこの答弁書によるとロコミで広がった。タイヤ処理を目指していたが断念した。ただそういう流れの中で受け入れざるを得ない状況が長年にわたって続いてきた。断念したんだったらその辺できちんとストップするべきじゃないですか。だってこういうふうに謳ってるんですよカレンダーにも。そういったことも我が町せたな町に実際に起こっているんです。タイヤ搬入する方の中には、町長これあとできちんと調べていただきたい。産業廃棄物法律上、かなり厳しい罰則規定がある中で、指示する立場、指摘する立場の衛生センター自体が法に違反する行為を誘発していた実態もこれあるんです。事業者が出る廃棄物全て産業廃棄物なんです。タイヤを平気で持ち込んで個人だよって言えば平気で受け入れたんです。誘発するとなんでもないこれ罰則規定ありますから、のちほどきちんと調べてください。一部事務組合の事務内容に入るような質問してると私自覚してます。でも我が町から多額の負担金出てるんです。その負担金、今金町からもいただいて、そういったものを元に構成されている一部事務組合、タイヤの処理、タイヤの処理一つ取っても平成22年から令和2年度、22年から25年はこれ室蘭の業者、26年、27年は苫小牧の業者、ここはキロ数でしか出てませんから単価はわかりません。28年から令和2年までは函館の業者、これ本数とか出てるんです。少なくとも副町長は多分電卓叩いたと思うんです。これ本単価にするとおおよそ500円です。1本単価です。運搬料も込められているんでし

よう。我が町から多額の予算が一部事務組合に拠出されて、受け入れられないタイヤを受け入れて、しかも単価で比べるとその差は歴然です。不適切な会計処理、これとんでもない不適切な会計処理だと言わざるを得ません。それを町長あなたが最高責任、センター組合長、我が町高橋町長の下で、センターの秘密事項こういってことで続いてきてるんです。役場内でだったらこんな不適切な会計処理、ここまでひどい会計処理、これ通る事態ではないです。あとこれ驚いたことにこれ全て例えば複数本のタイヤを持ち込み敷地なりUターン数回に分けて搬入する行為については、モラルに欠けてるとしか思えませんが、これセンター内部で作成された文書でしょう。それを容認している職員も不適切であると考えます。この職員というのはいろいろ、持ち込んだ町民の方も全て職員と理解するはずなんです。計量から燃えないごみ破碎のほうの処理は我が町の事業者、外部委託されてる事業者がコロナ禍の中、飛沫、粉じんを浴びながら日々従事している中で、そこを含めて職員も不適切であるって。こういったことを平然と町側に文書として提出すること自体が私はとても納得できるもんじゃありません。これ全く違いますから正式なセンター組合長としての私に対する文書にはこれ作業をされます。さすがに副町長まづいなと思っておそらく削除したんでしょ。これ持ち込んではいけません。タイヤに関して外部業者含めてこれ申し入れしてるんです。センターの事務所側に2年くらい前から処理している外部委託の業者に、目の前にだって山積みになってますから、このタイヤどうしたの、いやダメなんだけど事務所で受け入れてくれっていうんだって。衛生という名のついたセンター、その裏手に不衛生のまま放置されてるんです。その処理をセンター組合長として容認してたのか。そこも確認させていただきたいんですけど、段ボール、アルミ、鉄くずセンターの収入元です。センター組合としての収入元です。収入になるべくその財源から相殺という形で処理をされてたんです。我が町から多額の負担金出されてるんです。衛生センター組合の実態、内部の職員、外部業者も含めて、職員からタイヤの持ち込み禁止になってますけどどうしますか。町長なんて言ったか聞き取りできないと思うんです。タイヤ個人なら可、1回4本までなら可っていうのは可能です。センターの機密事項にしといてくれ。そういったことでせたなの町の町長が最高責任者、我が町で起こったこういった不適切な処理、不適切な会計処理こういった実態が起こっているんです。これこのあと調査していただきたいんですけど、センターに直接調査しても何もならないですから。副町長がきちんと出向いて、もうそれなりの行動していただいて、こういった実態、不適切な会計処理まで起こっている。町長は私に対して組合長の見解として、これまで不適切な処理が行われてきたことについてお詫び申し上げます。この要因につきましては組合現場との連絡調整や相互理解及び職員の公正な職務執行が図られていなかったことが原因と考えますので、今後は現場の状況を把握するとともに、業務の適正化に向けて職員の指示、指導を徹底して改善します。また北部桧山衛生センター組合は構成町民にとって生活に直結する重要な施設であるため、安心してご利用いただけるよう努力してまいります。こういった見解を述べているんです。センターの秘密事項こんなの通じてきてたんですずっと。働いてる方にこれある意味圧です。あなたが最高責任者、その下での現場の責任者からセンターの秘密事項だから秘密事項にしといてくれって。これ不適切なごみの受け入れもしてしまっているんです。廃棄物の受け入れ今回はタイヤにだけ限定してます。このあと私もまた踏み込んだ調査して、また機会を改めていろいろ町長に聞きたいことがあるので、それはそれでやらせていただきます。産業廃棄物法、我が町の事業者がそういったことで違反行為を誘発してしまい兼ねないことも、センターの秘密事項とい

うことで長年にわたってやってきたんです。そのようなことに関して、町長、一部事務組合これから定例会あるから、全員協議会を予定するから述べられませんということはないです。改めて見解を伺います。

○議長（真柄克紀君） 石原委員に申し上げます。この案件につきましては私も一部事務組合の事務事業であるけど、その範疇の中で質問を認めますということで、これを受け取ってございます。ただ、今のいろいろな経過を聞くと、私もわからない中で個人的にそういう形のセンターからの情報等ももらってるということであれば、やはりこれは一般質問の中で取り出すというのは、これは仕方ないなとやぶさかでないなと思って発言を許してございます。ただしかし今の質問3点、4点の中で、全てが回答できるかどうかわからないと思いますけれども、ただそういう現状があるということがこの形の中で認識されたということはこれは一部事務組合にとっても大変重大な関心を持って進めていかなければならないものだと思いますので、その辺を含めた中で町長として現段階で回答できる範囲の中で謙虚に説明をいただければなと思うところでございます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 私としましては、この石原議員の質問に対して、できる限りの調査をさせていただいて、組合長として調査した結果を回答を差し上げたところでございます。現在のところこれ以外のものについては、私の中には持ち合わせておりません。幾つか議員のほうから新しい質問もあったというふうに思います。これらについても、もう一度持ち帰りまして衛生センターで確認をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。いろいろ衛生センターの件で、ご迷惑をかけてる点ということにつきましてお詫びをしたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 一部事務組合でさまざま起っている一部をこの場で、いろいろ町長の見解も求めました。30年あたりですか、組合長として内部の職員、処分せざるを得ない状況、パワハラ問題も、その当時起こったんです。確かに処分しましたよ。今もいろいろ調査をするとおっしゃってますけど、そういったことも常態化するんです。一部事務組合を組むから、組んでいるからそういうことが常態化してるんです。今回不適切なごみ処理だけではなくて、ありえない不適切な会計処理です。我が町の貴重な財源から多額の負担金を出しているこの一部事務組合の下で、パワハラ問題も常態化してたし、法に違反する行為までも誘発してたんです。あえてそれは詳しいことは言いません。目の前で見てますから、事業者の車が平気でタイヤ持ってきて、個人だからって通っちゃうんです。ダメだってわかってても、現場で受けろと言われてたら特に外部業者を受けざるを得ません。私がこういったことを言って、こういう場で発言するともしかしたら今のセンターですから、こういうことが平気で行われてきた衛生センターですから、変にそういった業者に影響が出ないような形で、これ組合長も副組合長もきちんと、前回のパワハラ問題の調査みたいな半端なことしないでください。我が町の住民、我が町の担い手になろうとしてたある若者がパワハラに苦しんで、それ町長ご存じの通りのお父さんがいろいろ動いて最終的に処分されたけど、それでセンターの現場監督の最高管理者のトップが、最後挨拶に行ったその席で、現場にも挨拶してから帰れって、こんなこと起こってるんですよ。そこが何の改善になってますか。全てセンターの秘密事項、センター組合長が容認してたと、とてもじゃないけど思えないです。なぜこういうことが常態化していたか。一部事務組合こういう組

織がそういったことを許される、できる状況なんです。これ副町長かなり認識なさってますから、そのあと町長ときちんと話してください。こういった点も含めて解散についていろいろ協議したっておっしゃってますけど、一部事務組合構成する意味がありますか。これでもメリットがあるんですか。構成町の町長として、これも副議長も前回言っていましたけどセンター組合自体の改善はもとより、改革をするということを除いて、早期に解散決断をするべきだと思いますけど見解を求めます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ただいまの石原議員のほうからさまざま衛生センター組合に対してのご指摘をいただきました。私としましては、こうしたご指摘の部分をしっかりこの改善して一層この組合の使命が果たせるように努めてまいるというのが、私の責任ということで考えておりますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） それではこれで石原広務議員の質問を終わります。  
大変長くなりました。40分まで休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時40分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

一般質問を続けます。

4番、橋本一夫議員。

○4番（橋本一夫君） 北檜山パークゴルフ場使用料の見直しについて町長の所見を伺います。

3月定例会においてグリーンパークエリアについての質問をいたしました。グリーンパークエリアの設置目的について自然環境の保全と資源の積極的な活用により、町民に健全なレクリエーションや学習の場を提供し、健康の増進とスポーツ振興に資するために設置したとしています。近年利用者が減少し、整備にかかる費用と使用料のバランスが取れていないと思えます。また本来の学習の場として使用されるところが管理されていないのが現状なのです。使用料金の見直しを検討してみてもどうかということで、伺います。

団塊の世代も70歳代になりレクリエーションの場として活用を促してみてもどうか。また使用料を無料にし活動の場の一つに考えてみるかどうか。

今後、せきた町民には体育施設、温水プール、パークゴルフ場全てで無料の施設として活用を促し、PRしてはどうか。

以上の点について町長の所見を伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは橋本議員のご質問にお答えをいたします。

北檜山グリーンパークの設置目的は議員のご質問にあるように、自然環境の保全と資源の積極的な活用により、町民に健全なレクリエーションや学習の場を提供し、健康の増進とスポーツ振興に資するために平成8年に設置されました。

平成15年には36ホールに増設し、道内屈指の広大な敷地で日本一のロングホールを有するパー

クゴルフ場として、道内外の多くの方から利用されており、町も数少ない観光資源の一つとして売り込んでいます。近年は人口減少などにより利用者及び使用料が年々減少し、令和2年度では新型コロナウイルスの影響もありますが、利用者数6,888人、使用料123万750円の状況であります。またパークゴルフ場の維持管理としては772万2,935円の経費がかかっており、まさにアンバランスの状態と言えます。

ご質問の団塊の世代も70歳代になり、レクリエーションの場として活用を促してみてもどうかと、これについては、令和2年は新型コロナウイルスにより70歳以上の利用者は2,149人、31.2%と減っている状況ですが、例年であれば8,000人の利用者のうち6割を超える5,000人以上が70歳以上の高齢者となっており、年々その利用者は増えてきているのが現状です。今後におきましても町内外の一般利用者も含めて、引き続きPRをしていきたいと考えております。

次にパークゴルフ場の使用料の無料化につきましては、町民の健康増進の施設として設置されている体育館、温水プールなどの教育施設は無料としていますが、パークゴルフ場は観光施設としての側面もあり、手ぶらの方も利用しやすいように、また初心者利用を促すためにクラブなどの用具代の無料化も実施しながら、常にベストな芝のコンディションでプレーしていただくため管理をしているところでございます。このため施設の管理費は年間800から900万円の維持費がかかっている状況でありますことから、今後、施設の在り方や位置づけ、規模の妥当性などを改めて検討することとしており、方向性が決まるまでは当面この料金のままと考えていますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 橋本一夫議員。

○4番（橋本一夫君） それでは再質問をします。

3月の定例会で、私への町長の答弁では、令和2年度中に行われる公共施設個別計画策定の際には、大幅な見直しをする施設であるとのことですが、両常任委員会ではスケジュールどおり行われていないということで町長が陳謝しております。私は、今年度中に策定結果が提出されることを期待しております。今後の施設管理については、パークゴルフ協会や賃借地の地権者とも施設規模、管理運営のあり方について、目に見える形で協議検討をお願いします。改めて町民の利用者には無料で、町外利用者には今までどおりの使用料で運営をお願いすると同時に、町民には今まで以上、各施設を積極的に利用してもらい健康増進を図ってもらいたいというふうに思っております。

再度、町長の意見、考え方を伺います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず議員から費用と使用料いわゆる収入と費用のバランスが取れていないというご指摘がございました。町としましては、この費用の主なものである管理費、これをどのように削減していくかということに新年度取り組んでまいりたいというふうに考えておまして、この費用と使用料のバランスを改善していくということにまず努めたいというふうには思っております。いろいろそういった費用の削減については、検討しなければならない部分が多々考えられますので、そうしたことの改善を優先させていただいて、そのあとでまた使用料等の関係についても検討させていた

だきたいというふうに思っております。いずれにしましても大変管理の行き届いた大きなパークゴルフ場でございます。町民の皆さんが積極的に施設を利用していただいて、若者から高齢者までの健康増進をみずから、積極的に図っていただくように、利用していただけるということが私たちとしての願いでもありますから、こうしたことに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますことご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 橋本一夫議員よろしいですか。

○4番（橋本一夫君） はい。

○議長（真柄克紀君） それでは、これで橋本一夫議員の一般質問を終わります。

ただいまより昼食休憩に入ります。

1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

8番、横山一康議員。

○8番（横山一康君） それでは新型コロナウイルス感染症に関連しました差別や偏見等を防止する町の取り組みについてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に関連した差別や誹謗中傷が各地で起こっております。感染者が病との戦いに併せ精神的にも深刻な被害を受ける事例も報告されています。また医療従事者や介護従事者などの最前線で対処する方への偏見も報告されております。このような差別や偏見は不安や不信を招き、体調不良でも受診しない、検査しないという行動に繋がり感染拡大にも繋がる悪い影響を与えるものと考えられます。

このところ檜山管内でも感染者が急増傾向にあります。特にお隣の奥尻町ではクラスターが発生し、町民の皆様には心より、お見舞い申し上げます。感染の第3波の収束が見えない中、誰もが新型コロナウイルスに感染するリスクがあります。差別や偏見は感染の2次被害です。ですからたとえ感染しても、しっかりと療養し回復した後は、これまでどおりの社会生活が送れるよう、差別や偏見を許さないといった明確なメッセージを私は出す必要があると思います。

そこで今後、町として差別や偏見に対してどう取り組んでいくのか以下の点についてお伺いいたします。

1番、町民の皆さんへ人権への配慮の観点から差別や偏見等を防止する取り組みについて、どのように行っていくのか具体的にお伺いします。

2番、人権への配慮、差別や偏見等を防止するには、子供の頃からの教育が極めて重要だと考えます。学校での教育はどの様に進めているのか、また今後どの様に取り進めていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは横山議員の質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症に関連し、感染者やその家族、濃厚接触者、医療従事者等への偏見や差別、誹謗中傷やいじめなど不当な扱いを受けるという問題が全国的に起きておりますが、当町においてはこのような事例は現在のところ聞いておりません。感染症は誰もが感染しうることや誰もが気づかないうちに感染させてしまう可能性があることを認識し、感染に対して生じた偏見や誹謗中傷などが、さらに病気を生み出すなど負の連鎖を招かないようにしなければなりません。また偏見や誹謗中傷を恐れ、症状を隠したり、病院を受診しないなど感染拡大を防ぐ対策の障害となることも憂慮しなければならぬと考えております。

現在、町の対応としましては、このような事態を招かぬよう感染防止対策と有益な情報については、定期的に防災無線や町ホームページへの掲載により、町民皆様へ周知を徹底しているところでございます。また本日、12月10日付けの連絡員で各ご家庭へ改めて町民の皆様へのお願いとして明確なメッセージを伝達し、偏見や誹謗中傷などの注意喚起を強く図っているところでございます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 続いて教育長の答弁を求めます。

○教育長（小板橋司君） それでは2点目のご質問にお答えいたします。

人権への配慮、差別や偏見を防止するには、議員がおっしゃるとおり子供の頃からの教育が重要だと考えております。新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見等の防止については、8月下旬に文部科学大臣より児童生徒、教員をはじめ学校関係者、保護者あてにメッセージの送付があり、学校を通して周知をしております。最近におきましては、11月30日に檜山管内で10歳未満男児の感染が公表されたほか、感染者が多数確認され集団感染が発生するなど感染が拡大していることから、12月1日に町教育委員会として学校を通して保護者の皆様へ、感染した個人や学校を特定して広めたり、感染した人と同じ職場の人や医療従事者の方、その家族に疑いを向けたりするなど差別や偏見、誹謗中傷などにつながる言葉や行動を知ったときには決して同調せず、そのようなことが起きないようにご協力をお願いする旨のメッセージを送付し、町ホームページにも掲載しております。

また各学校におきましては全校集会や学級指導の際に、授業においては道徳などの時間に差別、偏見、いじめが生じることをないよう仲間を大切にするという雰囲気醸成していく指導を行っております。特に最近、感染者が多数出ている状況であることから機会あるごとに指導を行っております。

今後についても、誰かを傷つけるような言葉や行動はせず、相手の立場になって思いやりをもって行動していくことを徹底し、児童生徒、保護者、学校、行政が一体となって、差別、偏見、いじめが生じることがないように、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） それでは再質問させていただきます。ただいま教育長から学校での取り組みについて伺いました。私も子供がまだ小学校にいるものですから、学校からの配布物に注意して目を通しています。非常に学校の取り組み、学校だよりなんかにもきちんと校長先生、学級の先生が、いじめや差別、偏見に関して書いてくださっているのです、非常に私は安心して今子供を通わせております。そういう取り組みを一つの学校だけじゃなくて、きっと全ての学校で行っていることだと思うんですが、教育委員会として、さらに周知して差別、偏見を持たない子供たちに育てていって

ほしいというふうに、心より願っています。そのことがこれからせたな町を預かっていく、支えていく子供達の大きな力になってくるものと思いますので、このコロナ禍という災いを何とかいい方向に向けていく努力を教育委員会としてしっかりやっていただきたいというふうに思います。

また、せたな町では先ほど町長からも答弁あったように、比較的早い段階から誹謗中傷、差別など人権に配慮した取り組みがなされていたものと思います。また管内での急速な感染拡大が始まった先月以降からは、先ほど町長の答弁にありましたように、ホームページですとか、防災無線、またチラシも町長名、教育長名で配付していただき、町民の皆さんへ差別、偏見防止の注意喚起をしていることは大変迅速な対応だと思っております。ただ全国の事例を報道等で見てみますと、医療従事者の子供が学校や保育園へ来ることを拒否される。また消毒液やパーテーションなど感染リスクを下げる取り組みをしていないお店に苦情の電話をかける、さらには都会から帰省した子供がいる家庭に、もし感染者が出たらおまえが責任を取れ、などと脅すなど、さまざまな偏見、差別の事例が報告されているのも事実です。これらは未知のウイルスに対する恐れや不安が感染者や感染症と係わる人への処罰感情となって表れたもので、このような差別や偏見は感染症対策をより困難にするために、現に防止しなければならないと思います。恐れるべきはウイルスであって人ではない。このことを町と共有していきたいというふうに思います。差別や偏見を防止しようとするメッセージは、町や教育現場の皆さんのおかげで、ある程度、町民の皆さんへ浸透してきているものと思います。ただこれだけ感染が今拡大しております。せたな町でも感染者が出ることも予想されております。感染しても周囲は温かく回復を見守る、感染しても完治すればこれまでどおりの社会生活が送れる、せたな町はこのような町でなければいけません。そのためには今までやっているメッセージより、さらに強いメッセージ、町民へ向けたメッセージが必要だと私は考えますが町長はどうお考えになるでしょうか。ご質問させていただきます。

○議長（真柄克紀君） はじめに高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

現在、コロナ禍の状況の中で町民の皆さん、大変落ちついた行動を取っていらっしゃっているというふうに認識をしております。そうした状況、今のような現状をこれからも維持できるように注視してまいりたいと思っております。いずれにしましても、もし心配されるような状況が見られた場合には、迅速な対応をしていくということになるというふうに思いますが、今のところそうした町民の皆さんがしっかりと落ち着いた状況でおられるということに安心をしているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 教育長。

○教育長（小坂橋司君） 人権に関することにつきましては、このたびのコロナにかかわらず、これまでも各学校においては、そのような指導をされてきたところでございますけれども、このようなコロナという状況におきまして、全校集会、授業において取り上げて、そのような指導を各学校においてやってるところでありますけれども、今後につきましては、現在の文部科学省のほうでも新型コロナウイルス差別、偏見をなくそうプロジェクトとして、子供達が感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるきっかけとなるような、啓発動画や関連資料を作成しています。また先日、北海道教育委員会におきましては、今後、学校での感染症対策について解説する動画を道教委のホームページのほうにも掲載する旨の記事がありました。今後につきましては、それらを活用しまして、

さらなるそういう指導を引き続きやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） それでは再々質問をさせていただきます。先ほど町長の答弁では、偏見や差別が見られた場合には迅速な対応をしていく、町民の落ちついた行動をできるだけ注視するというふうにお答えになりました。私は偏見、差別が見られてから対応したのでは、なかなかその人に与えた傷は癒やされないのではないかと思います。ですから何度も申しておりますが、さらに強いメッセージ、人権への配慮に関心のある自治体などでは、差別や偏見を許さない宣言ですとか、さらに進んだ自治体では、差別を許さない条例まで作っているところも私は確認しております。せたな町はやはりそのような差別や偏見を絶対に許さない、このようなメッセージをしっかりと出していくことがこれからのまちづくりでも非常に大切になると思いますので、宣言ですとか、そういうことはお考えになっているかどうか、お聞きして質問を終えたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、これからも繰り返しこうした状況をなくすために、防災無線やメッセージ文などで、町民に対しては繰り返し周知をして注意喚起を図ってまいらなければならないというふうに思っております。そういう行動を取ってまいりたいと思います。今のところ条例の制定ということについては考えておりませんが、今後の状況に応じて対応をしてまいりたいと、町民のそうした温かい行動というものを期待しているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 続いて2問目の質問に入ります。

横山一康議員。

○8番（横山一康君） それでは2問目の質問に入らせていただきます。

自主防災組織を通じた町民の防災意識の向上の取り組みについてお伺いしたいと思います。

せたな町では、この1年大きな自然災害もなく年の瀬を迎えようとしております。このことは非常に嬉しいことだと思います。しかし全国各地を見回してみますと、7月に九州地方で河川の氾濫により甚大な被害を出したことは、私たちの記憶に新しいことです。せたな町は長い海岸線に加え、1級河川の後志利別川をはじめ中小の河川があり、地震対策、津波対策のほか河川の氾濫対策、土砂災害などをしっかりと対応しておかなければなりません。これまで何人かの議員が防災について一般質問をしております。その際の町長の答弁では、町長は自主防災組織の重要性を何度も強調されています。私も自主防災組織は、防災対策において非常に重要なものと考えています。災害への対応は自助、共助、公助が大切と言われておりますが、高齢化率が高いせたな町では自助を求めるにも限界があるものと思います。そこで大切なのが共助だと思います。その共助の要となるのが自主防災組織だと考えております。しかしその自主防災組織の組織率を見ますと、北檜山、大成、瀬棚の3区でかなりの差があるものとなっております。いつ起こるかかわからない災害に対処するには普段からの町民の防災意識の向上が必要で、自主防災組織を通じた啓発活動、訓練は極めて重要だと思います。

今後、町として町民への防災意識向上に向け、どのように取り組んでいくのか以下の点についてお伺いいたします

1 番、自主防災組織の組織率を向上させる取り組みについて具体的な方策をお伺いします。

2 番、高齢化率が高まる中、高齢者や障がい者等のいわゆる災害弱者への避難支援が重要だと考えますが、町としてこれらの方への避難支援をどう取り進めていくのかお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2 問目の質問にお答えをいたします。

まず1 点目の質問ですが、町としても地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという考えから、自主的に防災活動を行う自主防災組織の結成とその活動の活性化を図るため、せたな町地域活動等推進事業補助金交付要綱を平成2 5 年に策定し、各地域の共助による防災力向上のため、町内会等が行う防災活動を推進してまいりました。その経過につきましては、要綱策定後1 3 町内会に自主防災組織を結成していただき、組織率につきましては3 8. 6 4 %となっております。組織率を向上させる取組としましては、各区の町内会連絡協議会や町内会連合会の総会において、自主防災組織を結成していただくための説明や、町内会長等に対し自主防災組織の結成についての依頼文書を送付させていただいております。また組織結成に向け検討している町内会につきましては、町としまして積極的に自主防災活動の説明や組織結成のために必要な規約、防災計画等を提供し、協力しているところがあります。こうした活動によりまして、毎年1 から2 団体ではありますが自主防災組織を結成する町内会があり、また何団体かは結成に向けて検討いただいている町内会もありますことから、今後におきましても組織率の向上に向けた活動に努力をしてまいります。

次に2 点目の災害弱者への支援につきましては、町では平成2 8 年にせたな町避難行動要支援者避難支援計画を策定し、避難に支援が必要な方の名簿を整理し、避難支援のための個別計画を作成してきました。個別計画につきましては、各自に聞き取りを行う必要があります、さらには支援をしていただける方を探す必要があることから、現在、保健福祉課が中心となり計画を作成しております。災害弱者への避難支援は大変重要だと認識しているところであり、高齢者など自助での対応が難しい方は、個別計画に基づき避難支援者の協力をいただくこととなりますが、これは地域の協力も欠かせないことから自主防災組織を中心とした町内会等の地域の皆様のご協力もお願いしたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8 番（横山一康君） では再質問をさせていただきます。

今、町長の答弁から自主防災組織が組織率3 8 %とお伺いいたしました。自主防災組織が網羅している人数約3 8 %ということでもありますので、まずまずの組織率ではないかというふうに評価できるかもしれません。しかし現在せたな町内には6 6 の町内会があると聞いております。その中の町内会の中で1 3 の町内会しか組織されていないということになりますと、その中で組織率ということを見ると、6 6 の1 3 町内会となりますと約2 割程度の組織率となります。人口をカバーするでいくと3 8 %となるのですが、この数字よく見てみますと、人口の多い市街地の町内会の組織率が高くなっているため、これだけ人数はある程度網羅している。ただ自主防災組織の組織、各町内会に及んでいるかとなると2 割程度しか及んでいない。こうなると、やはり残りの8 割程度どうするかというふうなことが非常に問題になってくると思います。それともっと問題なのは、海岸地区や農村地区の組織率というのが必ずしも高くないというふうなのが現状です。私、町民児童課から資料をいた

だいて高齢化率調べてみました。65歳以上の割合を地区別に見てみますと瀬棚区の北島歌地区では65歳以上の人が65%、北檜山区の太櫓地区では70%、大成区の太田地区では何と78%の人が65歳以上の人となっております。仮に奥尻島の北方を震源とする地震が発生した場合、北島歌、須築漁港では、水位20センチの津波の影響が出るまでわずか2分だそうです。その3分後、津波本体の第1波が到達するとせたな町の防災ハンドブックには書かれています。この現状の中で高齢者が多く自主防災組織がない地区では、早期の自主防災組織の結成が必要だと思われています。町では平成29年に立派な防災ハンドブックが完成して町民の皆さんに配布されております。このハンドブック、多分担当した職員がかなりご苦労されて作られたことが私見していてよくわかります。地区別のハザードマップ、それに加えて災害発生時の予備知識、さらには持ち出し備品のチェック表まで書いてあって大変見やすく、しかも紙が簡易防水になっていて外に持ち出せるという優れた代物で、この職員は大変良い仕事をしてるなというふうに思います。このような立派なハンドブックを基に自主防災組織での日ごろの学び、訓練を継続していくことが必要だと思います。特に冒頭申しましたとおり、町内会での組織率というのは、まだ2割程度、重点を決めて、今年はこのような重点地区を決める。このようなことをしながら計画的に自主防災組織を作っていく、このような取り組みも必要だと思います。くどいようですが津波が来て逃げる時間最短で2分以内に行動しなければいけません。そのようなことも踏まえて、今後計画的に自主防災組織を整備していく、設立させていく努力をどうするか、お聞きしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

今、議員のほうからいろいろと例を挙げて取り組みに対して評価をいただきました。災害に強い地域、あるいは弱い地域で町民の危機意識に格差があるということは、これは事実だというふうに思います。町としては、津波あるいは洪水の浸水区域などを示した防災マップ等を各家庭に避難場も当然示してございますが、各家庭に配布をして災害発生時に活用いただくようにということで取り組みをしております。自主防災組織について、申し上げますと、非常にこれは議員の皆さんの努力もあるんでしょうが、議員の出身の町内会、これは随分ご理解をいただいて組織の結成が進んでいるように見られます。こうした町内会の方々のそうした危機意識、これは大変組織の結成の推進力であるというふうに考えております。町としましても、これからも一生懸命結成に向けた取り組みを強化してまいります。一気に全ての町内会に組織を作っていただけるとは思っておりませんが、しかし町民の命を守るという大切な組織になりますので、この粘り強くそうした意識の向上を図って、こちらからも働きかけて組織編成に繋げてまいりたいというふうに考えておりますことで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） では再々質問をさせていただきます。町長今、危機意識は各町内会、人によって格差があるのが事実、聞こえようによっては、しょうがないというふうに私は聞こえたんですが、私はこの危機意識、当然なんです人間ですから、感じ方はそれぞれ違うと思うんですけど、これを是正していく、この危機意識が低い人に危機意識を高く持ってもらう、このように防災意識を高めていく取り組み、これをやるのが公助、町の役目だと思うんです。それを支えるのが自主防災組織だと思

うんです。ですから町がきちんと責任を持って、再質問の際、私、非常に短い時間で津波が来る、雨だつてゲリラ的な雨が降ってくる、こういうのがもう当たり前の時代になってるんですから、できるだけ町が主導を取りながら、このような組織を早く作っていくというふうな取り組みをしなければいけないと思います。町がまず町民に啓発活動していかない限り、待っていても自主防災組織はできてきません。それと自主防災組織、今13あるとお伺いしておりますが、町のこの地域活動推進事業、この事業も大変私いいものだと思うんですけど、このような取り組みもあって町もきちっと財政的にも補助してるんですから、その辺のPR、町長は連合町内会の総会ですとか、そういうところで興味があったところに説明するというふうに先ほど私お聞きしたんですが、そうではなくて興味がなくても、もっともっと町から積極的に出ていって、防災組織を立ち上げていく、このようなことにしないといつ災害が来るかわかりませんので、そこをもう少し迅速にやっていていただきたいなというふうに願っています。

あと避難行動要支援者計画、平成28年に作られたというふうにおっしゃってましたが、今回、熊本の豪雨では、その計画を作っていた施設でさえも被害を受けてるという事実があります。ですから個別計画、個別の支援計画というのは早く立てていかなければ、何かあった時では本当に取り返しのつかないこととなります。私は町の役割というのは、町民の生命、そして財産を守ることが重要な役割だと思っておりますので、これも保健福祉課だけに任せるのではなく防災担当の総務のほうと保健福祉課がしっかり連携して、そしてその計画に魂を入れるのが自主防災組織になると思うんです。自主防災組織があつてはじめて実効性のある計画となりますので、ぜひ自主防災組織の結成というものを真剣に町民に提案し結成してもらい、このような取り組みをスピーディーにやっていただくことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

ただいまの再々質問の中で、決してそうではなくて、町内会連合会ですとか、そういった町内会の集まりには、全て興味ある、無しにかかわらず自主防災組織の結成のお願いをさせていただいております。そういうことをご理解をいただきたいというふうに思います。

今、個別計画を作っておりますが、これは災害弱者において人の手を借りなければ避難ができないというそうした方の特定、そして、そうした方を個々に誰が避難のお手伝いをするかと、これは1人ではなくて複数の人をお願いをしていかないと、居ない時に困るということになりますので、それもきちんと繋いでいくという作業を進めているところでございます。また避難をしていただく段階で時間がかかるという方が多いというふうに思います。したがって避難勧告あるいは避難指示で避難では間に合わないと。それから避難をスタートするのでは間に合わないということから、この個別計画の中では避難準備で高齢者等の避難を開始すると。したがってこの名前も避難準備高齢者等避難開始ということで、その避難をするタイミングにつきましても、しっかり明記をして実施をしていきたい。その共助の中で1番大事な避難の支援をする、そういった行動をとるための組織として自主防災組織の結成というのは大変大きな役割を果たすということになりますので、今後とも町としましては、この組織結成に向けてしっかり行動してまいりたいというふうに思っておりますので、議員からも一つそれぞれの町内会に対して機会がありましたら、ご協力いただきますようお願いを申し上げ

げて答弁とさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 町長今、横山議員の質問の3番目の1番の趣旨は、町民の危機意識の格差に対して町はさらに突っ込んだ具体的な施策で臨むのかどうかっていうのが質問の3番目の趣旨だと思います。その点について再度答弁ありましたらお願いしたいと思います。

町長。

○町長（高橋貞光君） この取り組みにつきましては、これは平成25年から取り組みを進めております。ですからもう随分この時間が経っております。毎年、毎回この話をさせていただいておりますので、多分町内会には、このことは届いているというふうに思っておりますが、今言われましたように、先ほど言いましたようにこれからもしっかりとこのことについて取り組んでまいります。

○議長（真柄克紀君） 以上で横山一康議員の一般質問を終わります。

続いて、10番、平澤等議員。

○10番（平澤 等君） 今回は3件の一般質問を用意いたしました。まず1点目でございます。住宅リフォームの助成事業の再開はということで、これは新年度予算に係わる事業でございますけれども、このことについて伺いたします。平成24年4月から2年間、せたな町住宅リフォーム助成事業が実施され、総件数416件の申請があり、総事業費5億1,643万9,355円、助成金額は6,505万4,000円となっております。この事業は申請者のみならず、塗装、板金など多岐にわたる施工業者に大きな経済効果をもたらした経緯があります。

移住定住促進住宅事業も好評を得て進んでおりますが、リフォーム事業に関しても町民のニーズは高いものがあると思います。本町の経済活性化を担う一策としても、この事業の再開は極めて有効と考えますが、町長の考え方を伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは平澤議員のご質問にお答えします。

平成27年度から実施しているせたな町移住定住促進住宅奨励事業では、住宅建設の誘発や人口減少等による空家対策の一助をはじめ、移住化や定住化の促進にも繋がっており地域経済の活性化が図られているものと分析しております。しかしながらその一方で、近年そのまま放置すれば倒壊などのおそれがある保安上危険な特定空家が大変多く散見されてきており、老朽化した空家の屋根や壁等の飛散により地域に多大な被害を及ぼしている空家が増え続けている現状にあることから、平成29年度より実施している空家等除却補助事業を活用した空家の解体を継続して誘発し、今後も優先して取り組んでいきたいと考えております。このたび議員からご提言がありました住宅リフォーム助成事業につきましては、平成24から25年度の2年間で実施しましたが、おっしゃるとおり申請者や施工業者にとっては大変大きな経済効果があり、定住化にも繋がったものと分析しており、助成事業再開の声もいただいているところです。このような現状を総合的に考察しましたところ、令和3年度においては危険性が高い特定空家の除却を優先して進めながら、ニーズが高まっている移住定住促進住宅奨励事業をさらに1年間延長して実施、さらにはウィズコロナにおける経済対策事業として住宅リフォーム助成事業を積極的に実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 再質問させていただきます。

ただいまの件について、町長は移住定住促進事業、この事業について1年延長されて対応されるというふうなことを明言されました。そしてまた今私が今回、住宅リフォームの助成事業の再開についてということで前向きに検討されるというふうなことで、そして言葉尻をつかまえるわけでもありませんけども、考えていきたいということなんで、これについて町長に今そういうふうなことであれば、平成24年、25年度2年の事業の中で、1年目については件数的には4割程度だったんですけども、2年目に対しては皆さん多くの方が利用されたというふうな経過がございます。そういった点で経済効果は町長の認識と同じようになりあるという点で実施される、これはいいんですが、今町長の考え方としてまだ予算規模は決まってないと思うんですけども、平成24年、25年は先ほどの私の内容であったように、総額6,000万円を超えるぐらいあったんですが、新年度においてどの程度の考え方を持っていきたいのかと。そしていろいろな前回の事業の規約、交付要綱あるんですが、これは平成24年、25年をモチーフにしたこのことについて、これに倣った中で実施していく考えなのか、その点について再度確認します。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） どの程度の規模でというご質問でございました。今のちょうど新年度予算の編成時期になっております。町としては予算の規模ということについては、それは当然予算の範囲内ということになりますので、今、幾らのっていうことは申し上げられませんが、少なくとも経済対策として実施するということになりますので、それは効果の出るような状況を考えてまいりたいと、財政課と詰めをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 再々質問やらなくてもよかったのかもしれませんが、町長答えてくれれば2問で終わろうと思ったんですけども、私さっきちょっと言ったんですけども、考えてる中で平成24年から行われたリフォーム助成交付要綱とあるんですが、それに準じて行いたいっていうようなこと、これやはりまた要件が変わるというふうなことになれば、町民の方も困惑すると思うので、これに準じた中であるというふうなことであれば、利用されたい方はいわずとも皆さんも理解してる中でこういう制度について検討されると思うので、その辺についてだけお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

その24年、25年、これを基本に考えてまいります。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員にお伺いいたします。2問目以降に入るんですが、約1時間経ちますので2時5分から2問目進めたいと思いますが、ご理解いただけますでしょうか。

○10番（平澤 等君） はい。

○議長（真柄克紀君） それでは2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後1時52分

再開 午後2時05分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

平澤議員の第2問目の質問を許可いたします。

平澤議員。

○10番（平澤 等君） それでは2番目の質問をさせていただきます。

令和3年度予算編成に向けて基本的な考え方ということで町長にお伺いいたします。

令和3年度の普通交付税が合併算定替から一本算定となり、令和2年度よりさらに減額されたものが決まった交付税の額になります。また本年実施された国勢調査の集計結果により人口減少分も減額の対象となる中で、新年度の収支計画策定に対する基本的な方針を3点所見を伺います。

1、普通交付税などの収入減少を補う対応策をどのように考えているか。

2、経費節減対策として具体的な考え方があるかないか。

3、町民生活や福祉サービスの維持に対する考え方、これらの3点についてお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 2問目の平澤議員のご質問にお答えします。

令和3年度の予算編成については、普通交付税が一本算定に移行になることから歳入に見合った歳出の削減をしていかなければなりません。そのためには、行政のスリム化が急務と考えていることから身の丈に合った健全な財政運営をするため、行政効果、必要性、緊急性、有効性の高い施策に重点配分したいと考えております。また厳しい財政状況を全職員が再認識をするとともに、必要な行政サービスを選択し、徹底した経常経費の削減と事務事業の見直しなど行うことを基本方針として、現在予算編成作業を進めているところであります。

1点目の質問にお答えいたします。合併算定替の段階的縮減により令和2年度の普通交付税は45億5,000万円で一本算定となる令和3年度には約2億800万円が減額され、さらに国勢調査の人口減、27年度の減少分では1億6,000万円ございましたが、これを加えると3億6,800万円の減少が見込まれるところでございます。景気動向に左右される町税や地方消費税交付金などの大きな伸びは見込めないことから、これまで以上に職員数の削減や公共施設の統廃合はもとより、国の各種補助金や優良起債を効果的に活用することで一般財源を抑え、収支の均衡を図ってまいりたいと考えております。全ての事業について前例を踏襲することなく、ゼロベースで見直すなど財政構造の転換を進めるとともに、使用料、手数料の見直しや町税などの徴収率向上に向けた取組のほか、民間発電事業者による新規投資に向けた取組も行い新たな財源の確保に努め、持続可能な財政運営に努めて参りたいと考えております。

2点目です。新型コロナウイルス感染症対策や今年度から導入された会計年度任用職員制度による人件費の増加などの新たな財政需要が増えていきますので、事務事業については、内部で組織している政策評価調整会議において、事務事業の費用対効果に加えて施策の進捗状況などについて検証していきますので、効果が期待できる事業を改めて検討するとともに、職員の定年延長の動向等も踏まえ、職員定数の管理も見直していく必要があるものと考えています。

3点目の質問にお答えいたします。人口減少や先行き不透明な地方交付税の現状を踏まえると、将来的な財源不足の懸念が常にあり予断を許さない厳しい財政状況にありますが、必要な行政サービス

や、医療、介護、子育てなどの福祉サービスの提供については、できるだけその水準を維持しなければならないものと考えております。

以上答弁申し上げました。ご理解をお願いします。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 令和3年度の基本的な考え方について、ただいま町長が述べられました。まだもう少し気になる点があるので再質問ということで、少しだけ聞かせてもらいます。

まず3番目の町民生活や福祉サービス、これについては町長、来年については迷惑をかけないように現状の体制を維持するというふうなこと明言されました。これらについては何とか頑張っていたきたいなど、実施していただきたいと思うんです。そして今回は先ほど町長の答弁の中で、経費節減対策ですが、少し気になる点があって、この前の全員協議会だったんですが、人員配置の件について若干減少するというふうなことあったんですが、町民が1番心配するのは職員の定数が減ることによって住民サービスがおろそかになっては困るんだということで、その中で町側が知恵を絞らした中で住民のサービスについて、今まで行政サービスですね、それらについては、現状絶対損なわないように、できれば現在以上にサービス向上をしていただきたいんですが、やはり3億6000万減額されたという中でやりとりしていくとなれば、それもやむを得ないのかとも思いますけども、やはり住民にとっては、今話したようにサービスの低下は絶対してはいけないということで、その対策についての確認をいたしたいと思います。

それから収入減少対策で補う施策ということでございます。今町の収入源として固定資産税、町民税、その他利用料、使用料たくさんございますけども、そういった点について町側として、新年度に向けて、それぞれの町民からの利用料、負担そういった点については、令和3年度については現行体制のままいくと。

それからもう一つ拡大して伺いますけども、令和2年度については、基金の繰り入れが約6億、そしてまた町債といった中で10億以上というようなことがあったんですけども、そういった収入の補う政策、その辺について町長はどのように考えているかということを含めて、答弁願いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

1回目の答弁で申し上げましたが、経費の削減、当然、歳入が落ち込んでまいりますので全体としては経費の削減というのは進めていかなければなりません。そこで議員おっしゃいましたような、町民負担について現行を維持する、現状の負担を維持するという要望がございました。私としても町民の負担については、大きく増加するというのをやることにはならないなど、まして現在のコロナ禍の情勢の中では難しいというふうな考えているところでございます。

職員定数の削減、これは避けて通れない状況になっておりますが、これもどうやって住民のサービスを低下させないで職員定数の削減を行っていくかという難しい問題になるわけでございますが、現在、今取り組んでおりますスマート自治体に向けた取り組み、これは今年度から行政ネットワークなど、こうした新しいそういった仕組みをしっかりと構築するということが大事だと、これらについても試験的に今年はやっておりますが、これでどの程度の削減ができるかということも見通しながら、あ

るいはそのほかにもどういった対応ができるかということも、先進自治体などの例も十分勉強させていただきながら、今後対応をしてまいりたいというふうに考えております。

また基金の関係であります、今年も一定の金額を基金から取り崩しをして予算編成をいたしました。当然、繰り入れをしなければ収支が合わないということになりますので、これはそういう考え方でこれからもやっていかなければなりません、しかしこれは財源に限度がありますので、今からどんどん使っていくということにはなりません。ある程度の基金というのは自治体経営を考えた時に健全な財政運営ということを考えて、これは一定の割合でしっかり確保しておく必要があると、その辺を見定めながら許せる範囲で繰り入れをしながら予算を編成していくということになるんだというふうに思います。しかし予算を編成したからといって、それを全て使い切ることではなくて、いろいろ工夫しながら使っていく中で、できるだけお金を大切に扱っていききたいというふうに思っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 3問目の質問に移ります。町長に答弁を求めます。

家畜伝染病の防疫対策についてというタイトルでございます。本年、町内酪畜産農家において2件のサルモネラ症の発生がありました。この疾病は、家畜等の消化器官の細胞内寄生性細菌により、胃腸に炎症をもたらします。伝染性があるため防疫対策を余儀なくされ酪畜農家に大きな影響がありました。

以下2点を伺います。

1点目、発生原因と経過はどのようになっているのか。

2点目、感染予防のための対応策はどのように考えているのかです。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3問目の質問にお答えをいたします。

1点目の発生原因につきましては、サルモネラ菌は自然界に広く分布する細菌であり、一般的には保菌牛の導入や野生動物、人、物などを介しての農場への侵入が要因とされておりますが、当町での発生原因については特定できない状況にあります。

次に、当町で発生した2件の経過説明をさせていただきます。1件目のサルモネラ症が確認されたのは8月12日に5頭の陽性反応が検出され、せたな町家畜自衛防疫組合を中心とした対策会議を開催しました。会議では家畜保健衛生所及び農業共済組合の指導のもと、サルモネラ症の対策終了基準を設定し、対策終了基準に達するよう予防対策や拡散防止対策の検討を行い、これまで牛舎内の消毒作業は18日間、延べ190名で実施しております。一時は195頭まで感染拡大しましたが、早急な対応の結果、現在は全頭検査では1頭、環境検査では陽性反応0件であり、対策終了基準に達するまで関係機関と連携を図り対策を継続していきます。

2件目は、9月12日に2頭の陽性反応が検出され、これまで消毒作業に2日間、延べ30名で実施しております。その効果により対策終了基準である2週間ごとの全頭、全環境検査での2回の連続陰性、その後1カ月間の経過観察をもって対策終了という基準を本日12月10日をもって達成する予定となっております。

次に2点目の感染予防対策であります、伝染病が発生した場合においては、牛の移動制限や出荷

制限、さらには淘汰などを実行しなければならず、家畜飼養農家における経済損失は計りしれないものがあります。そのため家畜保健衛生所からの伝染病発生情報の伝達や自防組合からの注意喚起を行うとともに、菌の侵入を防ぐため消石灰を配布したほか、両農協においても消石灰や消毒液を配布するなど自主防衛対策の徹底をお願いしたところであります。また令和2年7月に飼養衛生管理基準が改正されたことに伴い、家畜飼養者を対象とした説明会を開催し改正点などの理解を深め感染予防の徹底を促したところでございます。

今後においても多様な伝染病から家畜飼養農家を守るべく、関係機関と連携を図り感染予防対策を講じていきたいと考えておりますことをご理解願います。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） ただいま町長から経過と発生原因、内容について私の調べたことと同じような答えが全部出てきました。これらについてはやはりこのように実施していただきたいし、先ほど町長が申されましたように農家経済、発生した農家にとっては大きな経済損失となったと。また自防協を含めた町の職員に対しても大変ご労苦願ったということで、結果的に今日で全部、終息宣言という形で非常にうれしいことだと思います。そこで私のほうから一つだけ町の考え方についてですけども、畜産農家に対しての啓蒙活動、そういう注意喚起についての消毒に対して、また予防については徹底されてるんですが、やはりこの外部からの侵入を防ぐというのが1番、原因が特定されてない中では、やはり侵入を防ぐためには、今やってる消石灰の散布、それから牛舎内における消毒槽の設置、そしてまたジャガイモのシストセンチュウの例に例えれば、やはり不用意に農場に入るのは遠慮してくれというようなことも一般の方にもそういうふうな啓蒙運動し、立て札も立てた経緯がございますけども、畜産業界における畜舎内またその作業施設内においても一般の方の不用意な、また今リンクするかもしれませんが、そういった外から来られる方については、そういったことを配慮して畜舎内もしくは施設内に入ることをなるべく我慢していただきたいし、もし入るのであれば、そのような消毒を実施してほしいということを畜産農家のみならず、一般町民の方にも広くこのことについては、啓蒙しておく必要があるんじゃないかと思えます。せっかく町の広報とかいろいろな連絡体系がありますので、こういったことについて畜産農家の抱えている大きな問題に対して一般町民の方にも協力依頼するというふうなことが大事じゃないかと思えます。これについても町からの広報活動の一環として、こういった経過を説明すると同時に、再発防止に向けて町で真剣に取り組んでいただきたいし、そのようなことを実施していただきたいというふうなことを要望いたしまして終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

畜産経営というのは、これまでもずっとこうした感染症との闘いと言っても過言ではございません。こうしたことを防ぐために家畜衛生管理ということの徹底、これはこれまでもやってきていることではございますが、レベルの向上というのは当然必要であるというふうに考えております。先ほど議員も言われましたように、外部からの侵入をどうやって防止するかということになりますと、やはり導入家畜の検査、あるいは入り口の消毒、牛舎の環境整備という基本的なことをしっかり実践をして、農場に伝染病を持ち込まない、うつらない、うつさない。それから何よりも大事なものは、この飼養家畜の免疫力の向上と、これはやはり家畜の健康をしっかりと守るということに繋がるものと思えます。そ

うした取り組みの一環としては、これハサップですとか、ギャップですとか、こういった生産工程の管理を徹底をして課題を見つけて、しっかりその対策を講じていくという日々の取り組みが1番大事だというふうに思っておりますので、こうしたことについて、これから家畜防疫組合あるいは両農協を通じてしっかり徹底をするよう図ってまいりたいというふうに思っていることとさせていただきます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） これでは平澤等議員の一般質問を終わります。

続いて6番、道高勉議員。

○6番（道高 勉君） それでは私は、せたな雅荘再開課題に対する町長の基本姿勢について質問をさせていただきます。

旧3町合併後の平成24年度に開設された地域密着型せたな雅荘は、新町の将来における高齢化率の上昇に対応した高齢者が安心して生活できる介護福祉施設の環境づくりを目指して、特別養護老人ホーム29床の施設の整備拡充が図られたと私は思っております。しかしながら平成30年度末をもって北檜山恵福会の経営困難という諸事情により閉鎖されて以来、町と恵福会などとの間で再開に向けた対応策が図られてきましたけれども、現在においてもその見通しが立っていないことは誠に残念でなりません。閉鎖以来、このまま有効な手立てもなく雅荘が廃止されてしまうことは、高齢者、特に町民の皆さんへの介護サービスの低下、そしてまた介護福祉行政の今後の政策に大きく影響が及ぶものと考えております。

町長は雅荘再開に向けて今後、どのような施策と英断をもってこの課題に臨もうとしているのか、現在の状況を踏まえた町長の基本姿勢について伺います。

①せたな町における特別養護老人ホームの利用者及び将来的見通しについて。

②北檜山恵福会との再開協議における具体的な施策について。

③道補助金返還問題への対策について。

④介護職員人材確保対策として町の検討状況について。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 道高議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の特別養護老人ホームの利用者及び将来的見通しについてということで、まず利用者について、町内2施設の定員はそれぞれ50名で、11月末現在の入所者数は、きたひやま荘が満床の50名、大成長生園が48名であります。申込状況については、11月末現在で2施設合わせて50名程度になりますが、その内、すぐにでも入所したいという待機者はきたひやま荘が5名、大成長生園は14名との報告を受けており、合わせて19名となっております。

将来的見通しということでは、町の介護サービス事業の見込みは3年間を1期として策定する介護保険事業計画により示すことになっており、特別養護老人ホームの利用見込みについても計画の中で示すこととなっております。計画は、ニーズ調査などから現状の把握、分析を行い、将来人口の推計から介護認定率や利用率を推計し策定することになります。当町の人口推計については、11月末の人口が7,577人、65歳以上の高齢者は3,530人で高齢化率は46.6%となっております。高齢者は3年前の2017年をピークに減少しており、5年後の2025年には、高齢者率は50%を

超え、2人に1人は高齢者になるという推計が出されています。最近の傾向としては、都会にいる子供の近くや、より質の高いサービスを求めて町外の施設入所を希望する方も増えている状況もございます。将来的に町内の特別養護老人ホームへの入所希望者は減少するものと推測しております。

次に2点目の北檜山恵福会との再開協議における具体的な施策についてということですが、事業再開にあたっては人材の確保をはじめ入所者の確保、収支不足など難しい課題はあると認識しておりますので、引き続き北檜山恵福会とともに検討を進めてまいります。

3点目の道補助金返還問題の対策についてであります。北海道に対しては檜山振興局にイムスグループとの交渉結果をいち早く報告し、先日、担当職員と北檜山恵福会の事務職員とで直接伺い、今後の方向性などについても相談をさせていただいております。その中で、振興局としては補助金返還については、これまでと同様の考えで再開を目指し検討している間は、補助金返還を求める考えはないとお言葉をいただいております。再開の方法についてもいろいろとご助言をいただき、振興局としても応援をしていくというお言葉もいただいております。振興局においても、事業再開にむけて真摯に受け止めていただいております。なんとかその期待には応えたいと考えております。

最後に介護職員人材確保対策として町の検討状況についてであります。第3回定例会において道高議員から介護職員人材確保の取組に関する一般質問をいただきました。新規学卒者を正規雇用した事業者に対する支援として産業等活性化補助事業を実施していると答弁をしておりますが、現時点の実績といたしましては、介護事業者1件に対し補助金交付決定をしているところです。また新たに町内の介護保険施設等に就職するIターン、Uターン、新規学卒の介護従事者に対し次の3点を今検討しているところであります。

1点目として、町内の介護保険施設等に就職する有資格者に対し1年ごと最大3年間助成金を交付する定住助成事業。

2点目として、町内の介護保険施設等に勤務するため、町内の借家、アパート借り上げに伴う家賃の一部を最大3年間助成する家賃助成事業。

最後3点目として、介護保険施設等へ勤務するために町外から本町に転入する際に生じる引越費用の一部を助成する引越費用助成事業。

以上3点を更なる人材確保の対策強化として実施に向けて検討を進めているところでございます。そういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 道高勉議員。

○6番（道高 勉君） 町長の現在における基本的な姿勢、そしてまたこれから打ち出そうとする基本的な考え方について伺いました。先日開催されました総務厚生常任委員会、北檜山恵福会の理事長方を参考人としてお招きをいたしまして、その中で理事長から今の北檜山恵福会自体の人材不足、それと合わせた中での雅荘の単独での再度の再開、これについては無理であるという現状の本当に苦しい、苦渋の思いをお聞かせいただいたところでもあります。町長は先ほど、これからこういった特別養護老人ホームだとか介護施設の充足っていうものが将来的には減少するだろうと。確かにそういう流れになるかと思いますが、しかしせたな町の状況というのは、先ほど言ったように20年度、44%、25年には、さらに50%と、さらに25年は6割近くなるということの将来的な人口の見通しがあるわけです。そういう中で、私は、せたな町の合併当時の思いからすると、きちんとした基盤整備、

不安のないように、先ほど町外のほうに、例えばそういう子供さん方とかがいるところに、都会に行くということがあるということですが、私の間近にいる方々の高齢者の話を聞くと、やむなく結局行かざるをえないという、それが実態でないかと思うんです。やはり地元でずっと長年生きて暮らして、最後はやっぱり地元で生涯を終わりたいという、そういう話も聞いております。そういう面からすると、きちんとしたこういう基盤のものがせっかく作ったものを、こういう今の状況でございませぬ、社会情勢も大変厳しい、介護の現場というのは大変厳しい、このせちな町ばかりでない。社会情勢というのは厳しいということは、全国的、全道的な展開だと思えます。その中であって、せちな町今目の当たりにしてこういう状況にあると。これを何とか私は恵福会と共にもう一回、本当に町長の勇断を持って、もう一步進んだ中での対応策ということをしていかないと、恵福会ばかりでなくて、本当に大成の長生園の実態だとか、これからのことを考えますと、そういう介護施設が抱えている環境、こういったものも合わせた中で町がしっかりとしたビジョンを立てながら、それを守っていくんだということが町民の高齢者の皆様に対する安全安心に繋がると私は思っております。そういう面で、私は今町長が人材確保、入所数、収支不足これを検討したいということでございますけれども、恵福会の状況というのは、リスクをこれ以上かけられたら困りますよってという話でございましたので、そのリスクを町がどこまで減らして変わってそれに対応して何とかこの施設を守っていくんだというものが町として、やっぱりはっきり強く打ち出すべきじゃないかと思うわけでございます。その辺、町長が今、どういう覚悟で起死回生を図りながら、私はネバーギブアップだと思うんです。諦めてはいない。そしてまた道の補助金も町が旗を降ろさなかったら、一生懸命そういう努力するならば待ちますよっていう、そういうアナウンスをされていると私は理解しました。そうなればこの厳しい現状を何とか切り抜ける方策を真剣に考えて、それを町民、私どもに打ち出してもらおうということが必要でないかと私は思うわけでございます。それについて、まず町長のそういう政治判断的な考えをもう一度、恵福会に対してどう思っているのか。それをお伺いしたいと思います。

そしてまた、対策に当たりましては、これは委員会のほうでは何回も言っているんですけども、これは超緊急事態、最重要課題として町の対策室、介護問題、この恵福会ばかりでないです。介護問題の継続、全体的なことも考えた中での対策室を立ち上げながら、これにはやっぱり町長の右腕である副町長が対策室長になって、そして職員を動かしていくと、政治的な判断もありますので、そういうことで対策について考えがあるかどうか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをいたします。

ただいま道高議員からは、ネバーギブアップで頑張れという強い励ましのお言葉をいただきました。私も、そういう気持ちで取り組んでいるところでございます。これまでもお話しておりますが、この問題については、3つ、人材の問題、収支の問題、入所者の問題と、この3つの課題がございます。これをしっかりどうすればクリアできるのかということこれから詰めていかなければなりません。現在、総務厚生常任委員会の調査案件ともなっておりますし、こうした議員の皆さん方からも意見をちょうだいしながら、町としてどこまでやるのかということを見極めていかなければならないというふうに思います。先ほどの質問でもお答えしましたが、人材の問題については、今対策を打つと、これで何とか解決に向けた取り組みをしてまいりたいと。収支の問題、当然収支の問題というのは大き

いわけであります、これについてどの程度の支援が必要かということも、これから詰めていかなければなりません。それから、最後はなんと言ってもこの入所者の問題、この問題については、先ほども大都市のほうに子供の近くで最後そうしたいという高齢者もいます。またサービスの行き届いたそういう施設に入りたいというニーズもございます。したがって、こういったことを総合的に考えますと、家族や入所者から選ばれる特老ってということでなければ、なかなか入所者の確保は難しいというふうにも考えております。こうした3つの問題を総合的にどう解決していくかということについて、これからも議員の皆さんのご意見も、もちろんいただきながら恵福会としっかり検討してまいりたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 今町長からまた恵福会との協議についてのお話、これ3点ありました。今1番、恵福会で最大の問題は人員確保であります。見通しが全くつかないと、いろいろな手を回している苦勞されている中でつかないと、そういう中であって私どもはこれはもう無理かなという、本当にそういう悲しい思いもしながらいるわけですけれども、先ほど町長は人材確保対策として3点言いましたけれども、これが今、本当にすぐ身になる対策なのか。すぐに身になる対策として何かしないと、これは現実の問題に対応できる、解決できることにはならないと私は思うんです。本当に雅荘というものを、そしてまた恵福会の運営といいますか、そういった課題の解消をこれは私も何回も今まで言ってきましたように恵福会だけの問題でなくて、これは本当にそういう手を差し伸べていかないと、本当に恵福会、母体自体も四苦八苦だという話ですから、だからこれは本当にこの人員対策について、この3点これ悠長してられないと私は思います。ここでさらなる政治決断、判断こういったものの考え方が町長はないのかどうか、これで何とかやってみる見通しが立つんですかとなった時に、これは本当に旗を降ろさないうちは補助金問題がっていうことの話ありますけれども、やはり町としてそういう取り組みを本当に強烈にやっているんだと、精力的にやってみるんだということでネバーギブアップと言いましたけれども、しかしそのための対策として、もうちょっと強い施策というものが必要でないかと。ただダラダラ延ばされても困るということです。だから大きなこれだけの町民の間にもかなりいろいろな意見、新聞も報道されましたので、いろいろな町民からの話もきてます。私はだから何とかこれは町長の英断、決断を持った中での取り組みというものは、それがなくてこれは打破できませんよということは知っているんですけども、そういうことを期待しながら3回目の質問とさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この問題につきましては、これまでも財政支援等含めまして、相当の金額あるいは人材確保対策につきましても、さまざま恵福会に対してアドバイスをさせていただいております。この間の総務厚生常任委員会の調査の中でも恵福会から話されておりましたが、人材確保における学校の訪問、ホームページによる募集、人材派遣会社への依頼等々これらは町からアドバイスしたものでございます。そういうことでいろいろ努力をしております。先ほど、3つの課題があると。これを解決クリアしなければならないという話をさせていただきました。町としても何とかしたいという気持ちで今取り組んでおります。ただ、やはり経営されるのは恵福会ですから、町だけが何とかしたいということでは解決に繋がりません。恵福会も何とか頑張りたいということで、お互いがその中

でどうしたら頑張れるのかということの詰めをしていかなければならないなというふうに考えているところがございます。こうしたことについて精力的に頑張ってもらいたいというふうに思っております。

○議長（真柄克紀君） これで道高議員の一般質問を終わります。  
ただいまより3時5分まで休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時40分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

11番、菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 不可能となった雅荘再開の町長責任の取り方と、介護事業持続化基金、仮称でありますけれども、構想の導入について町長にお尋ねします。

質問に入る前に一言申し上げます。道高議員と私の質問かぶっているんです。だから道高議員に納得のいく答弁をしてくれれば、この質問やらなくてもいいなと密かに期待してたんですけども、一言一句修正しないで、きっちりお尋ねさせていただきます。

イムスグループとの交渉が不調に終わり、雅荘の再開は事実上不可能となりました。6度にわたる私の一般質問に誠実に向き合わず、町民の期待を裏切った上、道に対する1億5,000万円の補助金返還を迫られるに至った町長の責任は重大であります。

①町長が、恵福会の相談に不誠実な対応をしたことがこの問題の発端ですが、この事実を認めますか。町長の所見を求めます。

②ご自身の出处進退について見解を明らかにしてください。

③雅荘の利活用と介護事業の持続化のために、新年度に財政調整基金から2億円を積み立てて、仮称、介護事業持続化基金を設け、人材育成、町外人材確保、介護事業者への人件費、運営費補助、入所費の助成など介護事業の持続化をはかること、併せて民間主体の仮称、介護事業経営持続化協議会を設置することを提案します。いかがでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは1問目の菅原議員の質問にお答えをいたします。

まずは雅荘の再開は事実上不可能となった。また1億5,000万円の補助金返還が迫られているという議員のご質問内容でしたが、これは先ほどの道高議員の質問でもお答えしたとおり、再開について引き続き検討しており、補助金返還も迫られておりません。これは訂正させていただきます。

そこで1点目のご質問についてであります。雅荘の件につきましては北檜山恵福会から相談を受け、議会へも相談させていただきながらこれまで財政支援もしてきたところでありまして、私としても北檜山恵福会に対して、これまでも誠実に対応してきたものというふうに考えております。よって自身の出处進退については考えてございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

3点目のご質問になりますが、介護事業の持続化において人材育成や人材確保の課題、これは十分

認識しております。そういった課題の解決策として、これも先ほど道高議員のご質問でも答弁させていただいておりますが、人材確保等に係る助成事業について検討をしているところでございます。また菅原議員からご提案の基金の設置ならびに協議会の設置については、これは議員のご意見を参考にしておいてこれから考えてみたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 町長、あなた大変な答弁してるんです。まず一つ伺っておきますが、雅荘再開の努力をしているうちは補助金返還をしなくていいと振興局が断言したんですね。これは明らかに補助金適化法に違反しますから、私は必要な国に対する措置あるいは検査員等の見解を求めたいと思います。なぜかって言いますとこの2年間努力らしい努力はしてないんです。私今回で7回目ですよ一般質問。結局はその都度その都度、いい手応えだと、人材の確保を含めて相談してるんだと、あとで調べたら全然そんな内容のない架空のことを答えてるんですよあなた。結果どうになりましたか。11月7日にイムスとの話し合いパーになったでしょ。コロナが原因でパーになったんじゃないんです。私が内部的に入手している情報では、引き受けないという方針を相当前から立ててたようです。ずーっと引き続いて11月7日に結局、話が決裂しましたということになったのは、ある意味では、やっぱりそうだったかというふうな納得をします私。それでそのあと町長は、どういう方針を取ったか、恵福会に再度引き受けてもらうように交渉します。交渉1回でもあなたやりましたか。1回もやってないんです。1回もやった経過が無いというのは、先日開かれた総務厚生常任委員会の参考人質疑の中で明らかになったではありませんか。結局努力してないということなんです。恵福会がなんて言ったか。ここに12月7日の参考人招致した時の資料がありますから正確に読みあげておきます。イムスグループにおいて事業継承ができないとの結果を受けて、町と恵福会で再度協議を重ねるが、本体施設の職員の不足の現状と、さらにせりな雅荘の職員を新たに確保するのは目処が立たない。これは7日の保健福祉課から出た資料なんです。これで何で可能性があるんですか。可能性閉ざされましたでしょう。言葉で引きずってもダメなんです。なぜかっていうと住民はいつ再開するんだということのを待っているんです。遠くの施設に入るよりも自分のそばにあるほうがいいと。再開をお願いしますよってことなんです。それに対してあなたいつ応えるんですか。もう昨日ああいう道新報道もありましたけれども、私のところにも、お叱りの電話、随分いただいています。なんだと、再開に頑張れないのかと、今までどうだったんだという話です。それは私は瀬棚区出身の議員として、また今年の4月に雅荘再開という公約を掲げた議員として、それは甘んじて町民の皆さんの批判を受けざるを得ません。それで町長が、どういう言い方をしても少なくとも新年度に向けた再開は不可能なんです。今もう12月10日です。私は3つほど町長おっしゃってましたけれども、1番中核になるのは介護職員の確保なんです。恵福会本体で人材確保できなくて、施設長が入浴介助までやってると。こういう状況なのに恵福会が雅荘の再開なんかできますか。空虚な無責任な言葉だけ並べるような答弁やめてくださいよ。これを厳重に指摘しておきます。それで、道高議員先ほど可能性を汲み尽くしてくださいと、こうおっしゃったのは、議会としての議員としてのエールだと思います。激励だと思います。しかし補助金返還を回避をするという観点から見たら、もうタイムリミット過ぎてるんです。振興局の見解も私は疑義がありますから先ほど申し上げましたように正します。口頭だって言うけれども、私は9月議会できっちり書面でもらっていただきたいと、あなたに申し上げたんです。口頭約束って

いうのはこの場合成立しませんから、書面できちんともらって、これは議長に要請しておきますが、議会に報告してください。私はそれを物的な証拠として徹底的な調査やりますから。まずこれが一つ。

それから雅荘問題やっぱりイムスとの交渉が決裂した段階で答え出ちゃったんです町長。あなた将棋をやるかどうか知りませんが、将棋で言いますと詰んじゃったんです。いろいろまだ逃げ道が残ってるかもしれんけれども、最後は雪隠詰めですよ。そこまで惨めな姿をさらけ出しますかあなた。それで現時点では、発想を転換して雅荘の高度な利活用と我が町の介護事業の持続化を図るという観点に立って手を打つべきだと私は思います。私はそういう立場から仮称介護事業持続化基金構想について提起をしてるんです。これから検討しますって、そんな呑気なこと言わないで新年度にぜひやってくださいよ。道高議員の質問に対する答弁で非常に私は遺憾に思ったのは、具体的な答弁何もないんです。ゼロ回答です。これから検討します。鋭意努力します、頑張ります。今までもそれずっと繰り返してきたじゃありませんか。また今までと同じこと繰り返すんですか。それは止めていただきたい。はっきり申し上げておきます。このことについてですから少し質問を申し上げさせていただきますけれども、介護保険というのは2000年スタートで、それを3年ごとに見直して報酬改定も過去6回行われております。ところが6回のうち4回は、特に2015年の報酬改定では、基本報酬等でマイナス4.48%引き下げられてるんです。これ以降、全国の介護事業の倒産数というのは増えていっているわけです。雅荘の経営が困難になったのもこの2015年度の報酬改定なんです。来年、令和3年度が改定の年に当たりますけれども報酬改定が今厚労省の分科会で検討されてるかっていうと、これ町長全くされてないんです。されてる内容というのは、設置基準を緩和しろと、人の配置の条件を緩くしろということなんです。もしそれがやられたとすれば、逆に1人当たりの負荷というのは非常に大きくなって、これまた重労働に対して給料が安いから辞めますという問題をひき起こしかねない、大変な中身を今議論されてるわけです。これ町長もご承知だと思いますけども、まだ結論は出ていないようですが。そのほか同一労働、同一賃金ということを本格的にやらなきゃならんという段階に来ておりますので、それぞれの事業者が人件費負担、経営上大変な状況になるというのは目に見えています。私は町内の事業所を考えたときに、特に恵福会のこの問題への取り組みというのは、一体どうなるのかなと率直に心配をしております。特に今はコロナ問題で、コロナ対策費、相当事業処理の中で増えていってるんです。そういうことに対する負荷もかかっております。スタッフが万一コロナに冒されたりしますと、介護の現場が崩壊して介護難民がたくさん生まれかねないと、そういう危険と背中合わせなんです。それで私は当町の今後についても非常に厳しいものがあるというふうに考えています。それは町長おっしゃるように、事業者の自己責任を強調するだけでは到底乗り切っていませんから、これはきっちり申し上げておきます。1番の責任は国なんです。介護報酬を上げる時に、国の負担が増えるから上げられないと。結局は利用者と保険料が上がるからダメなんだと、こういう理屈なんです。しかしこれは公的な資金出すべきなんです。国、道、町、この負担では、国の負担割合をもっと倍に引き上げて介護保険やサービスを低下させないように人件費を大きく増やせるように国が根本的に政策を変えるべきだというふうに思うんです。しかし今国はあのとおりですから、百年河清を俟つような状況です。だとするならば、町がその隙間を少しでも埋めていかなくちゃいけないんです。そういう答えがないんですよ、道高議員の質問に対してもね。首傾げてるけれども、私のほうで首傾げたいんです。申し上げました状況を踏まえて、私は持続化基金構想を町長に提起している

わけです。その場合に基金設置するだけでは不十分であると。同時に民間が持続可協議会を必ず設置すべきだと。この民間の協議会の設置が2つ目の目玉でありまして、現場の声、事業者のアイデアを行政が全面的に取り組む上で必要不可欠な協議会だと私は思っています。1番苦しんで、1番現場の状況をわかって、1番責務を持たされているのは民間の事業の現場なんです。だからきちんと組織化をする、協議会を立ち上げると。そのための支援は行政でも十二分にやると。この基金と協議会とのタイアップの中で、本当の意味での対策方針というものが出てくるだろうと。そこに行政も適切な形でかかわっていったらどうかと。やっぱり最後は金の問題になりますから、基金2億円というものを財調から積み立てたらいいじゃないですか。そんな金ないよって言わないで財調に15億積んでるんですから、そこに眠らせておかないで高度な利活用をなさったらいかがですか。私は、その政策を新年度予算にぜひ取り入れていただきたいと思えます。取り入れるか、入れないか、これについて明快な答弁を求めます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。議員のおっしゃる恵福会の経営が心配だと。このままでは心配な状況が予想されるというお話で、1番の責任は国あるんだという話、これ私も一緒でございまして、町もこの点については心配をしているところでございます。これまで町としては、公的資金のお話もございましたが、この経営収支の悪化に伴ってこれは町として、これまで6,490万余りの約6,500万余ほどを町の公的資金を投入しながら経営を応援してきたということでございまして、これは町が何もしてこなかったということではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

町は現在、再開について一生懸命この頑張っている。町が雅荘を再開するということではございません。事業者が再開をするということで町はしっかりとそれをサポートしていく、応援をしていくということでございますので、この点についても誤解のないようお願いしたいというふうに思います。その上で、町は何とか再開ができるように、さまざまな観点から応援をしていきたいというふうに考えているところでございます。そうしたことで新年度予算に人材確保の予算を入れさせてもらいます。これは今年の4月からは事業者に対する支援というものを行ってきておりますし、今度、新年度からは介護従事者、介護人材に直接支援できるようにということを考えているところでございます。この点については、議員の考えにも一致するかと。そうした中で、現在、基金の話もございましたのでお話しいたしますが、そした一連のこの町が行っている事業、これをやはりこの束ねてわかりやすく整理をして、これを基金のような形でしっかり整理できないかということについても今検討している最中でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問に入る前に再質問に町長の答弁しておりませんので、議長から催促してください。私は基金を新年度の予算で設けるのか、設けないのか、その答弁を求めたんです。検討というのはそれこそ見当違いの答弁ですから正確をお願いします。

○議長（真柄克紀君） それでは、先ほどの菅原議員の質問の中で、総合的な形での前向きともとれる発言がございましたが、基金の設立について可能か不可能か、明確な答弁をお願いいたします。

○町長（高橋貞光君） やるのか、やらないのか明確な答弁をとということでございました。ただ現時点で明確な答弁するだけのまとめとはなっておりません。検討している最中でございます。

これ以上の答弁はございません。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 来年設置するよって言ってくれば私3回目の質問をしなくてもいいんです。これもゼロ回答ですから質問せざるを得ません。それで再答弁の中で間違いだらけの答弁してるんです。過去論じされたあなたの間違い、また改めて持ち出してるんです。雅荘の再開の問題は恵福会の問題でなくなってるんですよ、既に。行政上の宿題になってるんです。根本的に間違っているのそこなんです。雅荘も廃止してできませんと万歳したんですから、平成30年3月31日で。しかもその後あなた何と言いました。恵福会の全事業をイムスに移譲できないのかと、そして結局は恵福会は解散の道を選ぶことになるわけですよ。それを11月7日までずっと進めてきてるんですよ。そういう恵福会に、しかも今恵福会自体も本体の事業ができるかできないかという、そのど真ん中で、それ恵福会の仕事だということになりますか。恵福会は、もう俺たち万歳だと撤退したんですから、だからまさにあなたの100%責任なんです。もう一つ申し上げておきますが、そもそもこの事業は恵福会が先鞭をつけてやった事業ではないんです。ご承知のように檜崎医院が高齢者のために医院の施設を利活用してほしいということで寄附採納願を出して、それを受けていろいろ経過はあったけれどもサテライト方式で29床の特別養護老人ホームを作るということになったんです。ところが補助金の問題が一つ出てきたわけです。町が直接建てるということになると補助金の対象にならないから、結局は社会福祉法人に引き受けてもらって、そういう前提であれば補助金出せますよということで恵福会に提起したのはあなたのほうなんです。この経過を無視して問題立ててもらったら困ります。道高議員もそういうことを言ってんですよさっき。恵福会が万歳してしまったら結局町が最後どうにかする以外ないんじゃないですか。その大事な本質を絶対にごまかしたらダメです。まずそれが一つです。

それからもう一つ申し上げたいのは、何か最初からずっと恵福会の相談に乗ってきたような答弁しましたが、これも経過に反します。私は過去の議会でも言ってますけど、酒井理事長から平成28年5月の大成区でやった春季消防演習の懇親会の席上でお願いされたんです。どういうことかという去年すなわち平成27年に介護報酬の改定があつて、結局、雅荘の経営は成り立たなくなってしまったと。あの時でいうと年間700万円不足すると。28年度に入って1,000万不足するというような話でした。町長に何回相談したってさっぱり答え出してくれないっていうんですよ、いやああいう男だと思わなかったと。あの温厚な酒井理事長が、あなたのことをそこまで言ったんですから、これが出発点なんです。あなたがどう言おうと。議会として責任を感じたから大野総務厚生常任委員長と今日おられます当時副委員長やっておりました本多副委員長と3人で恵福会の施設長、事務局と懇談しています。やっぱり同じこと言うんですよ施設長も事務局長も。町長に何ぼ相談したって頑張れ、頑張れって、もうちょっとやってみて言うばかりで答えがないと。頑張るにも限度ありますよって言うんです。保健福祉課にいた、当時の課長はデスクワークやってて机に目を向けたまま対応しない。2人いる課長補佐が話を聞いてくれた。そういう状態ですから町はさっぱり相談に乗ってくれないというのは、結局事務方のほうも、現場のほうのも酒井理事長と同じ答弁なんです。それで総

務厚生常任委員会は、事務調査のたなごころに上げたんです。いろいろ調べて雅荘を継続するという前提で補助金出してやったらいいだろうということを決めたの議会じゃないですか。何か先ほどの答弁だと相談乗って、何ですか6千何百万補助金出してやったんだと、私は頑張ってますって、あなた頑張らなかつたんですよ、やらなかつたんですから。事実を捻じ曲げちゃいかんですよ。非常に苦労して1,000万の補助金、これ27年分として出ました。8、9の2,000万というのは、平成30年の3月議会の補正で2年分出してるんです。このときにどういう情報入ってきたか、理事者側は議会が反対するから1,900万の補助金出せませんというニュアンスだったと。私ビックリして現場まで行って聞いてきたんです。議会は反対してませんよと。条件として雅荘を閉鎖しないで継続するという前提で補助金出すという方向でまとまっていますと、結局出しましたでしょあれは。そこまで私は現職議長でしたから責任を持ちますから、あなたじゃないんですよ、議会側の努力なんです。だから事実と反する答弁は一つ撤回をしていただきたいと思います。あと細かいこと言えば時間どんどん経ちますから、その2点だけに留めておきますが、これ町長、新年度にぜひやってくださいもう間に合いませんから、介護の現場ってのは本当に壊れてますよ。あなた先ほど答弁のでは検討します、検討します、検討してるうちに4月になり6月になり、9月になり12月になるんじゃないですか。それは高橋流の逃げ切り方かもしれませんが、今状況はそんなに甘くありませんから、ぜひ私再々質問でこれで止めますけども、ぜひ新年度に私が提起するところの構想、持続化基金構想をきっちり設置するように重ねてお尋ねしまして、この質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 一つだけ確認したい事項があるんですけどよろしいですか。

○議長（真柄克紀君） 本人に対してですか。

○町長（高橋貞光君） はい、菅原議員に確認させていただきたいと思うんですが、町がどうかしなければならぬと何度もおっしゃってますが、どうにかっていうのを具体的におっしゃっていただけませんか。どうにかっていうことを、ちょっとお願いします。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 私どもの議会には、理事者側からの反問権というのは無いんです。だからこれルール違反なんです。確認じゃなくて反問権になりますから、しかし議長が指名しておりますので、お答え申し上げます。

町長ね、そんなこと今私のほうで答えなきゃならぬことですか。何とか努力するっていうのはあなたのほうなんですよ。あなたがどう考えてたんですか。私の方針は明快でしょ、再開ということで今までずっと追求してきてるんです。再開ができなくなった現段階では、持続化基金構想というものをもって、雅荘の高度利活用を検討したらどうかと言ってるんです。そういうことも私に再度確認しなけりゃ答弁できませんって言うなら、町長、悪いけど終わってますよこの話。あんまりがっかりさせないでください。

以上です。

○議長（真柄克紀君） それでは菅原議員の3回目の質問に答弁してください。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

ただいま再開が無理なんだから次の段階に移れと、どうやって使うんだと、そのあとの使い道を考

えろというお話のようでした。ただまだ再開できないというふうに判断しておりませんので、それはもしそういう判断をいたしましたあとに、議員のおっしゃる、どうにかするという事について一生懸命考えてまいりたいというふうに思います。町としては現在、これを何とか再度動かすことができないかということでさまざま検討を加えて、これから恵福会と相談をしてまいりたいということで考えておりますので、そういうことをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 町長、基金。

○町長（高橋貞光君） 基金についても、先ほどお話をいたしましたように、今検討を加えているところでございます。予算の編成中でございますので、まだ決定しているということではお話しすることはできません。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 2問目に移ります前に一言だけ答弁いりませんから一言だけ申し上げざるを得ません。決定してないのは当たり前ですよ、決定なんかは3月の定例会でやるんですから、あなたの政策としてきっちり固めたかどうか、そこを答弁求めたいって申し上げたんです。これは4回目の質問なりますから答えはいりませんけれども、そのことだけは指摘しときます。

次に2問目、不適切な専決処分による1億5,000万円の補助金支出に係る町長の責任についてお尋ねいたします。

臨時会の開催中に、議案も出さないで不適切な専決処分を強行し、自身が経営する会社に1億5,000万円の補助金を支出した町長の責任を問う声は今もなお町民の間で拡散しています。当初、町長は議会を開く余裕がなかったとか、議会が議案を審議しなかったなどとしていましたが、事実と反する言い訳であり最終的に専決処分は不適切な行為だと認めました。この問題が深刻なのは、専決処分した1億5,000万円の補助金すべてが、協議会を通じて町長が経営する会社にまるごと渡っていることです。町長がそんなことをしていいのか、不適切と認めたのであれば金を返すべきだという声が出ております。町民に正式に謝罪し、町民の批判に誠実に向き合う責任があると思いますが、いかがですか。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをさせていただきます。

この問題については、何度も菅原議員から質問をちょうだいしております。これまでも答弁していますが、議員もご承知のように今までの町議会、調査特別委員会等において、私は終始一貫してこの件に係る専決処分については、地方自治法第179条第1項の要件に基づき適切である旨を答弁しております。専決処分に係る町議会上の手続きにつきましても適正に終わっておりますことから、補助金を返すべきとのご指摘には当たりません。

また当該事業につきましては、新函館若松農協基幹支店内の若松・瀬棚地区米飼料利用促進協議会が、国に採択された国庫補助事業であり、事業完了後には国の検査を受け、適正に執行された事が認められております。従いまして、補助金につきましても協議会に対して交付されたものでありますことから、これはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁していません。

答弁してないと、2回目じゃないですよ。

ただいまの町長の答弁は、私が質問してることに答えていませんよ。不適切だとあなたが認めたんですよ。それは否定できない事実なんです。そうであれば金を返すべきだっていうのが町民の声なんです。私は常々正しいと言ってきましたと言ってんだけど、最終的には不適切な専決処分だったということ認めて何年になりますかもう、議会の答弁の時だけ適切だったと、間違ってたかかと、あなた二面的なんです。二面的だという意味は、議長との最終確認事項の中では今回の専決処分は不適切であったと認めて、これ議会で報告され、議会だよりも掲載されてるんです。議会で今度は定例議会で私が質問すれば、適切だったんだと。非常に二面的なんです。そのことについて最初の質問の答弁としてお答えください。不適切と認めたのであれば金を返すべきだという声が出ています。町民に正式に謝罪し、町民の批判に誠実に向き合う責任があると思うんですけども、いかが思いますかということなんです。そこを端的にお答えください。このあと再質問になりますから。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをさせていただきます。

これまでもお話していることでございます。不適切な行為と認めた議員おっしゃいました。このことについては、常任委員会で継続審査中の案件を専決処分したことは、議会運営上を考えると不適切な行為に当たると解釈して、議会運営上ですよ。解釈して合意したものであり、この件に係る専決処分につきましては、第179条第1項に基づいて適正であるといつも答弁をしております。したがって、この継続調査中の案件の専決処分は、今後再び行わないということで答弁しているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 全然答えになってないんですよ。あなたニコニコしてる場合じゃないです。自ら言ってるじゃないですか。専決処分は議会運営上不適切であったって、だからそういう議会運営上不適切な行為をやった町長に、責任取ってくれと、金を返せって言ってるんですよ町民は。今の答弁は何の弁護にもなってないんです。だってこのたびの平成29年3月31日の専決処分というのは、文字どおり議会で調査している最中の問題じゃありませんか。所管委員会で調査してる最中だったので、議案すら出してないんです。議案出さないで臨時会のご真ん中で専決処分というのは有り得ないですから、179条1項のどこも書いてませんよ。なぜならば議会は成立してるし、開く暇もあったんだと、あとは議案が議決すべき事項を議決しなかったという項目があるかどうか。いいですか町長、議案として出してはじめてその議案を議案が議決しなかった時、あるいは決定しなかった時、決議しなかった時、これは専決処分やる権利はあるんだというのが179条の1の精神です。議案出さなかったんですからあなた。出す権利があるのに出さなかったということは、同時に権利行使しなかったんです。それはあなた側の責任なんです。私、議会で1度も言ったことはありませんが、今後のために今日申し上げておきますけれども、前日の3月30日に、私と産業教育常任委員長、それからあなたと当時の高野副町長の4人で話し合いしてるんです。クラスター関連の予算補正を出すかどうか。そこには、当時の横川事務局長と丹羽事務局次長がいましたから、これはオープンな場でしかも公式に議長室でやってるんです。集まってもらいたいという提起したのは私です。なぜならば、その前の日の3月29日、夜8時に当時の真柄委員長から電話かかってきたんですよ。審議終わらなかったと

いうことだから、私30日に町長、副町長、議長、常任委員長の4者協議持ったんです。その時の結論どうになりましたか。調査終わらなかったということについては、議会側にも重々責任があるので、真柄委員長責任感じて、新年度に入ったら関係省庁訪れてきちんと説明して、29年度予算になるようお願いするからと。私も同調したんです。議会を代表するのは議長だから私も一緒に頭を下げつつ汗を掻きたい。それをあなたが了承したから31日の臨時会の補正の議案を出さなかったじゃありませんか。あの時あなた2通持ってきているんですよ。クラスター予算を含めた議案書と含めない議案書と2通持ってきてるんです。話し合いをして円満に解決できて1億5,000万が入らないほうの補正予算書を事務局が受理したと。強要も何もしてませんよ。円満に話した中であなた自身が自らクラスター予算に入っていない補正予算書を提出したんじゃないじゃありませんか。それなのに議会でいきなり専決処分やるんだって、ファッションもいいところですよ。そんなことやったらね議会の議決権っていうのは全く無視されますから、だからダメなんだよと、調査中の案件を専決処分するということは不適切だよと。明快な確認じゃないですか。今後やらないっていうことであって、今後やらないからって今のが許されるかっていう話です。不適切なものもは許されないだろうと。これは町民の声なんです。私は曖昧な決着をつけたつもりは一切ありませんから。なぜならば、あなたは一貫して正しいんだと、この専決処分は。主張してきたんです。それは認めますよ。結局何の根拠もなかったわけです。俺は正しいと思うんだから正しいんだと。それだけなんです。私どもは179条の一つ一つの根拠を挙げて全てに該当しないから、これは違法だと申し上げてきました。議会の特別委員会も1年間かかって調査して結局違法であるという結論出したわけです。それは議会本会議にも報告をしております。私はあなたが許されないと思ったのは、議会の特別委員会がまとまった翌年2月28日でしたか、その間隙を縫ってをもって協議会に金を出して高橋畜産に金を回しているわけです。当初の約束ですと、最終的に道から金に来るのは3月に入ってからですという話だったので、それに間に合わせるように日程をやりくりして2月28日にまとめたんです。自分の言った日程まで違えちゃって、道から補助金入ったなんて議会に一言も知らせないんですから、ましてやそれをその日のうちに協議会のほうに支払ったと、こういうことも報告しなかったんですから、3月に入ってから私が質問書をあなたに宛てて、その時はじめて明らかになったことなんです。何でコソコソしたことをやるんですか。だからそういうことを一つ一つ明らかにすると、あなたに有利なことは一つもありません。私のほうでは明らかにしていない、じっと我慢してる問題がたくさんあるんですから。だからこれは町民の皆さんが不適切な専決処分だというのであれば返すべきだとおっしゃるのは当然なんです。町民感覚からすれば、あなたの感覚と違うんです。あなたは町民の感覚と違うんです。一貫して答えておりませんが協議会にお金出すんじゃないんですよ。そこはごまかさないでください。協議会を通じて高橋畜産の事業に補助金出したんです。その本質もまたごまかさないでいただきたいと思いません。端的に申し上げましてね、あなたこの件で一度も謝罪してないんです。不適切な専決処分をやったと。議会、町民の皆さん大変申し訳ありませんという謝罪は今日ここに至ってもなお一言もしてないんです。私はそういうことも町民の皆さんは知ってるだろうと思うんです。この問題は終わりませんから、あなたが現職町長であるうちは。菅原何回も同じ質問したと言いますけど、3月議会もやりますよ解決しなきゃ。6月議会もやりますから、それは徹底的にこの問題の是か非か、白か黒かはつけろということを申し上げて再々質問終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

菅原議員から議員のご意見を聞かせいただきました。私の意見ということで聞いていただければありがたいというふうに思います。畜産クラスター事業、平成28年度に国の補正予算として予算措置されており、町としては3月31日までに補正予算を措置しなければならないと時間的に制約がございました。ご承知のことだと思います。町としては31日、午前10時開会の臨時会に議案の提出ができず、年度末で次の臨時会招集についても時間的余裕がないことは明らかであり、また町長が4者会談で産業教育常任委員会での継続調査中の案件であることを理由に、議会の議案の提出を議会側から事実上、拒まれたこと、議決しない旨の意思を表明をされたものと受け止めたところでございます。したがって、議会において議決すべき事件を議決しないときに当たると判断をさせていただきました。

以上のことから、私としては本町における農業振興政策において、この事業は必要不可欠であるということを勘案して、地方自治法第179条1項に基づきまして専決処分を行ったということで適正に処理したものでございます。

○議長（真柄克紀君） 1時間経ちましたので15分まで休憩いたします。

休憩 午後4時04分

再開 午後4時13分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは3番目、平成28年度町道山麓通線道路修繕にかかる疑惑について町長にお尋ねします。

○議長（真柄克紀君） 休憩します。

休憩 午後4時14分

再開 午後4時15分

○議長（真柄克紀君） 会議を再開いたします。

議員各位にお諮りいたします。

先の議会運営委員会で一般質問の順番が決定されておりますが、今、質問の性格上を当議員のほうから順序の入れ替えの申し出がございました。議長としてその変更を許したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） ご異議なしと認め、菅原議員の要望を許可いたします。

○11番（菅原義幸君） ありがとうございます。改めて質問いたします。

平成28年度町道山麓通線道路修繕に係る疑惑について町長にお尋ねします。開示された公文書によれば、平成28年8月31日、前日の台風10号で町道山麓通線の法面の木が倒れて通行不能となった車道部分の緊急復旧のために随意契約で伊関組に道路修繕その1、その2を発注し、10月24日に完成したとされています。

① 平成28年の台風10号で町道山麓通線が54日間通行不能となった事実があるのか伺います。

また、開示された公文書における道路修繕完成写真合計5枚は、町道山麓通線法面には存在しないものですが、どこの写真ですか。

② 写真で見る限り処理立木数は少ないものではありません。売り払いはしていませんか。

③ 施工の裏付けを欠く平成28年度の町道山麓通線道路修繕その1、その2について、同年11月15日に計218万円を業者に支払ったことは適切な行為なのか、町長の見解を伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは菅原議員のご質問にお答えをいたします。

平成28年8月の台風10号における道路施設等に係る被害として、3区合計66路線において強風による倒木等の被害があり早期復旧に努めたところであります。

1点目のご質問であります。町道山麓通線の安全確保にあたり8月31日付けで緊急応急修繕として発注し、10月24日までの54日間を工期として設定したものであり、通行不能期間ではありません。

また5枚の完成写真であります。倒木等による住戸被害を防ぐため同路線地先の倒木を処理したものであります。

2点目のご質問ですが、町内の民間処理施設で処理しており売り払いはしておりません。

3点目の質問ですが、冒頭でもご説明のとおり台風10号による道路施設等に係る被害といたしまして、3区合計66路線で倒木等の甚大な被害が発生したことから、町道の通行確保及び地先住戸への被害防止のため、早急な対応が必要であったことから道路修繕として緊急的に発注した適切な行為であるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。

開示された開示文書に添付された完成写真は、その1が2枚、その2がわずか3枚であります。町長おっしゃるように、そこには修繕現場の全景写真もなければ、施工前と施工後の比較写真、倒木切断写真、倒木運搬写真も無いだけではなく、同道路の修繕が行われたと信頼に足る写真は、ただの1枚もありません。私は、台風通過後、一度ならずこの道路を通行していますが、通行不能になったことは1度もありませんが、修繕完成が10月24日とのことであり、この間、通行不能となった事実があるという確認はできませんでした。ところが8月31日の伺い書では、通行不能になったので通行可能に復旧するので発注してよろしいかと明記されております。これ町長確認しましたでしょ。しかも開示文書に添付された道路修復完成写真合計5枚は、町道山麓通線に存在しません。そこで町長がおっしゃるには、地先だという言葉でさっき説明されました。地先というのは普通、道路に隣接しているところか、あるいは最も近いところを地先と言ってるわけでありまして。地先の範囲をはるかに超えてませんか。あなたの論法が正しいのであれば、あらゆるところを地先を含めて全く町道とは関

係のない、土地を修繕工事として発注することが可能かどうかという事なんです。これは町長、道路の修繕工事なんです。倒れた木を伐採して、運搬して、掃除する工事ではないんです。重ねて言いますが、道路に法面の樹木が倒れたので通行止めだと。それを1日も早く修復しなきゃならん。こういう伺い書になってるんです。あなた方のほうから出された文書にそうなっているんです。それを地先という一言で片づけるとすれば、今後あらゆる問題、地先で解決できるじゃないですか。それが正しい発注なのかどうかということを実は聞いているんです。売り払いしていないということであれば、当然、認可を受けた捨て場に持っていったわけですから。ところが請求書を見ますと捨てた場合に発生する手数料、これ当然発注者に業者は請求しなくちゃいけないんですけども、そういうのも無いんですよ。ご覧になってください。その1もそうだし、その2もそうなんです。これは修繕工事というよりは、倒れた木を運ぶ工事で、ダンプの台数から重機関係から一目瞭然なんです。唯一、道路修繕したなと思われるのは縁石1つだけです。これは道路修繕に入るのかなと思います。それは3,900円程度なんです。これが通行止めになった道路の修繕工事だと言われましても、それはにわかに議会は納得できませんよ町長。幸か不幸か、これはあなたの決裁にはなっていないです。金額が少額だから、当時の副町長は決裁してるんです。しかし少額工事の決裁を副町長に委任した責任はあなたにありますから、これは例によって知らなかった、部下がやったんだということにはなりませんから、あなたの行政行為だと言わざるを得ないんです。こういうことが反復されますと行政に対する信頼というのが、欠けざるを得ないわけです。適切にやったんだという一言で、何の反省といえますか、何の改革の意味も何もないんですか。これを伺っております。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

まず緊急修繕において、この通行不能というのが、そうではないだろうというお話がございました。先ほどの説明のとおり、当時66路線という大変な災害でした。多くの倒木の被害が発生をしております。現に通行不能となった路線を緊急修繕として多数発注している中で、統一的な様式ということで事務的に使用したところでございます。これはご理解いただきたいということをお願いしたいと思います。

それと木材の処理費はどうだと。これは処理業者に運び込まれております。その処理経費については、積算方法は、各社ごとであります。この件につきましては、諸経費に含まれているということで伺っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 町長、この答弁もまずいですよ。私は一言ご指摘のとおりなので、今後、適切に改めますと言ってくれば3回も質問台に立たなくてもいいんです。だって修繕工事だって出しておいて、やってる中身は倒れた木を伐採しては運ぶ仕事なんです。公金でそういうことをやっていいのかと私言ってるんですから、何らかの是正措置を今後に向けてやると、そこの答弁がなかったらおかしいじゃないですか。8月30日、覚えてますよ。当時、渡島檜山の議長会を八雲でやったんですが、台風来るからということで宴会止めて帰ってきた日なんです。私は総合支所に行きましたが、風速何十メートルでしたかね、外に出て駐車場で立っていると持っていかれるんです。だから町長おっしゃるように相当な箇所数で被害出てるのはよく承知しています。だからといって、道路の修繕工

事だって言って、やや200万の工事です。こういうことが公金支出として成り立つのかと言ってるんです。だから実際に公費でやらなければいけないのであれば、その現場をきちんと特定して、倒木除去費であるとかさ、適切にやらなかったら私いかんと思うんですよ。どうしてそういう答弁ができないのか、不思議でなりません。実はこれでもう3回目だから終わりますけれども、監査委員に質問しようかと思ったんですよ。しかしこの程度のことまで監査委員に質問するのは、大変失礼な話だと思って私はやめました。だから町長、こういう実務をこのまま正しいんだと言って、今後も続けるのか、指摘は一理ありと、今後、厳重に注意したいというふうにおっしゃるのか、この点も単純明快に答弁してください。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

当時の状況を私つぶさに確認をしたということではございませんが、私の認識としては、必要な工事を行ったというふうに思っているところでございます。しかし議員よりこうしたご指摘はございましたので、今後、指摘をいただかないように、しっかり職員に対して指導してまいりたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 4問目です。時間も押してますから、なるべく簡単にやります。

町道山麓通線の用地買収早期完了に向けた町長の真摯な取り組みについて伺います。町道山麓通線の改良工事終了後20年になりますが民地買収が完了していません。昨年10月の産業教育常任委員会で町長は、地権者代表と直接交渉し早期に解決することを約束しましたが、その後2回接触しただけで本年7月、交渉を顧問弁護士に丸投げしました。その弁護士も3度の書面での交渉後10月中旬に地権者との面談を拒否し、現在まで交渉が途絶えています。

①町長が地権者代表との直接交渉を避ける理由と、顧問弁護士が地権者代表との面談を拒否する理由を伺います。

②町長は、地権者と弁護士の交渉過程を議会に報告することを一貫して拒否しています。なぜですか。

③町長が考えている解決策を具体的にお示してください。

④所有権移転登記手続きは、地権者代表の同意を得た上で、町の責任で進めるべきものではないでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは4つ目の質問にお答えをさせていただきます。

町道山麓通線未処理用地に係る経過につきましては、これまで産業教育常任委員会で報告させていただいているところでありますが、町といたしましては平成25年に交わした覚書に基づき、当該土地の相続登記が完了するまでの間、賃貸借契約を締結し、地権者代表が相続登記事務を進めてきたところであり、その後、相続が進まないことから、ご質問にもあるとおり私も解決に向けて直接交渉してきたところでありますが、地権者代表からの山麓通線に係る覚書以外の理不尽な要求め、再三にわたる電話や来庁により職員の精神的な苦痛や業務に多大な支障をきたしておりました。

今後の交渉を考えた時、地権者代表のこうした社会的立場と早期解決を目指し、議会の理解をいただき本年7月に町顧問弁護士へ本件に係る交渉を委任したところであり、これは議会の理解をいただいております。

そこで1点目のご質問についてであります、本件に関する交渉については、顧問弁護士に一任しております。交渉による進展があれば直接お会いすることとしておりますので、決して避けているということではございません。また顧問弁護士と地権者代表との面談については、これまでの交渉経過の中で、現在、代表の方が体調を崩していること、相続登記に係わり親族や議会へ相談しているとのことであり、その報告を待っている状況であるため、決して面談を拒否しているわけではないと顧問弁護士より聞いております。

次に2点目のご質問ですが、現在、顧問弁護士と地権者代表との間での交渉中であり、顧問弁護士からは交渉経過を第三者へ公開できないとのことであり、町といたしましては顧問弁護士の指示通り議会へ報告をしておりますが、相続登記に向け進展がありましたら報告したいと考えております。

3点目、4点目のご質問についてですが、本件の解決は平成25年の覚書に基づき、地権者の方で相続登記をしていただき、町は速やかに買収することであり、解決にあたり地権者代表と直接お会いした際には町の方での相続登記のお手伝いを提案しましたが、親族の問題であるということで、その必要はないと拒否されました。また顧問弁護士が面談した際にも同様の提案をさせていただきましたが、お断りされた経過でございます。

この件につきましては、これまでかなりの時間が経過しご心配をお掛けしておりますが、町道山麓通線の用地買収完了に向け、鋭意交渉を進めていきたいと考えておりますことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。

町長1番最後に解決に向け鋭意交渉したいと思うと言いましたが、町長も地権者とは会わない、代理人の弁護士も面談をしない。交渉ストップしてるんですよ今。この先何の進展もないんです。それでどうやって解決するんですか。事実に沿わない答弁はひとつ撤回してください。私もは一貫して町長が直接地権者と会って速やかに解決すべきだと言ってるんです。それで解決すべきだという、中身は単純明快なんです。買収しようとしている土地の相続登記、それに関連させて所有権移転登記をやればいいだけなんです。交渉もしないで解決するんですか。どうやって事態を打開するんですか。答弁なってませんよ。私大事なことを申し上げますが、そもそもこの工事着工する時に、適切な形での起工承諾書は取ってないんです。それは昨年10月29日の産業教育常任委員会で6月に出した起工承諾の写しになるものは、正式の公文書とは言えませんというのが、あなたのほうからの報告なんです。つまり正式の公文書と言える承諾書は取っていない。その元で工事やっているんですから、まずその事実を認めなきゃならんです。それから2つ目の違い、これは覚書さっき言ってましたけれども間違ってますよああいう覚書は。そこに原因あるんです。町長、笑っているけれども。あんな覚書交わすからダメになっちゃうんです。普通、土地の買収する時には、町や道や国が用地を買収する時には、買収に係る実務は用地官って言いまして、専門の職員配置して行政側がやるんです。それが

常識なんです。そうでしょ、売って欲しい側が労を惜しんでいてどうしますか。売るつमोरの無い側に売ってくれとって、なおかつおまえ手間暇、時間かけて登記すれと、こういう覚書を交わすからこんなふうになるんです。そのことを町長、今日この場できっちり認めなければ前に進みません。もうちょっと突っ込んで言うておきますが、関係地権者10人くらいになるんです。これは常任委員会でも指摘しましたから繰り返になるかもしれませんが、札幌から函館から本州方面から大変な人数です。これを地権者代表がやろうとすれば、日にち、時間、旅費、宿代かかる諸経費幾らになると思いますか町長。とっても地権者代表に、あんたが登記すれというふうに言えるようなものでないのはい目瞭然でしょう。だから今のような町の方針であれば、5年経ったって、10年経ったって、20年経ったって解決しません。町長そこを気がついて改めなさいって言うことを言うてるんですよ私は。何か菅原が長引かせようとしてるとか、あなたそうおっしゃったんですよ。それから地権者の味方ばっかしてるとかね、そういうことを言ったんですよ。別に地権者の味方なんかしておりません。地権者の考え方で、たくさん納得いかないことがありますから、全然違うんですよ考え方が。だから町長、あなた気をつけてほしいのは、解決するために行政側が何を改めなきゃいかんかということをしちゃんと気がついてほしいんです。もっとはっきり言いますよ。暴力団で反社だ、ヤクザだということであな怖がっているんじゃないんですか。話をしないということは。それでは話が進まないんですよ。だって暴力団だ、反社でヤクザだという前に地権者なんですから、勇気を奮って怖さも乗り越えて堂々と話してください。それでついでだから言うておきますが、私ども議会にもたくさんの申し入れが地権者から来てます。会ってくれと、こういうことだと。たくさん申し入れありますから、それは行きがかり上会わざるを得ずして会ったのは、町長もご承知だと思います。意見大分違うんです。議長も会いましたし、私も会いました。最初の時なんかは、議会でどうしているんだという話でしたから、いや議会は町長に直接地権者と交渉して速やかに解決してくれという不動の確たる方針ですよと言ったら、ああそうですかって言うんです。極めて穏やかな話ですよ。2度目の時、議長、副議長で会った時には町長と話したくないと。だから議会が代わって話付けてくれって言うことなんですよ。その時議長は、明快に言いましたよ。議長の責任で町長に申し入れるから直接会って解決すれと。その時に、私は地権者に言ったんです。町長に議長がわざわざ申し入れして、町長が会うよ、話し合いするとなったら、あんたもきちんと町長と誠意をもって話してくれなきゃ困りますよと。議長も汗掻くんだから。その時には、わかりましたという答えなんです。だから議長と私の名前であなたに文書申し上げましたでしょ。文書で申し入れしたのは6月4日ですが、6月24日にどういう文書帰ってきたか。今町長が地権者と会ったら取り返しのつかないことになる可能性があると言われたから、会いませんと言うんですよあなたが。議長、副議長宛ての文書にそういうことを公然と書いてあるんです。理由にも何にもならないじゃありませんか。私は会わないことのほうが取り返しのつかないことになる可能性って言うのはずっと大きいと思います。会ったらなんで取り返しのつかないことになる可能性があるんですか、理解できません。その後、常任委員会に出された資料によれば、地権者が、弁護士を介入させてきたって言うこと書いているんです。弁護士の介入があったから、こっちは顧問弁護士に交渉依頼するんだって言うんです。よくよく聞いたら弁護士を知っているんだぞって言った程度であって、別に弁護士頼んだわけでもないし、弁護士が代理人としての行動をしたわけでもない、だから何の理由で顧問弁護士に頼んだのかわからんのですよ。その後、顧問弁護士に頼んだのは

7月3日ですか。中身を読んだら交渉の権利、権限委任してるわけです。だから地権者と弁護士は交渉しなきゃならんなんのです。22万円払ってますからね、わざわざ。私はこれには反対しましたよ。町長記憶しているとおり。22万払う必要ないと。委任する必要もないと。しかしあなたは委任したわけだ。町長と地権者がその後どういう交渉したか。書面で3回やりとりしてます。さらに1回面接してるんです。それで10月17日にピッタリ、面会は当面遠慮したいというのが弁護士の態度なんです。だからあなたがさっき説明したこととニュアンスが違いますでしょ。これあなた一流の大変上手な答弁なんでしょうけれども、やっぱり事実と違いますよ。私は相手を恐れなくてまずきちんと町長が、腹を決めて交渉してほしいと思います。議長に要請ありますけれども、私のほうで地権者に対して誓約書を入れてもらってる文書がありますから、今もう一つ質問したいので皆さんに私の取った誓約書の写しを配布してもらえませんか。

○議長（真柄克紀君） ただいま菅原議員より本一般質問にかかわって資料配付の許可の申し出がありましたので、これは審議上必要と思いますので配布を許可いたします。

それから重ねて議員にお伺いいたします。まもなく5時になりますが、菅原議員の全ての一般質問が終了するまで時間を延長したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように処理してまいります。

それでは資料を配付する間、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時50分

再開 午後5時00分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

それでは一般質問を再開します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 今は皆さんに写しを配布したものでありますが、内容を見ていただければおわかりでしょ、2項目です。せたな町暴力団排除条例を誠実に遵守いたします。もう一つは、岸平吉名義の土地の所有権移転及び土地賃貸借契約等に係る交渉に際し、声を荒げて威圧するなど交渉の相手方に恐怖心を与える行為をしないことを誓約いたします。宛先は、私名義で、せたな町議会副議長、菅原義幸になっておりますが、これはそのようにこちらから要請したものです。これは菅原との間でしか成立しない誓約書じゃないかということをおっしゃってる方もおりましたが、全く違います。読んで字のごとく交渉の相手方は行政なんです。私は交渉の相手方ではありません。しかし議会側に何でも申し入れが来ましたので、その処理過程の中でこの誓約書を取っておく必要があるものなりと判断したので、これは議長立ち会いの上で公明正大に取ってますから。相手側は一切異論は挟みませんでした。議長に聞いていただければわかりますが、極めてスムーズなものでした。これは重ねて言いますが、私が交渉する当事者ではありませんから、行政側とやるときに恐怖心を与えるような行為をしたらダメだよということで、一筆取ったもんなんです。町長一言言っておきたいんですが、実は、

この方せたな町に暴力団廃止条例があるということ知らなかったんです。ビックリしましたよ私。この前に会った時には、議長もいましたし、事務局長もおりましたが、あなたせたな町に暴力団廃止条例があるの知ってますかって言ったら、知らなかったっていうんです。だから私は、あらかじめコピーした条例を本人に渡しましたよ。熟読していただきたいと。その上で、きっちりこれは遵守していただきたい、これは口頭の話です。その後、口頭ではまずいなと思って、私のほうで文書を作成して本人に署名捺印を求めたものなんです。捺印も三文判じゃダメだと思ひまして、印鑑証明書付けてもらいました。せたな町に住民登録してるということをおあらかじめ情報を得ておりましたから行政側から。これも議長の見ている前で極めて穏やかな空気の中できっちり約束を取りつけました。それで町長、何を言いたいかと言うと、安心して交渉してください。あなたのほうで避ける理由がもうなくなったんですからこれで。声を荒げたり、長時間居座ったり、職務上の迷惑になったりすることは、私はこの誓約書に反することからやらないと思ひます。それで町長、重ねて申し上げますが私は難しい問題だと思ひていないんです。買わせてくれっていうのは町のほうなんです。相手が買ってくれて言ったんじゃないんです。だから町の責任で始末つけなきゃならないものなんです。それを話をしません、弁護士立ててそっちと話してくれと。その弁護士ももう少し様子見ます。こういう面談をしません。これ町長いつまでに解決するつもりですか。重ねて結論を申し上げますが、この問題の解決の第1のポイントは、どんなに地権者の側が抗弁したとしても、行政側の職権で登記実務をやらせていただきたいと。これを認めさせること、この1点なんです。ついでに言っておきますが、私は本人には申し上げておりますよそのことは。喋ったついでだから言ってきますけれども、11月に入ってから事務局長から連絡がありまして、地権者が来てるんで、委員長と議長がちょっと都合つかないから会ってくれという連絡でした、簡単に言えばです。会った時に私が申し上げたのは、いろいろな経過を省略しまして私が申し上げたのは、私が、あなたが第三者委員会を立ち上げてほしいということについては、委員会の中で賛成したけれども多数決でこれは否決されました。諦めてくださいとはっきり言いましたから。菅原の対案としては、参考人招致という形で、ぜひあなたと嶋田弁護士には来ていただきたいと思ひていると。これは私の考えですと。今、常任委員会の中では議論をさせていただいている最中だと。もし参考人招致が実現できた時には、ぜひあなたは背中を見せないで議会に出てきてもらいたいと。その時に菅原としては、せたな町の職権で登記実務を進めるようにあなたの了解を取りつけないかと思うので、今日は返事はいらなくても、そのときまでよく考えていただきたい。こういうふうに申し上げたんです。何も反発しませんでしたよ。もちろん返事もしませんでした。よしとは言わなかったけれども、参考人招致ということになった時には、それまでよく考えてみるという一つの阿吽のやりとりをやりました。これ事務局長が見てますからね、私の今の発言に間違いがあれば訂正してほしいと思ひますが、そういうことで大分道は開かれてきてるんです。それ以上のことは私できません。交渉の当事者でないですから。あとは町長の大局的な判断に委ねる以外にないと。長くなりますからもう止めますが、ぜひ一つ、勇気を振り絞って言葉はよくないかもしれませんが、町長、背中見せないでさ、真正面から一つ話し合いしてみてください。必ず道は開けると私は確信しています。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず町としましては、今、菅原副議長から、この誓約書なるものを見せていただきました。この問題の解決は何回も申し上げますが、覚書の契約どおり履行していただければ、相続手続きをやっていただければこれはもうすぐ解決すると、これ議員の皆さんには再三にわたって説明しているところでございます。それが残念ながら、まだやられていないということです。ただいまこうして誓約書を見せていただきました。交渉の相手方に恐怖心を与える行為をしないと誓約をしております。私としては正直申し上げます、この怖くないかと言われれば怖いと正直に申し上げます。私はそういう方、友達におりませんので怖いというふうに思っています。交渉の相手方に恐怖心を与える行為をしないと、現在、交渉の相手方というのは顧問弁護士になっております。それは議員もご承知のことと思います。ぜひそうしたことで交渉のテーブルに着いていただきたいというふうに願っております。町は、あくまでも覚書、これはいろいろお話ございましたが、これはしっかりとした契約書でございますので、この部分についてこの相続登記が大変だという話が議員からありました。私もそういうふうに思っております。これについては、この町のほうでも、お手伝いしますから、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということを申し上げているところでございます。こうしたことを一つ一つ町としても、この交渉の中で繰り返し申し上げてまいりたい。この問題については解決できない問題ではないというふうに思っております。少し時間がかかっておりますが一生懸命頑張りたい。地権者とは、既にもう土地の買収単価についても合意をしておりますし、そういったことで残るのは、こうした手続きということでございますので、あまり大きな問題は残されていないということからすると、それほど難しい問題ではないというふうに思っております。起工承諾書の関係につきましては、この件については覚書とはまた別の問題でありますので、これはここで議論をするべき案件ではないというふうに思っております。そういうことで、私があくまでも会わないと言っていることではなくて、前向きに考えていただければであれば弁護士を通じてそういうお話をしていただければ、私はいつでも会えるという状況にあるというふうに申し上げたいと思います。ですから、菅原議員におかれましても、もし地権者と会う機会が今後ありましたら、そのようなことでお伝えいただければ、町としても誠心誠意しっかりと対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（真柄克紀君） 町長、今議員の質問の中でこの覚書に関する今の考え方を変更する可能性があるのかという件、そのまま変更することはないということでまずよろしいんですね。それから、今くしくもですが、その交渉を質問した議員に、もしあればその意向を伝えてくれというそういう形の答弁でよろしいんですか。町は町として今の形でも会わないなら会わないでかまいませんが、そういう形の答弁というのは私は非常に議会との関係はうまくいかなくなるような気がします。交渉者ではないですよ。今、前に進むためにはこの方法が再度勇気を持って一步前に出てくれないかという話であって、交渉を引き受けますという話じゃないです。その辺はきちっと誤解しない答弁してください。

○町長（高橋貞光君） 誤解があったら、お詫びを申し上げたいというふうに思います。町は決してこの交渉しないということは1回も申し上げてきたつもりはございません。ただ、町の交渉を顧問弁護士が現在町に代わってやっているということでございます。そういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。やはり覚書というのはこれは生きておりますので、このままの中身でしっか

り対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 結局、議長が答弁漏れだよと。質問者に、先方へかくかくしかじかのことを伝えてくださいというのは、筋が違うよと、最後議長はそういう注意したんですよ。それを訂正しないで全く別のことを答弁するわけです。今日の私、質問した中で感ずるのは、わざとなのか、それともその程度のレベルなのか、きちんと噛み合った答弁してないんです。だから今3回目に入る前にいいですか議長、議長が指摘した、それは質問者に対して言うことではないでしょうということについては、それは私は断りますよ。何も相手方弁護士と話し合いしなさいって地権者に伝える責任は私何も無いですから。私が伝えているのは、町長は直接会って、あなたと話し合って解決すべきだというのが議会の不動の方針です。これが一つ。それから町長には議長と連名で直接会って話しするようにという申し入れをしたが、これは町長のほうから蹴ったということが一つ。現状はどうかって言いますと、結局町長会わないって言ってるんです。私は会わないと言ったこと1回も無いっていうけども、弁護士を立てること自体が、あなたが地権者と面会を拒否する最大の行動でしょ。直接会うなら弁護士頼まなくていいんですから。しかもその弁護士は会いませんって言ってるんですよ、当面。それで交渉進みますか、弁護士の地権者に対する連絡その4でそう言ってるんです。当面あなたとは会いませんと、会わないでどうして交渉が前に進むんですかって言っているんです。弁護士が会わないなら会わなくて構わないんです、それは代理人だから。大事なことは行政のトップであなたが責任持って地権者と向き合って、先ほど私の言ったような中身で交渉するかどうかということなんです。あなたが問題なんです。そここのところをきちんと腹を決めてくれれば、さっき正直に恐ろしいんだと言ったから、相当これは前に進むかなと思って期待してるんですけども、いやそういうふうに思うからこういう誓約書を私取ってるんです。これに印鑑証明書付けろと言った時にも、私は、場合によったらドンパチになるかなという予想はしてましたよ。しかし本当の誓約書であれば印鑑証明つけないで、なんとするかということは断固闘うつもりで腹を決めて、そして議長には立ち会っていただいたということなんです。だから誓約書は軽いもんじゃないんです。いわば戦い取った大事な大事な第一歩であり前進基地なんです。そこをきちんと町長活用してください。活用してほしいのはあなたなんです。先ほどあなたは地権者は交渉する相手方って言って、相手方今弁護士だからそっちのほうでしょうと。そういう詭弁使っちゃダメなんです。私は町長が多分恐ろしがってると思うから、そういうことを無くするために、しっかりしたものを取っておきたいと思って、まさにあなたのために取ったんです。もしこれが相手方についていうのが不正確だというのであれば、いや私、高橋町長に対してという新たな誓約書とってもいいです。どうしますか。これは議長、最後答弁させてください。

その上で、もう一度聞きますが、25年の覚書ではもう解決しないんですよ。それ地権者の解決するっていう取り決め自体が間違いなんですから、だからそれはもう破棄しちゃって、新たに町が職権でやることを了承するという誓約書を取ったらいいじゃないですか。覚書貰ったらいいじゃないですか。そこしか突破できる道はないし、方法はないと私は断言しているんです。もうちょっと待ってくれ、もうちょっと待ってってくれて、雅荘の再開と同じこと言わんでください。くどくなりますから以上でやめますが、正確に答弁させてください。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず長いやりとりをしてるうちに論点がぼけてきているような感じがしますので、ちょっと整理をさせていただきます。議員からは、この問題が解決できないのは、私の問題と指摘をいただきました。冷静に考えていただきたいと思うのは、私の問題ではなくて、この7年ずっと時間を取ってやりとりをしてきました。地権者が契約を履行してくれないということが解決を遅らせている1番の原因。今、副議長がおっしゃいましたこの覚書では解決しないということであれば、これはもう重大な問題というふうになってまいります。少なくともこの覚書、お互いが了承して印鑑を押したと。これで解決するというのが私に与えられてる使命というふうに思っております。これまでの7年の間やりとりをして、さまざまな経過を辿っておりますが、これでも解決ができないということでもあります。町としまして、この相続登記お手伝いしますよと、おっしゃってくださいと、これは言っておりますから、もし契約を履行するという気持ちがあれば、当然この話を了承していただけるということだというふうに思います。何も無理な要求を町が言ってるわけではない。むしろ地権者のほうが、理不尽な要求をされて解決を伸ばしているというふうに考えておまして、私たちとしてをこれ以上この町が直接交渉しても解決にはつながらないということで、常任委員会において議員の皆さんの理解をいただいて、菅原議員は反対のようでありましたが、ほかの議員のご理解をいただいて、今、弁護士に一任をして解決をお願いしているということでございます。まだ7月からですからそう簡単に右から左に解決するということはないんだというふうに思います。しかし最初の覚書のとおり、この問題は解決しなければならないと、私もまた職員もそう思っているところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） ルールは3回までですが、特例でもう1回認めてもらえませんか。これは今日この口頭答弁で終わったりすると重大な禍根残しますので、議長の職権でひとつ4回目認めてください。

○議長（真柄克紀君） それでは簡潔明瞭に質問者、答弁者、今日である程度の方向をしないといつまでもという形になりますので、まずこれは認めますけれども簡潔明瞭に的確にお願いいたします。

○11番（菅原義幸君） あなたの今の答弁では解決しません。私は覚書そのものが間違いなんだから、それは破棄して、直接町長が話し合いをして、職権で登記作業を進めるようにすべきだという提案してるんです。お手伝いさせてくださいって、だからダメだって言ってるんです。お手伝いする問題じゃないんです。登記を進める責任は、買う側、行政側にあるんですから行政の全責任で解決すべきですと言っているんです。噛み合った答弁を求めます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 噛み合った答弁をさせていただきます。

この覚書を破棄するべきだという考えのご意見でございましたが、この覚書を破棄してしまったら交渉がどこに向かうかわからないという危険性がございます。ですからこれはあくまでも守って、この上で町がしっかりとお手伝いをして、この問題を解決するということが今1番大事なことです。これは破棄するということは、大変な状況になるというふうに、これはわかっているとと思いますがご指摘をさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） これで菅原議員の4問目の質問を終わります。

次5問目の質問に入ります。

菅原義幸議員。

○11番(菅原義幸君) 最後の5問目、質問いたします。町長であります。

続発する不祥事にピリオドを打ち、町政を健全化するための課題について伺います。

平成29年3月に強行した不適切な専決処分を切っ掛けに不祥事が続発しています。町長の不誠実な対応によるせたな雅荘の閉鎖と1億5,000万円の補助金返還問題、町長選挙公約に反する国民宿舎あわび山荘の廃止、病院敷地内での度重なる飼い犬咬傷事件、温泉ホテルのヒ素検出、長期にわたる町道山麓通線の民地未処理問題、町公共施設の個別施設計画未着手問題に加え、町長が組合長である北部桧山衛生センターでの不適切なゴミ処理問題なども露見しています。

最近の町長の議会答弁は、偽り、ごまかし、詭弁などが散見され、議会運営委員会からも注意を受けており、部下への責任転嫁や町民要望を自己責任の一言で切り捨てるなど、憂慮する言動も目立ちます。このような町政を改革し健全化するための課題について、町長の考えを伺います。

○議長(真柄克紀君) 高橋町長。

○町長(高橋貞光君) 5問目のご質問にお答えをいたします。

ご質問にあります事案は、いずれも私は不祥事に当たらない案件と考えるところですが、すでに解決済みの案件や課題解決に時間を要しているもの、あるいは一部不適切な事務処理というものもあるようであります。いずれにいたしましても、丁寧に、解決に向けて努力をしております。また議会答弁、言動につきましても、ご指摘があったところですが誤解のないよう、理解をいただけるよう精神誠意、説明をつくしてまいります。

町政を改革し健全化するための課題についてであります。私は、町政運営を執行するにあたり、公平、誠実、融和を基本姿勢とし、常に効率的な町政運営に心掛け、財政の健全化に意を用い、町民皆さんの要望などに耳を傾け、住民サービスの向上と町民全体の利益を考え、地域バランスのとれたまちづくりに努力してまいりました。

今後においても、その考え方に変わりはなく、せたな町総合計画の副題にありますみんなが主役、笑顔あふれるまちづくりのため、町政の執行に取り組んでまいります。

さらには、私を含めてですが、全職員が全体の奉仕者として公共の利益のために、公務員倫理の保持、服務規律の徹底及び公正な職務の執行に取り組んでいるところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長(真柄克紀君) これで菅原義幸議員の一般質問を終わります。

#### ◎延会宣告

○議長(真柄克紀君) 皆様にお諮りいたします。

本日の会議はこれで閉じ、残余の議案の審議は明日行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれで閉じることに決しました。なお、会議は明日10時に再開いたします。

本日はこれにて延会します。  
どうも長時間ご苦勞さまでした。

延会 午後5時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年1月25日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 榊 田 道 廣

署名議員 本 多 浩

## 令和2年第4回せたな町議会定例会 第2号

令和2年12月11日（金曜日）

### ○議事日程（第1号）

- 1 議案第13号 せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第 1号 令和2年度せたな町一般会計補正予算（第10号）
- 3 議案第 2号 令和2年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 4 議案第 3号 令和2年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第 4号 令和2年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第 5号 令和2年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第 6号 令和2年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第 7号 令和2年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第 8号 令和2年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 9号 令和2年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第10号 令和2年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第5号）
- 12 議案第11号 令和2年度せたな町病院事業会計補正予算（第3号）
- 13 議案第12号 せたな町議会議員及びせたな町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 14 議案第14号 せたな町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例について
- 15 議案第15号 せたな町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について

（第2号の追加1）

- 1 会期の延長について

### ○出席議員（12名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 吉田 実 君   | 2番 梶田 道廣 君  |
| 3番 本多 浩 君   | 4番 橋本 一夫 君  |
| 5番 熊野 主税 君  | 6番 道高 勉 君   |
| 7番 大湯 圓郷 君  | 8番 横山 一康 君  |
| 9番 石原 広務 君  | 10番 平澤 等 君  |
| 11番 菅原 義幸 君 | 12番 真柄 克紀 君 |

### ○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

|            |         |
|------------|---------|
| 町 長        | 高橋 貞光 君 |
| 教育委員会教育長   | 小坂橋 司 君 |
| 農業委員会会長    | 原田 喜博 君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大坪 観誠 君 |

代 表 監 査 委 員 残 間 正 君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

|              |     |     |   |
|--------------|-----|-----|---|
| 副町長          | 佐々木 | 正則  | 君 |
| 総務課長         | 原   | 進   | 君 |
| まちづくり推進課長    | 佐藤  | 英美  | 君 |
| 財政課長         | 佐野  | 英也  | 君 |
| 税務課長         | 濱登  | 幸恵  | 君 |
| 町民児童課長       | 濱口  | 喜秋  | 君 |
| 認定こども園長      | 伊藤  | 悦子  | 君 |
| 保健福祉課長       | 樋口  | 靖   | 君 |
| 農務課長         | 河原  | 泰平  | 君 |
| 水産林務課長       | 八木  | 忠義  | 君 |
| 建設水道課長       | 平田  | 大輔  | 君 |
| 会計管理者        | 高橋  | 純   | 君 |
| 国保病院事務局長     | 西村  | 晋悟  | 君 |
| 総務課長補佐       | 小林  | 和仁  | 君 |
| まちづくり推進課長補佐  | 阪井  | 世紀  | 君 |
| 財政課長補佐       | 井村  | 裕行  | 君 |
| 税務課長補佐       | 奥村  | 大樹  | 君 |
| 町民児童課長補佐     | 坂谷  | 洋二  | 君 |
| 保健福祉課長補佐     | 浜高  | 正明  | 君 |
| 保健福祉課長補佐     | 藤谷  | 知昭  | 君 |
| 地域包括支援センター所長 | 長内  | 京   | 君 |
| 農務課長補佐       | 吉田  | 有哉  | 君 |
| 建設水道課長補佐     | 金澤  | 喜嗣  | 君 |
| 国保病院事務局次長    | 中川  | 譲   | 君 |
| 経営戦略室次長      | 手塚  | 清人  | 君 |
| 総務課主幹        | 中山  | 康春  | 君 |
| まちづくり推進課主幹   | 松原  | 孝樹  | 君 |
| まちづくり推進課主幹   | 伊藤  | 哲史  | 君 |
| まちづくり推進課主幹   | 竹内  | 亜希子 | 君 |
| 町民児童課主幹      | 黒澤  | 美知子 | 君 |
| 保健福祉課主幹      | 古守  | 亜珠  | 君 |
| 保健福祉課主幹      | 垣本  | 利子  | 君 |

|              |   |    |   |    |   |
|--------------|---|----|---|----|---|
| 地域包括支援センター主幹 | 今 | 川  | 勇 | 吾  | 君 |
| 農務課主幹        | 齊 | 藤  |   | 真  | 君 |
| 水産林務課主幹      | 山 | 本  |   | 亨  | 君 |
| 建設水道課主幹      | 川 | 上  | 佳 | 隆  | 君 |
| 建設水道課主幹      | 桑 | 田  | 一 | 良  | 君 |
| 建設水道課主幹      | 鈴 | 木  | 涼 | 平  | 君 |
| 職員厚生係長       | 尾 | 野  | 裕 | 也  | 君 |
| 地域生活係長       | 岡 | 島  | 讓 | 二  | 君 |
| 防災係長         | 齊 | 藤  | 哲 | 章  | 君 |
| 商工労働観光係長     | 撫 | 養  | 和 | 伯  | 君 |
| 財政係長         | 稲 | 船  | 洋 | 志  | 君 |
| 障がい福祉係長      | 平 | 田  | 慎 | 太郎 | 君 |
| 包括支援係長       | 大 | 久保 | 麻 | 未  | 君 |
| 地域支援係長       | 金 | 澤  | 早 | 苗  | 君 |
| 地域支援係長       | 田 | 畑  | 貴 | 子  | 君 |
| 農政係長         | 大 | 庭  |   | 啓  | 君 |
| 業務係長         | 北 | 山  | 典 | 孝  | 君 |

《大成総合支所》

|          |   |    |   |   |   |
|----------|---|----|---|---|---|
| 支所長      | 杉 | 村  |   | 彰 | 君 |
| 次長       | 佐 | 々木 | 正 | 人 | 君 |
| 大成診療所事務長 | 古 | 守  | 幸 | 治 | 君 |

《瀬棚総合支所》

|              |   |   |   |    |   |
|--------------|---|---|---|----|---|
| 支所長          | 神 | 田 |   | 昌  | 君 |
| 養護老人ホーム三杉荘所長 | 横 | 川 |   | 忍  | 君 |
| 次長           | 増 | 田 | 和 | 彦  | 君 |
| 福祉係長         | 稲 | 船 | 奈 | 穂子 | 君 |

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

|          |   |   |   |   |   |
|----------|---|---|---|---|---|
| 事務局長     | 丹 | 羽 |   | 優 | 君 |
| 次長       | 古 | 畑 | 英 | 規 | 君 |
| 大成教育事務所長 | 杉 | 村 | 輝 | 明 | 君 |
| 主幹       | 長 | 内 | 解 | 人 | 君 |
| 主幹       | 尾 | 野 | 真 | 也 | 君 |
| 学校給食係長   | 山 | 崎 | 秀 | 人 | 君 |

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

|      |   |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|---|
| 事務局長 | 西 | 田 | 良 | 子 | 君 |
|------|---|---|---|---|---|

農 地 係 長 小 池 秀 樹 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 原 進 君

書 記 次 長 小 林 和 仁 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君

次 長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君

次 長 上 野 朋 広 君

主 事 原 田 翔 太 君

◎開議宣告

- 議長（真柄克紀君） 皆さんおはようございます。  
ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。  
定例会を再開いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付したとおりでございます。  
議案審議に入ります。  
議案第13号は、補正予算に関連しますので先に審議いたします。

◎日程第1 議案第13号

- 議長（真柄克紀君） 日程第1、議案第13号せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

- 副町長（佐々木正則君） 議案その2の7ページでございます。議案第13号せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。人事院規則に準じ、新型コロナウイルス感染症により町民の生命及び健康を保護するために従事した職員に対し防疫等作業手当を支給するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

- 総務課長（原 進君） 議案第13号せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。今回改正する内容につきましては、新型コロナウイルス感染症から町民の生命及び健康を保護するため従事した職員に対し、防疫作業手当として作業に従事した日1日につき3,000円を支給し、また身体に接触するなど長時間にわたり接して行う作業、その他、町長がこれに準ずる作業と認める作業については4,000円を支給する改正内容となっております。

9ページの新旧対照表で説明させていただきます。改正前でございます。附則第1項第2項のあとに、改正後では、下線部の附則第3項、第4項の規定を追加するものでございます。なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後のせたな町職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項及び第4項の規定は令和2年2月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。  
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。  
これより採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決しました。

#### ◎日程第2 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第2、議案第1号令和2年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から2億2,156万4,000円を減額し、補正後の予算総額を100億4,746万6,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた各種事務事業の予算精査のほか、公共施設個別施設計画策定業務、農業生産事業者経営継続事業補助金、産業担い手育成事業奨励金、施設指定管理料など行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして、債務負担行為の追加1件、地方債の変更4件をそれぞれお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは議案その1、5ページ、第2表債務負担行為からご説明いたします。債務負担行為の追加1件でございます。漁業近代化資金利子補給につきましては、令和2年度に借り入れた漁業近代化資金融資に対する利子補給でありまして、令和3年度から令和7年度までの債務負担をお願いするものでございます。

次に6ページでございます。第3表地方債の変更4件でございます。町有施設解体事業など4事業について事業費の精査による限度額の変更でございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

それでは別冊の補足資料によりご説明いたします。事前にお目通しをいただいているものと思いますので簡略に説明させていただきます。

はじめに歳出からご説明いたします。補足資料の3ページでございます。議案その1では15ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、6目基金管理費、27節繰出金200万円の追加につきましては、町外の2人の方から一般寄附がありましたので、寄附者の意向に沿って奨学資金貸付基金、中村秀夫基金に繰り出しするものでございます。7目企画費129万8,000円の減額でございます。18節負担金補助及び交付金では、申請件数の増により空家等除却事業補助金100万円の追加、今年度予定していた若松地区の改修事業が令和3年度に延期となったため、テレビ共同受信施設大規模改修事業補助金132万円の減額をお願いするものでございます。13目諸費1,154万円の追加でございます。12節委託料では、公共施設の個別施設計画策定業務として693万円をお願いするものでございます。18節負担金補助及び交付金では、生活交通路線維持費補助金79万7,000円、地域間幹線系統維持費補助金257万2,000円の追加は、久遠線、檜山海岸線、瀬棚線の事業費の精査によるものでございます。次にデマンドバス運行事業費補助金110万円の追加は、車両の大型化及び乗合利用者の増によるものでございます。結婚定住奨励金30万円の追加は、申請件数3組の増によるものでございます。15目特別定額給付金給付事業費714万7,000円の減額でございます。国民1人あたり現金10万円を一律に支給する特別定額給付金では、給付予定者7,690人に対して、7,685人に給付しております。それに伴う事業費の精査によるものでございます。17目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費では1,030万円の追加をお願いするものでございます。国の2次募集による申請件数が増えたことから、町対象事業件数26件を見込み、農業生産事業者への販路回復、開拓や事業継続転換のための機械設備の導入など総合的に支援するため、農業生産事業者経営継続事業補助金の追加をお願いするものでございます。18目新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業費では220万円の追加をお願いするものでございます。感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援等事業用として、マスク、消毒液などの消耗品及び加湿空気清浄機などの備品を社会福祉施設等に整備するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,846万6,000円の追加をお願いするものでございます。27節繰出金では、職員給与費、財政安定化支援事業費等の精査による国民健康保険事業特別会計繰出金230万1,000円の減、介護給付費繰入等の精査による介護保険事業特別会計繰出金2,508万4,000円の追加、介護予防支援事業費等の精査による介護サービス事業特別会計繰出金121万1,000円の追加でございます。

次に4ページでございます。4目後期高齢者医療費1,225万3,000円の減額は、18節負担金補助及び交付金、療養給付費負担金は、令和2年度の負担金の額が確定したため983万7,000円を減額するものでございます。27節繰出金では、後期高齢者医療特別会計繰出金は、令和元年度の負担金の確定に伴い保険基盤安定繰出金等の精査により241万6,000円を減額するものでございます。5目障害者福祉費2,337万円の追加をお願いするものでございます。19節扶助費では、新規のサービス利用件数及び給付額が増えていることにより、障害福祉サービス等給付費2,162万7,000円の追加をお願いするものでございます。6目福祉施設費76万3,000円の追加をお願いするものでございます。10節需用費では、瀬棚老人と母と子の家の外壁が剥がれ、ひび割れ等があるため外壁等の修繕に61万1,000円の追加をお願いするものでございます。2項児童福祉費、4目児童福祉施設費では、464万7,000円の追加をお願いするものでございます。

18節負担金補助及び交付金では、せたな町内において令和3年4月から10人規模の民間学童施設の開設準備経費補助として、放課後児童健全育成事業補助金100万円の追加をお願いするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目公営温泉浴場管理費117万7,000円の追加をお願いするものでございます。12節委託料では、新型コロナウイルス感染症の影響による日帰り入浴の減収補填分として、貝取潤公営温泉浴場指定管理料140万円を追加するものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では3名のUターン等就業者に奨励金として、産業担い手育成事業奨励金300万円の追加をお願いするものでございます。7目農業施設管理費51万7,000円の追加をお願いするものでございます。10節需用費では、配管等の腐食で漏水しているふれあいプラザ雨水管修繕及び丹羽活性化センターの浄化槽水中ポンプ修繕など63万9,000円の追加をお願いするものでございます。2項林業費、1目林業総務費18万8,000円の追加をお願いするものでございます。7節報償費では、エゾシカの捕獲頭数の増によるエゾシカ捕獲報償金40万円の追加をするものでございます。

7款1項共に商工費、4目温泉ホテルきたひやま管理費1,236万2,000円の追加をお願いするものでございます。12節委託料、施設指定管理料1,189万6,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填として、宿泊・宴会部門のキャンセルに伴う影響分592万1,000円、日帰り入浴減少分517万3,000円、小荷物専用昇降機部品交換及び浴室泡風呂用ポンプ交換の施設修繕分として80万2,000円の追加をするものでございます。また町内2箇所を設置してある温泉看板が腐食していることから、看板の撤去業務として46万6,000円の追加をお願いするものでございます。

次に5ページでございます。8款土木費、1項土木管理費、2目熱源供給施設管理費159万8,000円の追加をお願いするものでございます。14節工事請負費では、高温槽水位計の故障により温泉2号井高温槽水位計取替工事をお願いするものでございます。2項道路橋梁費、2目地方道改修事業費1億9,223万5,000円の減額でございます。12節委託料では、補助事業の割当額の減額による連絡橋他、補修工事实施設設計業務1,310万円の減額でございます。14節工事請負費では、入札執行残の精査及び社会資本整備総合交付金の割当額の減額による不動橋補修工事2,293万2,000円の減、町道栄線舗装補修工事1,075万円の減、町道防雪柵新設工事1億4,500万円の減額でございます。

9款1項1目共に消防費では、檜山広域行政組合消防費負担金1,035万7,000円の減額でございます。補正内容につきましては、別冊で配付しております檜山広域行政組合関係予算事項別明細書(第1回)でご確認いただけますが、消防署経費分820万3,000円の減額、消防団経費分386万9,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により会議、訓練等の中止によるものでございます。消防施設経費分171万5,000円の追加は、湿度計の故障のため気象観測装置の修繕及び高規格救急自動車整備事業の精査によるものでございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費423万円の追加をお願いするものでございます。13節使用料及び賃借料では、3密対策として大型車両の使用による増として、スクールハイヤー使用料438万9,000円の追加をするものでございます。3目学校施設整備費では262万3,0

00円の追加をお願いするものでございます。10節需用費50万円の追加は、瀬棚小学校体育館の非常口の扉がゆがみ、扉の開閉に支障をきたしていることから修繕をお願いするものでございます。

14節工事請負費では、瀬棚小学校特別支援教室及び北檜山小学校保健室にそれぞれエアコン1台の設置をお願いするものでございます。3項中学校費、2目教育振興費14万7,000円の追加をお願いするものでございます。19節扶助費では、要保護及び準要保護生徒就学援助費106万7,000円の追加は、各支給費目の単価アップによるものでございます。

次に6ページでございます。12款1項1目共に職員給与費4,730万円の減額をお願いするものでございます。2節給料1,872万2,000円の減額は人事異動による増及び退職者の精査によるものでございます。3節職員手当等1,964万1,000円の減額は、人事異動及び人事院勧告による給与改定及び退職者の精査によるものでございます。4節共済費885万1,000円の減額は、負担金率の変更及び退職者等の精査によるものでございます。

14款災害復旧費については、11月20日に発生した低気圧の大雨による被害の復旧経費について、お願いをするものでございます。2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁施設災害復旧費、10節需用費80万円の追加は、北檜山区の町道兜野線の横断管修繕、瀬棚区の町道がんび岱内線の路肩決壊修繕をお願いするものでございます。2目河川災害復旧費では100万円の追加で北檜山区の普通河川濁川の河岸修繕、瀬棚区の準用河川第1最内川の河床修繕をお願いするものでございます。

これらに係る主な歳入でございます。戻りまして補足資料の1ページでございます。議案その1では9ページからとなります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、給付費の精算による障害福祉サービス等給付費負担金1,081万3,000円、療養介護医療給付費負担金12万5,000円、育成医療給付費負担金3万円の追加でございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、特別定額給付金給付事業の充当財源として特別定額給付金給付事業費及び事務費補助金1,595万円の減額をするものでございます。

すいませんここで大変恐れ入りますけれども、説明欄の事業名に誤りがございますので、ご訂正をお願いいたします。説明欄の橋梁長寿命化補修事業補助金となっておりますけれども、補助金を交付金に訂正願います。またその下の2節道路メンテナンス事業補助金の橋梁長寿命化補修事業交付金、交付金を補助金に訂正をお願いいたします。説明欄の上のほうの長寿命化補修事業補助金これを交付金に、そしてその下のほうにある長寿命化補修事業交付金を補助金に訂正願います。大変申し訳ありません。よろしく申し上げます。説明のほうに入らせていただきます。4目土木費国庫補助金1億1,169万円の減額をお願いするものでございます。1節社会資本整備総合交付金の橋梁長寿命化補修事業交付金は、事業費の精査により7,365万6,000円の減額をお願いするものでございます。なお令和2年度から2節道路メンテナンス事業補助金に名称変更となりますので、橋梁長寿命化補修事業補助金として5,214万円を追加しております。次の地域住宅計画関連事業交付金から雪寒機械更新事業交付金までは、補助対象事業費の精査によるものでございます。5目教育費国庫補助金では、学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る支援事業である小学校のエアコン設置の充当財源として、学校保健特別対策事業費補助金116万円の追加でございます。

15款道支出金、2項道補助金、2目民生費補助金580万1,000円の追加は、感染症対策を

徹底した上での介護サービス提供支援事業費等の充当財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金220万円の追加でございます。放課後児童健全育成事業等の充当財源である子ども子育て支援交付金360万1,000円の追加でございます。

17款1項共に寄附金、2目一般寄附金では200万円の追加でございます。ご寄附された2名の方の意向に沿いまして、奨学資金貸付基金、中村秀夫基金に積み立てをするものでございます。

次に2ページでございます。18款繰入金、1項基金繰入金、5目担い手育成基金繰入金では、産業担い手育成事業奨励金に充当するため300万円を追加するものでございます。6目生活交通確保対策基金繰入金では、生活交通路線維持費補助金に充当するため336万9,000円、デマンドバス運行事業費補助金に充当するため110万円を追加するものでございます。

19款1項1目共に繰越金では、前年度繰越金4,403万6,000円の減額でございます。

20款諸収入、5項1目共に雑入、6節土木費雑入では、5月11日に発生した北檜山区町営住宅寿団地の火災共済金として289万8,000円の追加でございます。

21款1項共に町債、1目総務債では、町有施設解体事業債20万円の減、2目土木債、橋梁長寿命化補修事業債1,450万円の減、防雪柵整備事業債5,810万円の減、雪寒機械更新事業債10万円の減については、事業費の精査によるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

橋本議員。

○4番（橋本一夫君） 補足資料の4ページの6款農林水産業費の林業総務費、40万円の増になっておりますが、その辺詳しくお願いします。

○議長（真柄克紀君） 八木課長。

○水産林務課長（八木忠義君） エゾシカ、ヒグマ捕獲なんですけど、直近の12月7日現在で、ヒグマ24頭、エゾシカ108頭を捕獲しております。国費で行ってる鳥獣被害防止総合対策事業での割当内示額56万4,000円を、ほぼ執行済みということになっておりますので、今回エゾシカ20頭分の補正をお願いしているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 橋本議員。

○4番（橋本一夫君） これシカの場合、来年の3月まで捕獲期間がありますので、その辺また頭数が増えたら補正ということになるんでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 八木課長。

○水産林務課長（八木忠義君） 今、国費で行ってる対策事業補助金の再配分が行われるってことも振興局のほうから通知が入ってますので、その状況次第で今回の補正で間に合えばいいことなんですけど、もし間に合わなければ、また3月の定例会に補正をお願いをする可能性はございます。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） ここについての関連質問なんですけど、20頭分追加申請ということで、予定してたよりたくさんの頭数が捕獲されるというふうなことだと思うんですけど、私も肌感覚でかなりシカの害というのは増えてるというふうに思うんですけど、昨年と比較してどれくらい捕獲頭数増えてい

るのかわかったら教えていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 八木課長。

○水産林務課長（八木忠義君） 年度途中なものですから、11月末現在4月から11月末現在の捕獲数なんですが、本年度は100頭捕獲しております。昨年度は71頭の捕獲となっております。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） ざっともうこの時点で3割ぐらい増しで捕獲してるということなので、かなりシカの鳥獣害っていうのが増えてきてると思いますので、この辺、今後やはりきちんと基幹産業の農業を守るという意味から見ましても、しっかり対策して行ってほしい、予算付けして行ってほしいと思いますが、町長いかがお考えでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 今町としても、この鳥獣被害については増えているというふうな認識を持っております。したがって、このハンター等の確保であるとか、鳥獣の捕獲に対しては、しっかり対応してまいりたいというふう考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 私が得ている情報によりますと、これシカやクマの被害だけじゃなくて、近隣の町村までアライグマも来ているというふうなことで、かなりいろいろな鳥獣害の被害が今後出てくるものと思います。せたな町は農林漁業、一次産業が大事な産業でありますので、この辺は抜かりなくやっていただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 所管の産業教育常任委員会で月日と開催回数が今手元に資料がございませんけれども、有害鳥獣のことにつきまして調査をいただきまして、その中には今、横山議員おっしゃったアライグマですか、こういったことも話題にはなっておりますので、そこは抜かりなく対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

平澤議員。

○10番（平澤 等君） 補足資料の5ページの道路橋梁費の中で、今回工事請負費の中で大幅な減額がなされてございます。この内容についてもっと詳しく説明していただきたいと思うんですが、先ほどの説明ですと、交付金の割当の減額というふうなことの説明がございました。これは年度当初に予算を計上した中でこの金額を査定、また地域の町道の防雪柵の新設工事ということで予算立ててるんですが、それが今この段階で減額、そしてまた予算のほうでも、この町債の土木債の変更というふうなことになってございます。こういった経緯について内容の説明を求めます。

○議長（真柄克紀君） 平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） ただいまの質問についてなんですが、今年度、社会資本整備総合交付金ということで当初配分がありましたのが、今回の防雪柵に関しましては、路線の測量と実施設計分のみでありました。その後、事業調整で5回ほど増額の要望はしてたんんですが、結局配分とならなかったのが現状でございます。工事費も高額なため、できれば交付金の活用しながら工事を進めたいと担当のほうで考えておまして、設置を心待ちにしてた住民の方に対しては、大変申し訳なく思っ

ておりますが、事業のほう先送りさせていただいた形になりました。来年度に向けましても引き続き積極的に要望のほうはしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 今の説明でわからないわけでないんですけども、やはり当初予算審議の段階で、こういった計画を持った中で私たち予算審査したわけでございます。それがたまたま今話された内容で国のほうから補助が得られなくなったというふうなことで中止というふうなこと、これらについてわかったのはいつ頃なんですか。

○議長（真柄克紀君） 平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 先ほど増額の要望を出させていただいたっていう話はしたんですが、最終の要望の返答が11月の末でしたので、産業教育常任委員会のほうにも報告はちょっと控えさせていただいたのが現状であります。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） いろいろな案件あると思うんですけども、この件に関しては、やはり高額なことであり、また先ほど課長申されましたように、地域の方は非常に希望を持った中で待ち望んでる事業で、取り外し式ではなくて固定式になるので、安心だなんていうことで期待されてたのに少し残念でございます。また常任委員会に対しても大きな金額の伴うことであれば、やはり緊急でも何らかの報告もしくは協議そういったものをしていただきたいと思いますけれどもいかがですか。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） このたびのこの件につきましては担当課から説明を申し上げたとおりでございます。事業が大幅に増減する場合には当然、所管の常任委員会にご説明を申し上げるのが基本だというふうに思っています。また今回ちょっと時間的なことで常任委員会への説明ができなかったわけでございますけれども、そういった場合は、例えば、所管の委員長に情報提供するだとか、こういったこともできるかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑希望ございますか。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 今回、減額精査的な要素が多いんですけども、その中でコロナウイルス感染症がこれからまた北海道を含めて、大変厳しく自粛ということの流れにある中で、3ページの総務管理費の18目の備品購入費、社会福祉施設等感染症対策用備品ということであります。これについては、そういう施設等に集まる方々への感染対策ということで、これ大変結構だと思うんですけども、特に冬季間におけるそういう密と言いますか、空気の感染だとか、そういうことからするといろいろな対応策っていうのはさらに考えていく必要があると私は思うんですけども、この社会福祉施設等、等っていう施設の主な中身っていうのはどこまで考えてるのか、その辺伺います。

○議長（真柄克紀君） 樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） ご質問にお答えいたします。ただいまのご質問ですが、新型コロナウイルス対策事業につきましては、国からありました感染症の緊急包括支援事業っていうことにかかる事業の補正でございます。それで対象となるサービス事業につきましては介護サービスを行っている事業所が主なものでございます。今回のこの町の補正につきましては、地域包括支援センターと居

宅介護支援事業所、障がい者の指定特定相談支援事業所、瀬棚デイサービスセンターと養護老人ホーム三杉壮ということで、町に関係する施設についての申請の事業所ということで取り扱いをしているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） これは当然そういった営利でやってる事業所、そしてまた町がそういう事業に取り組んでる事業という事での対象施設だと思いますけれども、そのほかに非営利でやってる施設だとか、こういったことについての対応策というのはどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） ただいまの議員のご質問の件につきましては、まだ今後、内部の担当のほうで協議をしていきたいというふうには考えてございます。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 目的っていうのは、営利だろうと非営利だろうと、そういう高齢者が集まる、そしてまた介護予防サービスということで展開しているものについても目的は同じだと思います。そういう面で、きちんと公平公正な立場からすると、町長も公平な町政をやってきたということも昨日も言っていましたので、私はそういう目線がとても大事だと思うわけでございます。その辺について、町民からそういう気持ちとございますか、思い起こすことがないように、特別のソフト対策について配慮していただきながら町政を進めるべきだと私は思いますので、そこは今検討中でございますので、十分検討、その辺、町長のお考え聞きたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） ちょっと答弁の仕方が悪かったと思います。まず今回の補正の事業につきましては、支給の対象サービス事業者というのは決まっております。今議員おっしゃる非営利の部分につきましては、この今回の補正の対象事業からは外れているところでございます。また営利の部分につきましてはまちづくり推進課で行ってます創生事業というところで対象になろうかと思っております。それにかからない非営利の部分につきましては、これから内部のほうで協議をしてみたいというふうには思っております。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） 補足資料の3ページ、13目諸費693万円についてお尋ねいたします。これ委託料、公共施設個別施設計画策定業務ということで委託料で出てますけども、どちらかコンサルタントか何かをお願いしているものでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 佐藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） これから予算が確定したらコンサルさんのほうに入札という形をお願いする予定でございます。

○議長（真柄克紀君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） こういう事業は、事業が起こるたびにコンサルタントをお願いするような仕事でございますか。

○議長（真柄克紀君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） 当初この個別施設計画については職員で対応するということが作業中にわかったものですから、本来であれば専門的な知識が必要だと年度当初にわかっていたら当初予算のほうで計上させてもらったんでしょと思いますが、今回新たにわかったものですから今回の補正ということにさせてもらったということでございます。

○議長（真柄克紀君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） 時間の余裕だとかってことでありますけれども、このお金ももしかしたら職員さんの頑張りで幾らか減るかもわからないっていう感じを受けます。それで今後こういうことにならないように、できる限り職員の皆さんに頑張っていて、本当にできない部分がをコンサルタントにお願いするというような今後の考え方でできればどうでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 佐藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） 今回の補正はなるべく職員でできるものは職員でやって、できないものについてお願いするものでございますので、そういったことでご理解願いたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

橋本議員。

○4番（橋本一夫君） ただいまの大湯議員の関連ですけれども、これ施設計画を策定した後の私たちに対する説明というのは3月中に行われるものなんでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 佐藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） 策定期間が年度内を予定しておりますので、年度明けてからのご説明になろうかなというふうに考えております。

○議長（真柄克紀君） 橋本議員。

○4番（橋本一夫君） それなら各常任委員会に付託されたと思うんですけども、そういう考えでいいですか。

○議長（真柄克紀君） 佐藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） 所管の委員会が総務厚生常任委員会なので、まずそちらのほうに説明して、関連ある部分が教育部門が関連あると思いますので、そちらの部門で産業教育にはご説明したいというふうに考えております。

○議長（真柄克紀君） ほかにございませんか。

大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） 補足資料の4ページの児童福祉施設費の100万円です。民間学習施設に対する開設準備補助のためって書いてあります。これは民間というと、どこの民間の教育施設なんですか。

○議長（真柄克紀君） 町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） ただいまのご質問にお答えいたします。今回この関係につきましては、町内の一般の方から新年度、北檜山区内で学童保育所を開設したいというご相談を受けてござい

ました。それで10人規模というようなことで開設したいということでございます。町のほうとしても現在、北檜山区学童保育所につきましては、定員を超えるような申し込みがございまして、今年度4月スタート時点で現在定員60名なんですけども、70名ほどの申し込みがありました。この申し込みを断るわけにはいきませんので、定員超過の中で北檜山の学童保育所を運営したわけですけども、やはりこういったお話がございましたので、町としても応援したいということで考えてございまして、こういった開設に係る準備経費でございまして、計上させていただきました。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） 教育のための個人的な施設に町が応援するのはわかりますけれども、どこの何者だかって何も書いてなくて、ただこういうふうにお金出したいということに対しては、私はちょっとこれは理解できないんですけども、例えば公文式がやってますよね、それがあふれてるから、新しく別な会社でも来て開業するのかどうか、その部分では別な会社なんですか、この公文式が建物が狭いから新しくするためのものか、それとも別な会社来るのか、どちらなんですか。

○議長（真柄克紀君） 質問整理します。大湯議員がおっしゃるのは、要するに中身というか、全然対象もわからない中でこういう予算措置すること自体がどうなのかという質問ですよ。

○7番（大湯圓郷君） そうです。

○議長（真柄克紀君） 町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） まず今開設しようとする方は一般の北檜山区内に住んでる方なんですけど、今現在、八雲町でそういう学童保育の施設で勤務されてる方で、こういったせたな町の現状を考えて北檜山区内で学童保育所を開設したいということでのご相談を受けてございました。これに係る経費につきましては、国道の補助が3分の1ずつ出ますので、町としてもそういった部分で応援させていただきたいということでの予算の計上でございます。

○議長（真柄克紀君） ちょっと町にお伺いしますが、この予算措置をするという段階の中で今議会のほうから質問があったとおり、その具体的な形、名前はいいにしても計画すらも何も出てこないで、この予算をとということは、余りにも乱暴というより配慮が足りないじゃないですか。

暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時07分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

改めて町側の答弁を求めます。

坂谷補佐。

○町民児童課長補佐（坂谷洋二君） ただいま質問の補助金につきましては、繰り返しになりますけれども、令和3年4月から町内在住の個人の方が北檜山区におきまして民間学童保育所を開設するため、現在、補助金等の相談を受けているところでございます。規模は、児童10人程度を想定しているということでございます。まずは学童保育所から運営のスタートを行いまして、軌道に乗ったあと

に、その他の、子ども・子育て支援事業を運営することも考えているということでございます。補助金につきましては、国で定めております子ども・子育て支援交付金、これについては歳入のほうでも補正をお願いしているところでございますけれども、これについて児童福祉法に規定しております放課後児童健全育成事業、学童保育所のことでございますけれども、これを実施する者に対しまして、国、道、市町村それぞれが3分の1の補助を行うと定められているところでございます。それに基づきまして、令和2年度は開設準備経費の補助、主に備品となりますけれども、それと令和3年度以降は、運営費の補助をしていかなければならないということになります。この補助金に関しましては、町内の3区の学童保育所、公立になりますけれども、この3区の学童保育所も交付を受けて運営しているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） 今の説明でわかりました。場所なんかも決まってるのであればお聞きしたいんですけども、決まっていなかったらやむを得ません。わかっている範囲で教えていただきたいと思いません。

○議長（真柄克紀君） 坂谷補佐。

○町民児童課長補佐（坂谷洋二君） 北檜山市街地の民間の施設の区画を借りて運営するという話を聞いてございます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 大湯議員の質問に関連して、私、総務厚生常任委員会に在籍してはいるんですが、町民児童課の所管はうちの常任委員会です。今言った案件、記憶が私に無いのか、常任委員会にかけられる案件ではなかったのか、どういう判断をしたか、その辺の答弁を求めます。

○議長（真柄克紀君） 町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） この件に関しましては、まだ詳細等がちょっとまだ煮詰まっていない部分もございまして、4月に向けての開設の準備経費ということで予算を計上したところでございます。詳細が決まりましたら年明けの常任委員会等でご説明させていただきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 今、大湯議員の質問で課長補佐から説明を受けました。すごくいいことだと思うんです。ただちょっとした情報も、ぜひいち早く所管なり、議会なりに報告をいただきたい。それはもう強くお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今の石原議員の質問に対してお答えを申し上げます。先ほど平澤議員の質問にもお答えしたとおりでございまして、情報につきましては逐一常任委員会で説明する、あるいは委員長に報告をすると行ったことで努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 橋本議員。

○4番（橋本一夫君） 今の関連なんですけれども、これには規約とか、そういうものはないんでしょうか。そして、こういうものはやっぱり半年ぐらい前から計画して、各委員会にも提案しながらや

ってもらいたいと思うんです。私たちも良い事業だと思ってますけれども、期間がなければどうしてたんだったという事になるんです。いやどっちの所管でもいいんですけども、だからその辺やっぱり議員は皆な協力したいなと思ってますので、その辺の計画は、各課、全てそうなんですけれども決断するにはもう少し早いうちに決断をして、議会に提案してらいたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） ちょっとしつこくなって申し訳ないんですが、この件に関して関連して質問させていただきます。私も石原議員と一緒に、このような子ども子育て事業というのは非常に応援したいですし、これから大切なものだという事は重々わかっております。ただ、先ほど町民児童課長の答弁の中で、まだ予算がきちっと煮詰まっていないが計上したっていうような趣旨の発言があったと思うんですが、この発言というのは私非常に問題だなと思うんです。きちっと根拠ある予算を立てて提案していただかないと私たちは審議できないんです。ですからこのことに関しても、先ほど副町長のほうから、きちんと今後は事前に説明しますというふうな発言ありましたが、非常に問題な発言だと思いますが、どうお考えになりますか、お答えください。

○議長（真柄克紀君） 坂谷補佐。

○町民児童課長補佐（坂谷洋二君） 大変申し訳ございませんでした。今回は開設の準備経費ということで、内容については、主に備品に係る部分でございます。それで4月から準備を進めるということでございますので、申し訳ございません、詳細につきましては、また議員皆様に内容等説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 先ほど聞いてましたら、これ10人規模からスタートして、将来、子ども子育て支援のところまで事業広げていきたい。すばらしい構想だと思うんです。これはぜひ私応援したいと思うんです。町にもぜひ応援していただきたいなというふうに思うんですが、ただやっぱり煮詰めないでスタートする。議会にきちんと報告しない。町民に報告をしないで進めていく、この体質というのは、どうも私、理解できない。もろ手を挙げて応援できなくなってくるんです。くどいようですが、やはりきちんとした説明、その説明責任を果たした上で、こういうものは出してほしい、重ねて申し添えます。いかがお考えでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 坂谷補佐。

○町民児童課長補佐（坂谷洋二君） この事業者からの相談につきましては、今現在、運営方法、それと補助金これを主に相談を受けているところでございますけれども、実は例えば、運営方法の中で開設時間とか、開設日数そういった問題もございます。そういったものが、国の補助金の基準の中では、その時間によっても貰える補助金というのが違って来るんです。それでこの事業者ともいろいろ相談してるんですけれども、どういった開設の方法とれば、どれだけの補助金がもらえるのかと、そういったことを考えていかないと軌道に乗った運営ができるかどうか分からないというところで、まだそういった協議の段階にございます。そういったことで、なかなか議会にも説明できる段階になかったと。それで今回の補正につきましては、令和2年度の開設準備経費、当然、新年度予算においては、運営費部分の予算計上をお願いするということになりますので、その前には常任委員会等で説明できると考えてございます。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 今の補佐の説明だとますますわからなくなっていました。詳細が決まらないのに予算計上する。また先ほど課長が言ったことを上書きするような感じになってしまうんです。これで今私たちが審議せよ、目的がきちっとしてないものに審議せよというのはかなり無理なことだと思うんですが、そこ理事者どうお考えになるか、お聞きします。

○9番（石原広務君） 議事進行。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 議長、一度議運なりできちんと整理していただきたいと思いますが、議長どのように判断しますか。

○議長（真柄克紀君） この件に関して、答弁、私聞いておりましたが、先ほど最初に私が申し上げましたけど、この町のほうは事業の経過の中でと言いますが、これ現実問題として議決しなきゃない予算が絡む問題です。それでこの扱いについては、大変残念ですけど議運のほうで1回この扱い議案ですから、ちょっと相談したいと思うんですけど、議運の委員長に議運の開催を要求したいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時18分

再開 午後 2時00分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議案第1号の修正議案が提出されましたので、配付するまで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時31分

○議長（真柄克紀君） 大変、長時間ご迷惑をお受けしました。

休憩を解き会議を再開いたします。

本案について大湯圓郷議員ほか5人から、お手元に配付したとおり修正の動議が提出されました。したがって、これを本案と併せて議題といたします。

中断しておりました原案について質疑を再開いたします。ありませんか。一般会計の残った案件です。

なければこれで質疑を終わります。

次に本修正案の提出者の説明を求めます。

大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） 令和2年度せたな町一般会計補正予算への修正議案の提案説明をいたします。

本補正予算案は、私たち議員が審議するに足りるだけの説明がなされず、議会議決をする議員としても責任あります。よって、減額修正の議案を提出すべきと判断いたしまして修正議案を提出いたし

ます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。本修正案への質疑を許します。  
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。  
これより討論を行います。まず原案に賛成の方の討論を許します。  
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。  
次に原案及び修正案に反対の方の討論を許します。  
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。  
それではこれより採決いたします。  
まず本案に対する大湯圓郷議員から提出された修正案について起立により採決いたします。  
本修正案に賛成の方はご起立願います。  
（起立する者あり）

○議長（真柄克紀君） 起立多数です。  
したがって修正案は可決されました。  
次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。  
お諮りいたします。  
修正議決した部分を除く部分について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。  
よって修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決しました。

### ◎日程第3 議案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第3、議案第2号令和2年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から230万1,000円を減額し、補正後の予算総額を13億1,640万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、給与費、事務費及び納付金の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。  
濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案書の47ページをお開き願います。歳出からご説明申し上げます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で32万7,000円の減額と2項徴税費、1目賦課徴収費で18万円の減額は、給与会計に伴う人件費の精算及び事務費の精査でございます。

48ページをお開き願います。3款1項1目共に国民健康保険事業納付金では、今年度の納付金が確定したことに伴い175万6,000円を減額するものでございます。

5款2項共に保健事業費、1目保健衛生普及費で31万1,000円の減額は、事務費の精査でございます。

6款1項1目共に積立金では、国民健康保険事業基金積立金27万3,000円を追加するものでございます。

これに伴う歳入でございますが46ページをご覧ください。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で230万1,000円を減額し、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

#### ◎日程第4 議案第3号

○議長（真柄克紀君） 日程第4、議案第3号令和2年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に215万8,000円を追加し、補正後の予算総額を1億6,376万8,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、後期高齢者システム改修業務、北海道後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案書の54ページをお開き願います。歳出からご説明申し上げます。1款総務費、2項1目共に徴収費で76万5,000円の追加は、制度改正に伴う後期高齢者電算システムの改修業務の追加をお願いするものでございます。

2款1項1目共に後期高齢者医療広域連合納付金では139万3,000円の追加、後期高齢者医療広域連合へ納付する事務費負担金及び保険料等負担金が確定したことに伴い追加をお願いするものであります。

これに伴う歳入でございますが52ページをお開き願います。1款1項共に後期高齢者医療保険料、1目保険料では、調定見込みにより437万4,000円の追加。

3款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金など241万6,000円の減額。

4款1項1目共に繰越金では、前年度繰越金4万8,000円を追加。

6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑運営事業補助金では、歳出で計上しました後期高齢者電算システム改修に伴う国庫補助金15万2,000円を追加し、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第5 議案第4号

○議長（真柄克紀君） 日程第5、議案第4号令和2年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に7,796万9,000円を追加し、補正後の予算総額を10億7,495万3,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、保険給付費の各種介護サービス給付費負担金及び介護予防サービス給付費の精査の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 議案の62ページ歳出からご説明いたします。主なものといたしまして1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額146万8,000円の追加につきましては、人件費の精査及び新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業費の精査、また令和3年度制度改正対応のための介護保険システム改修業務170万5,000円の追加によるものであります。

次に2款保険給付費、1項介護サービス等諸費から65ページ上段の6項特定入所者介護サービス等費までは、各給付費の精査及び財源振替によるものであります。

次に3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費から次のページの3項包括的支援事業・任意事業費までは、人件費の精査及び新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業費の精査であります。

次に4款1項1目共に基金積立金、補正額121万8,000円の追加につきましては、前年度介護給付費国庫負担金の追加交付により基金に積み立てるものであります。

68ページになります。6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、1目第1号被保険者介護保険料還付金補正額16万8,000円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる介護保険料の減免、2目償還金、補正額169万1,000円の追加につきましては、前年度地域支援事業交付金の返還金であります。

これに伴う歳入でございますが59ページをご覧ください。主なものといたしまして、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料で754万9,000円の追加。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金で1,496万円の追加、2項国庫補助金、1目調整交付金で759万9,000円の減。

60ページになります。5目権利擁護人材育成事業補助金で105万円の減、6目介護保険保険者努力支援交付金で198万3,000円の追加。

4款1項共に支払基金交付金、1目介護給付費交付金で2,051万5,000円の追加。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金で1,095万6,000円の追加。

61ページで7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金で2,469万3,000円の追加、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金で263万2,000円の追加。

8款1項1目共に繰越金では、前年度分地域支援事業交付金等返還金への充当金として、前年度繰越金169万1,000円をもちまして収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第6 議案第5号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、議案第5号令和2年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に130万2,000円を追加し、補正後の予算総額を5,986万7,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、介護予防プラン作成業務の追加のほか、給与費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 議案の73ページ歳出からご説明いたします。1款サービス事業費、1項通所介護サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費、補正額32万円の追加につきましては、瀬棚デイサービスセンターの設備等の修繕に係るものであります。次に3項1目共に介護予防支援事業費、補正額104万8,000円の追加につきましては、人件費の精査及び介護予防プラン作成業務の増加によるものです。次に4項1目共に居宅介護支援事業費、補正額6万6,000円の減につきましては、人件費の精査及び新型コロナウイルス感染症拡大防止による精査によるものです。

これに伴う歳入でございますが72ページをご覧願います。1款サービス収入、3項1目共に居宅介護支援事業所収入で7万2,000円の追加。

2款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金で121万1,000円の追加。

3款1項1目共に繰越金で、前年度繰越金1万9,000円を追加し、収支の均衡を図ったものがあります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第7 議案第6号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、議案第6号令和2年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に326万9,000円を追加し、補正後の予算総額を3億5,363万4,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、給与費の精査及び施設の修繕料の追加について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは議案の79ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費、補正額26万9,000円の追加につきましては、3節職員手当等から4節共済費までで人件費の精査によるものであります。

次に2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費、10節需用費では、愛知兜野地区配水池水位計修理及び小倉山地区配水管漏水修理などにかかる経費として修繕料300万円の追加をお願い

いするものであります。

これに伴う歳入ですが78ページをご覧願います。2款資本的収入、2項1目共に繰越金におきまして、前年度繰越金326万9,000円を追加し、収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第8 議案第7号

○議長（真柄克紀君） 日程第8、議案第7号令和2年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に52万9,000円を追加し、補正後の予算総額を1,630万2,000円とするものでございます。

その内容でございますが84ページでございます。歳出では、2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費におきまして、小川水源地等修繕について補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容については、ただいまの提案理由の説明で、ご理解できると思います。内容説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

#### ◎日程第9 議案第8号

○議長（真柄克紀君） 日程第9、議案第8号令和2年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から118万8,000円を減額し、補正後の予算総額を4億2,558万8,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設の修繕料及び給与費の精査について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは議案の89ページをお開きください。歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、2目管渠費、10節需用費で町道のマンホール修繕にかかる経費として修繕料77万円の追加、3目処理場費では、同じく10節需用費において瀬棚中継ポンプ場非常用発電機修理にかかる経費として、修繕料9万7,000円の追加をお願いするものであります。

次に2款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道整備費で、2節給料から18節負担金補助及び交付金までの292万9,000円の減額につきましては、人件費の精査によるものであります。

これに対する歳入ですが88ページをご覧ください。1款事業収入、2項営業外収入、1目他会計繰入金では、一般会計繰入金として59万2,000円の増額。

2款資本的収入、2項1目共に他会計出資金におきまして、一般会計出資金を292万9,000円の減額、同じく4項1目共に繰越金で、前年度繰越金114万9,000円を追加し、収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。  
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。  
これより採決いたします。  
お諮りします。  
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ◎日程第10 議案第9号

○議長(真柄克紀君) 日程第10、議案第9号令和2年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に10万円を追加し、補正後の予算総額を1,143万9,000円とするものでございます。

その内容でございますが94ページでございます。歳出では、1款事業費用、1項営業費用、3目処理場費におきまして、処理場の修繕について補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金、前年度繰越金をもちまして収支の均衡を図ってございます。説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 内容については、ただいまの提案理由の説明で、ご理解できると思います。内容説明を省略し、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。  
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。  
これより採決いたします。  
お諮りします。  
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第10号

○議長（真柄克紀君） 日程第11、議案第10号令和2年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から18万1,000円を減額し、補正後の予算総額を4,924万4,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費の精査について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） それでは議案の98ページをお開き願います。下段の歳出から説明します。1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費で、補正額18万1,000円の減でございます。その内容は8節旅費で、新型コロナウイルスの影響による会議等の中止によるものでございます。次に10節需用費では、2号機の風車の通信関係に不具合が生じ、その部品の交換やギアオイルポンプ等の故障に伴い修繕費をお願いするものでございます。次に11節役務費では、瀬棚総合支所にある遠隔操作電話回線を本庁に移設するものでございます。次に18節負担金補助及び交付金では、新型コロナウイルスの影響による会議等が中心になり、その参加負担金を精査したものでございます。

これに対する上段の歳入ですが、3款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入で18万1,000円の減により、歳入歳出18万1,000円をそれぞれ減額しまして、補正後の予算額を4,924万4,000円とし、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

平澤議員。

○10番（平澤 等君） ただいま説明あった風力発電事業について、補正については異存はございません。ただ内容について聞きたいことございますので教えてください。第3回定例会において修理費等について補正組んだのは私も記憶にございます。そのあといろいろなトラブルもあってなかなか動いてないっていうような情報もございます。これについて今現況どのようになって、今後の売電計画プランについても支障があるのかなのかということについて説明、総務厚生常任委員会ではあったようですが、資料はあったんですけども、なかなかわかりにくい点があるので、その辺について詳細な説明をしていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。3月の補正で羽の修理の関係は全て完了はしております。ただ2年間やっぱり動いていなかったということで、あちこち不具合が出ておまして、その修繕を行っている最中でございます。昨日、今日と設置した会社に来ていただいてそれらの修繕をしていただいていたんですけども、取り寄せた部品等がちょっと合わなくて、また今日も動いてないというような状況ですが、今月中には、その会社持ちでまた来ていただいて修繕していただくような手配となっております。なるべく今年中には動かしたいというふうな思いでやっておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） わかりました。現在のところまだ稼働してないということなので、あくまでも今回は18万8,000円の補正については、課長の説明があった内容でわかるんですが、ただ私ども議会として心配するのは、やはり売電の年間計画あります。そういったものについてきちんと遂行できるのかという心配がございます。それから以前に保険会社から修理費及び売電に対する補償もあるということで、それらについては心配がないだろうということだったんですが、この収入計画についても、この計画に沿った中で年度末それより順調にいくかと、今の説明によりますと、まだ直して、実際に本格稼働とはまだ行ってないという状態の中で、ちゃんとした収支計画が成り立つのかと。そういう点ちょっと懸念がございますのでその点についての説明も、お願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） 収入の部分についてでございますが、今年中に動いて、3月まで順調に稼働するとしたら今の収入は確保できるのではないかとというふうに考えております。また、今の修理それから動いてなかった期間の売電収入の補償を保険会社とやりとりしてる最中でございます。それもできれば3月までには支払いを求めていきたいというような形で事務を進めている段階でございますので、詳細わかりましたらまたご報告のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第11号

○議長（真柄克紀君） 日程第12、議案第11号令和2年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算の主なものでございますが、収益的収支の支出では、国保病院、瀬棚、大成両診療所における給与費の精査や新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

西村国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） それでは内容についてご説明いたします。はじめに、せたな町立国保病院分の収益的収支でございます。議案の104ページの支出からご説明いたします。1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、1目給与費では、人事院勧告に伴う給与改定により3,451万3,000円の減額をするものでございます。1節給料、2節諸手当、6節法定福利費でそれぞれ記載のとおりとなっております。諸手当のうち特殊勤務手当につきましては、新型コロナウイルス感染症に対処するための手当として71万2,000円の追加をお願いするものでございます。続きまして2項医業外費用、3目病院祭りでは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止いたしました病院祭の助成金20万円を減額するものでございます。3項特別損失、1目過年度損益修正損50万円の追加につきましては、本年2月及び3月に遡りまして新型コロナウイルス感染症に対処するための特殊勤務手当の追加となっております。続きまして2目その他特別損失199万円の減額は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の精査でございます。

これらに対します収入は103ページに戻りまして、1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益、2目外来収益で3,421万3,000円の減額、3項特別利益、2目その他特別利益で199万円を減額し、収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、せたな町立国保病院瀬棚診療所分の収益的収支についてご説明いたします。議案の107ページの支出からでございます。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所費用、1項医業費用、1目給与費では、人事院勧告に伴う給与改定により17万1,000円を減額するものでございます。2節諸手当、6節法定福利費でそれぞれ記載のとおりでございます。続きまして3項特別損失、2目その他特別損失9万9,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の精査でございます。

これらに対します収入は106ページでございます。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所収益、1項医業収益、1目外来収益で17万1,000円の減額、3項特別利益、2目その他特別利益で9万9,000円を減額し、収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、せたな町立国保病院大成診療所分の収益的収支についてご説明いたします。議案の109ページ支出からでございます。3款せたな町立国保病院大成診療所費用、1項医業費用、1目給

与費は、人事院勧告に伴う給与改定により63万4,000円を減額するものでございます。1節給料から5節法定福利費で、それぞれの記載のとおりでございます。

次に110ページでございます。3項特別損失、2目その他特別損失4万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の精査でございます。

これらに対します収入は108ページに戻りまして、3款せたな町立国保病院大成診療所収益、1項医業収益は、1目外来収益で63万4,000円の減額、3項特別利益、2目その他特別利益で4万8,000円を減額し、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第12号

○議長（真柄克紀君） 日程第13、議案第12号せたな町議会議員及びせたな町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その2でございます。議案第12号せたな町議会議員及びせたな町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についての提案理由を申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律により、町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る選挙公営の対象が拡大されることから、本条例を制定するものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第12号せたな町議会議員及びせたな町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを説明させていただきます。

2 ページでございます。今回提案する条例案につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律により、町議会議員選挙及び町長選挙に係る選挙公営の対象が拡大されることから提案するものでございます。主な内容といたしましては、町議会選挙における供託物制度の導入、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラやポスターの作成が限度額の範囲で公費負担となるものでございます。なお公費負担の適用を受けるには、それぞれの事業所等々と有償契約を締結する必要があること。またその適用を受けるには供託物が没収されないことなどの条件が条例化されます。

それでは条例案について説明させていただきます。第1条趣旨でございます。当条例が公職選挙法に基づき、せたな町議会議員選挙及びせたな町長選挙の公費負担に関し必要な事項を定めているものでございます。

次に第2条から第4条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額と、その使用期間や使用する選挙運動用自動車に係る契約締結の届出及び支払手続について定めております。

次に第5条でございます。第5条では、選挙運動用自動車を複数契約した際、選挙の当該日における使用する車を1台に指定し使用する車以外の管理等について定めているものでございます。

次に4ページでございます。第6条から第8条までは、選挙運動用のビラ作成に係る限度額、契約締結の届出、支払手続及び作成枚数の制限と、その1枚当たりの限度額について定めております。

次に第9条から第12条でございます。選挙運動用のポスターの作成に係る限度額、契約締結の届出、支払手続及びポスター作成枚数の制限と、その1枚当たりの限度額について定めております。

次に第12条、委任についてでございます。この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定めることですが、これにつきましては、当該条例にかかわる届出様式等の作成については、選挙管理委員会が定めるものでございます。なお附則といたしまして、この条例は公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。  
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。  
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。  
これより採決いたします。  
お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第14号

○議長（真柄克紀君） 日程第14、議案第14号せたな町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第14号せたな町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。租税特別措置法の改正によりまして、延滞金等の特例規定が改正されましたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案第14号せたな町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例について内容を説明させていただきます。

議案書は12ページからとなります。本条例の一部改正は、租税特別措置法が改正され、延滞金の割合の名称であります特例基準割合を延滞金特例基準割合に改められたことなどに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、議案書14ページ新旧対照表でご説明いたします。右が改正前、左側が改正後となります。第1条せたな町後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございます。附則第3条は延滞金の割合の特例について規定されておりますが、法律の改正に伴い引用する特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるなど、改正後の下線部のとおり文言の整理を行ったものでございます。2項では、延滞金の割合が0%となることのないよう割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%との割合とする文言を追加するものでございます。

続きまして15ページでございます。第2条せたな町税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部改正でございますが、先ほど説明した第1条の改正内容と同内容でございますので、説明は省略させていただきます。附則としまして、第1項は施行期日でございますが、この条例は令和3年1月1日から施行するものでございます。第2項及び第3項は経過措置の規定でございますが、第1条及び第2条による改正後の条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第15 議案第15号

○議長(真柄克紀君) 日程第15、議案第15号せたな町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第15号せたな町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。青少年の就学機会の確保及び支援の充実を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

丹羽教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(丹羽 優君) それでは一部改正の内容を説明させていただきます。

議案書の19ページの新旧対照表により説明させていただきます。まず現行の町奨学資金貸付条例は平成26年9月に貸付限度額を増額見直ししましてから6年が経過しております。この間昨年10月には消費税増税など、子育て世代の経済状況は大きく変化しております。また加えて今年に入ってから新型コロナウイルス感染症拡大に伴うアルバイトの解雇など、就学環境にも大きな影響を与えてきているところから今回の改正をするものでございます。

それでは改正内容に移らせていただきます。第3条の奨学資金の額及び交付期間でございます。第2号で大学の場合、改正前月額5万7,000円を6万円、第3号で短期大学の場合、月額3万5,000円を5万円、第4号で高等専門学校の場合、月額3万5,000円を5万円、第5号で専修学校の場合、いわゆる専門学校ですけれども、これは月額3万5,000円を5万円、第6号で高等学校の場合、月額2万3,000円を3万円、第7号で各種学校の場合3万5,000円を5万円、第8号でその他の学校の場合、月額3万5,000円を5万円にそれぞれ貸付限度額を増額するものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、施行日の前日まで改正前の規定により貸付けを決定された奨学資金については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎第2号の追加1 会期延長

○議長(真柄克紀君) お諮りいたします。

会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

○議長(真柄克紀君) 追加日程第1、会期延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は12月11日までと議決されておりますが、12月14日まで延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、会期は12月14日まで延長することに決定いたしました。

#### ◎延会宣告

○議長(真柄克紀君) お諮りいたします。

本日の会議はこれで閉じ、以後の議案審議は12月14日に再開し行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、延会することに決定いたしました。

なお12月14日午後1時30分再開いたしますので、ご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

どうも長時間ご苦勞さまでした。

延会 午後3時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年1月25日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 榊 田 道 廣

署名議員 本 多 浩

令和2年第4回せたな町議会定例会 第3号

令和2年12月14日（月曜日）

○議事日程（第3号）

- 1 諸般の報告
- 2 議案第16号 令和2年度せたな町一般会計補正予算（第11号）
- 3 発議第1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について
- 4 決議第1号 せたな町長、高橋貞光君に対する問責決議について

○出席議員（12名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 吉田 実君   | 2番 梶田 道廣君  |
| 3番 本多 浩君   | 4番 橋本 一夫君  |
| 5番 熊野 主税君  | 6番 道高 勉君   |
| 7番 大湯 圓郷君  | 8番 横山 一康君  |
| 9番 石原 広務君  | 10番 平澤 等君  |
| 11番 菅原 義幸君 | 12番 真柄 克紀君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

|            |        |
|------------|--------|
| 町長         | 高橋 貞光君 |
| 教育委員会教育長   | 小板橋 司君 |
| 農業委員会会長    | 原田 喜博君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大坪 観誠君 |
| 代表監査委員     | 残間 正君  |

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

|           |         |
|-----------|---------|
| 副町長       | 佐々木 正則君 |
| 総務課長      | 原 進君    |
| まちづくり推進課長 | 佐藤 英美君  |
| 財政課長      | 佐野 英也君  |
| 税務課長      | 濱登 幸恵君  |
| 町民児童課長    | 濱口 喜秋君  |
| 認定子ども園長   | 伊藤 悦子君  |
| 保健福祉課長    | 樋口 靖君   |

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| 農 務 課 長                 | 河 原 泰 平 君   |
| 水 産 林 務 課 長             | 八 木 忠 義 君   |
| 建 設 水 道 課 長             | 平 田 大 輔 君   |
| 会 計 管 理 者               | 高 橋 純 君     |
| 国 保 病 院 事 務 局 長         | 西 村 晋 悟 君   |
| 総 務 課 長 補 佐             | 小 林 和 仁 君   |
| まちづくり推進課長補佐             | 阪 井 世 紀 君   |
| 財 政 課 長 補 佐             | 井 村 裕 行 君   |
| 税 務 課 長 補 佐             | 奥 村 大 樹 君   |
| 町 民 児 童 課 長 補 佐         | 坂 谷 洋 二 君   |
| 保 健 福 祉 課 長 補 佐         | 浜 高 正 明 君   |
| 保 健 福 祉 課 長 補 佐         | 藤 谷 知 昭 君   |
| 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 | 長 内 京 君     |
| 農 務 課 長 補 佐             | 吉 田 有 哉 君   |
| 建 設 水 道 課 長 補 佐         | 金 澤 喜 嗣 君   |
| 国 保 病 院 事 務 局 次 長       | 中 川 讓 君     |
| 経 営 戦 略 室 次 長           | 手 塚 清 人 君   |
| 総 務 課 主 幹               | 中 山 康 春 君   |
| まちづくり推進課主幹              | 松 原 孝 樹 君   |
| まちづくり推進課主幹              | 伊 藤 哲 史 君   |
| まちづくり推進課主幹              | 竹 内 亜 希 子 君 |
| 町 民 児 童 課 主 幹           | 黒 澤 美 知 子 君 |
| 保 健 福 祉 課 主 幹           | 古 守 亜 珠 君   |
| 保 健 福 祉 課 主 幹           | 垣 本 利 子 君   |
| 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 主 幹 | 今 川 勇 吾 君   |
| 農 務 課 主 幹               | 斉 藤 真 君     |
| 水 産 林 務 課 主 幹           | 山 本 亨 君     |
| 建 設 水 道 課 主 幹           | 川 上 佳 隆 君   |
| 建 設 水 道 課 主 幹           | 桑 田 一 良 君   |
| 建 設 水 道 課 主 幹           | 鈴 木 涼 平 君   |
| 職 員 厚 生 係 長             | 尾 野 裕 也 君   |
| 地 域 生 活 係 長             | 岡 島 讓 二 君   |
| 防 災 係 長                 | 斉 藤 哲 章 君   |
| 商 工 労 働 観 光 係 長         | 撫 養 和 伯 君   |
| 財 政 係 長                 | 稲 船 洋 志 君   |
| 障 が い 福 祉 係 長           | 平 田 慎 太 郎 君 |
| 包 括 支 援 係 長             | 大 久 保 麻 未 君 |

|        |       |
|--------|-------|
| 地域支援係長 | 金澤早苗君 |
| 地域支援係長 | 田畑貴子君 |
| 農政係長   | 大庭啓君  |
| 業務係長   | 北山典孝君 |

《大成総合支所》

|          |        |
|----------|--------|
| 支所長      | 杉村彰君   |
| 次長       | 佐々木正人君 |
| 大成診療所事務長 | 古守幸治君  |

《瀬棚総合支所》

|              |        |
|--------------|--------|
| 支所長          | 神田昌君   |
| 養護老人ホーム三杉荘所長 | 横川忍君   |
| 次長           | 増田和彦君  |
| 福祉係長         | 稲船奈穂子君 |

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

|          |       |
|----------|-------|
| 事務局長     | 丹羽優君  |
| 次長       | 古畑英規君 |
| 大成教育事務所長 | 杉村輝明君 |
| 主幹       | 長内解人君 |
| 主幹       | 尾野真也君 |
| 学校給食係長   | 山崎秀人君 |

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 西田良子君 |
| 農地係長 | 小池秀樹君 |

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

|      |       |
|------|-------|
| 書記長  | 原進君   |
| 書記次長 | 小林和仁君 |

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

|      |        |
|------|--------|
| 事務局長 | 丹羽小百合君 |
| 次長   | 上野朋広君  |

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

|      |        |
|------|--------|
| 事務局長 | 丹羽小百合君 |
| 次長   | 上野朋広君  |

主 事 原 田 翔 太 君

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 皆様ご苦労様です。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりでございます。

ここで、先ほど開催いたしました第11回議会運営委員会の決定事項につきまして、委員長からの報告を求めます。

大湯議会運営委員長。

○7番（大湯圓郷君） 第11回議会運営委員会での協議いたしました結果について報告いたします。

町側より議案第16号令和2年度一般会計補正予算議案が追加提案されましたので、当該議案については、再開後の本会議において議事日程に登載し、直ちに審議することに協議決定いたしましたので報告いたします。

以上です。

○議長（真柄克紀君） これで報告を終わります。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第1、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第2 議案第16号

○議長（真柄克紀君） 日程第2、議案第16号令和2年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

追加提案にあたり町長より発言を求められておりますので、町長の発言を許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは、議長のお許しいたきましたので、お詫びを申し上げたいというふうに思います。先日の一般会計補正予算案が十分な説明ができずに修正議決に至りましたこと、大変申し訳なく思っているところでございます。今後こうしたことのないよう職務に努めてまいります。なお、今般このように補正予算案を日程に追加し、追加提案できる運びに改めて感謝申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 提案理由の前に一言申し上げたいというふうに思います。町長からもお詫びを申し上げたところでございますが、本会議での十分な説明ができず修正議決に至ったということにつきましては、大変申し訳なく思っているところでございます。また午前開催されました総務厚生常任委員会におきましては、提案の補正予算の調査をいただき、その際には、ご意見、ご指摘を受けたところでございます。早く気づくべきという反省をしているところでございます。補正予算に

つきましては、何とかお願いをしたいと思っているところでございまして、このような配慮につきまして感謝を申し上げます。

今後、こうしたことのないよう取り計らいについて進めてまいりたいというふうに思います。

それでは提案理由の説明を申し上げます。今回、提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に793万円を追加し、補正後の予算総額を100億4,746万6,000円とするものでございます。

その内容でございますが、公共施設個別施設計画策定業務、放課後児童健全育成事業補助金について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは内容についてご説明いたします。

議案その5、5ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、13目諸費693万円の追加は、公共施設個別施設計画策定業務の追加をお願いするものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費100万円の追加は、せたな町内において令和3年4月から10人規模の民間児童施設の開設に伴い、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業を実施するものに対し、国、道、市町村がそれぞれ3分の1の放課後児童健全育成事業補助金を交付することとされているため、その開設準備経費補助を追加するものでございます。

これに係る歳入でございますが戻りまして4ページでございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金33万円の追加。

15款道支出金、2項道補助金33万円の追加につきましては、放課後児童健全育成事業補助金の財源として、子ども・子育て支援交付金の追加でございます。

19款1項1目共に繰越金では、前年度繰越金727万円の追加でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 発議第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第3、発議第1号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎日程第4 決議第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第4、決議第1号せたな町長高橋貞光君に対する問責決議についてを議題といたします。

提出議員の提案理由の説明を求めます。

大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） ただいま上程されました決議第1号せたな町長、高橋貞光君に対する問責決議の提案理由を申し上げます。

せたな町議会は、せたな町長、高橋貞光君に対し次のとおり責任を問うとするものです。

高橋貞光町長は補正予算を提出するにあたり、予算を支出するのに足りうる説明を欠いたまま予算提案されるなど、町民の税金を扱う立場として非常に不誠実であると言わざるを得ない。また理事者と職員との間で意思疎通が少なく、連携した業務の執行が図られておらず、ひとえに町長の管理監督能力の不十分さによるものである。これらのことから町長としての政治的、道義的責任を強く問うものであります。

以上、決議するものであります。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を省略し、討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（真柄克紀君） 以上で、今定例会に附議された全ての案件の審議は終了しましたので、会議を閉じる前に一言閉会にあたり申し上げます。

第4回定例会閉会に向け、議員各位、町理事者、職員皆様に一言申し上げます。

令和2年元日は、オリンピックの開催年ということで大変希望に向けてスタートしましたが、2月に入って人類が予想だにしない新型コロナウイルス感染症によって大変辛く、全てが閉塞感に包まれて、日々の自由な生活が束縛される町民にとって経済活動、日常生活、大変大きな打撃を受けた1年となってしまいました。また次年度に向けても、その解決の方向はまだ見えておりません。また町民の方々には大変な苦難の時期がしばらく続くものと思います。せつな町議会としては、町理事者と協調して地域でいち早くコロナ対策特別委員会を立ち上げ、プレミアム商品券、農業漁業生産基盤継続事業、商工業者の救済、学校支援事業等、大変大きな予算をスピーディーに審議し、町民の負託に応えるよう議論を重ねてきたつもりでございます。令和3年におきましても、コロナ対策の案件につきましては、議員、町一丸となって全身全霊を持って取り組んでいく覚悟でございます。

今年の議論を振り返ってみますと、ある意味では町民に必要な施策が、スピーディーに解決を図ることができない案件、それが何点か指摘され現実に来年度の問題解決に向けて継続されることになりました。これは大変残念なことでございます。町政の中で何を議論し、何が行われているのか、議会は行政全般にわたる意思決定機関として、その機能を十分に発揮し、より一層高める役割を果たしていかなければならないと考えております。

新年におきまして、その点を踏まえ町理事者、特に執行者、英知を持って、勇気を持って、行政に奮闘されることを心からご祈念いたしまして、閉会に向けての言葉といたします。

令和3年度は、皆様にとりまして輝かしい1年であるよう心からお祈り申し上げます。

#### ◎閉会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上をもちまして令和2年第4回せつな町議会定例会を閉会いたします。どうも長時間ご苦労さまでした。

閉会 午後1時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年1月25日

議 長 真 柄 克 紀

署 名 議 員 梶 田 道 廣

署 名 議 員 本 多 浩